

第三次 宜野湾市教育振興基本計画

令和8年3月

宜野湾市教育委員会

はじめに

現代は将来の予測が困難な時代であり、少子化・人口減少や高齢化、グローバル化の進展と国際的な地位の低下、地球規模の課題、子どもの貧困、格差の固定化と再生産、地域間格差、社会のつながりの希薄化などは、社会の課題として継続的に掲げられてきました。こうしたなか発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、国際経済や交流、体験活動に大きな影響を与え、学校においては休業を通じて学校の福祉的役割が再認識されました。感染拡大当初は ICT 活用の遅れが課題でしたが、遠隔教育の進展により学びが変化し、デジタルトランスフォーメーション（DX）は良い社会変革の可能性として注目されています。

このように予測困難な未来の社会を見据え、自ら社会の課題や変化に対応して人材を育成し、社会を創造することが重要であり、一人一人がより豊かな人生を送ることのできる持続可能な社会づくりに繋がる対応が求められています。

そのために、豊かな人間性と創造性を備えた子どもの育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進することが大切です。また、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たしながら連携を深化・充実させることが不可欠です。

さらに、人生 100 年時代に向け、一人一人の可能性を最大限に引き出し、豊かな人生を送ることができるよう、誰もがあらゆる機会に学び続けることができる環境づくりが求められており、生涯学習の重要性も一層増してきております。

本市では、平成 27 年度に「宜野湾市教育振興基本計画」を策定し、「学び合い、未来を切り拓く人材の育成」を基本理念として「人を育てる」という座標軸を据え、人材豊かな宜野湾市づくりを推進してきました。

第二次計画の終了に向けて、「基本理念」「基本方向」は継承しつつ「基本目標」「基本施策」について見直し、令和 8 年度から令和 12 年度までの本市の教育の方向性を示す計画として、第三次宜野湾市教育振興基本計画を策定しました。

本計画に基づき、教育委員会においては、幼児教育からスタートし、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場において学習することができ、市民一人一人が自らの夢に向かって輝くことのできる教育の実現を目指し、様々な施策を展開いたします。

結びに、本計画を策定するにあたり、貴重なご意見・ご提言を賜りました宜野湾市教育振興基本計画策定委員の皆様はじめ、調査やパブリックコメント等にご協力いただきました多くの皆様に深く感謝し、お礼を申し上げます。

令和 8 年 3 月
宜野湾市教育委員会

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の概要	2
第2章 宜野湾市の教育を取り巻く現状と課題	5
1. 基礎データ等の整理・分析	5
2. 関連法・上位関連計画の整理	13
3. 課題整理	19
第3章 計画の基本的な考え方（総論）	39
1. 計画の基本理念	39
2. 計画の基本方向	40
3. 計画の基本目標	41
4. 施策体系	44
第4章 施策の展開（各論）	45
基本目標1. 確かな学力の育成	45
基本目標2. 豊かな心・健やかな体の育成	52
基本目標3. 多様な教育的ニーズへの対応	56
基本目標4. 地域と連携した教育活動の充実	58
基本目標5. 教職員の指導力の向上	61
基本目標6. 教育環境の充実	64
基本目標7. 生涯をとおした学びの推進	67
基本目標8. 郷土を学びつなぐ環境の充実	71
第5章 計画の推進に向けて	75
1. 宜野湾市の教育を市民みんなで推進していくために	75
2. 計画の実効性	76
3. 計画の周知	76

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

地方公共団体は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に基づき、教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、地域の実情に応じて教育振興基本計画を定めることとなっております。

国においては、第4期教育振興基本計画（令和5年6月）が策定され、「持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2つのコンセプトを掲げ、2040年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示しました。

また、沖縄県においては、「個性の尊重を基本とし、国及び郷土の自然と文化に誇りをもち、創造性・国際性に富み、多様性を尊重する人材の育成と生涯学習の振興を期す。」という基本的な考え方のもと、第三期沖縄県教育振興基本計画（令和4年度～令和13年度）が策定されました。

宜野湾市教育委員会では、「学び」と「つながり」を視点に、大人も子どもも共に学び、自ら未来を切り拓いていくことができる人材の育成を目指して、平成27年度に「宜野湾市教育振興基本計画」を策定し、その成果や課題を踏まえながら、令和2年度に「第二次宜野湾市教育振興基本計画」を策定、各施策の推進に取り組んできました。

宜野湾市教育委員会は、こうした国や県の状況、「第二次宜野湾市教育振興基本計画」（令和3年度～令和7年度）の成果や課題を踏まえながら、中期的視点に立った本市の教育が目指すべき方向性と今後5年間に取り組む施策について示した「第三次宜野湾市教育振興基本計画」を策定することといたしました。

【参考】

○教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

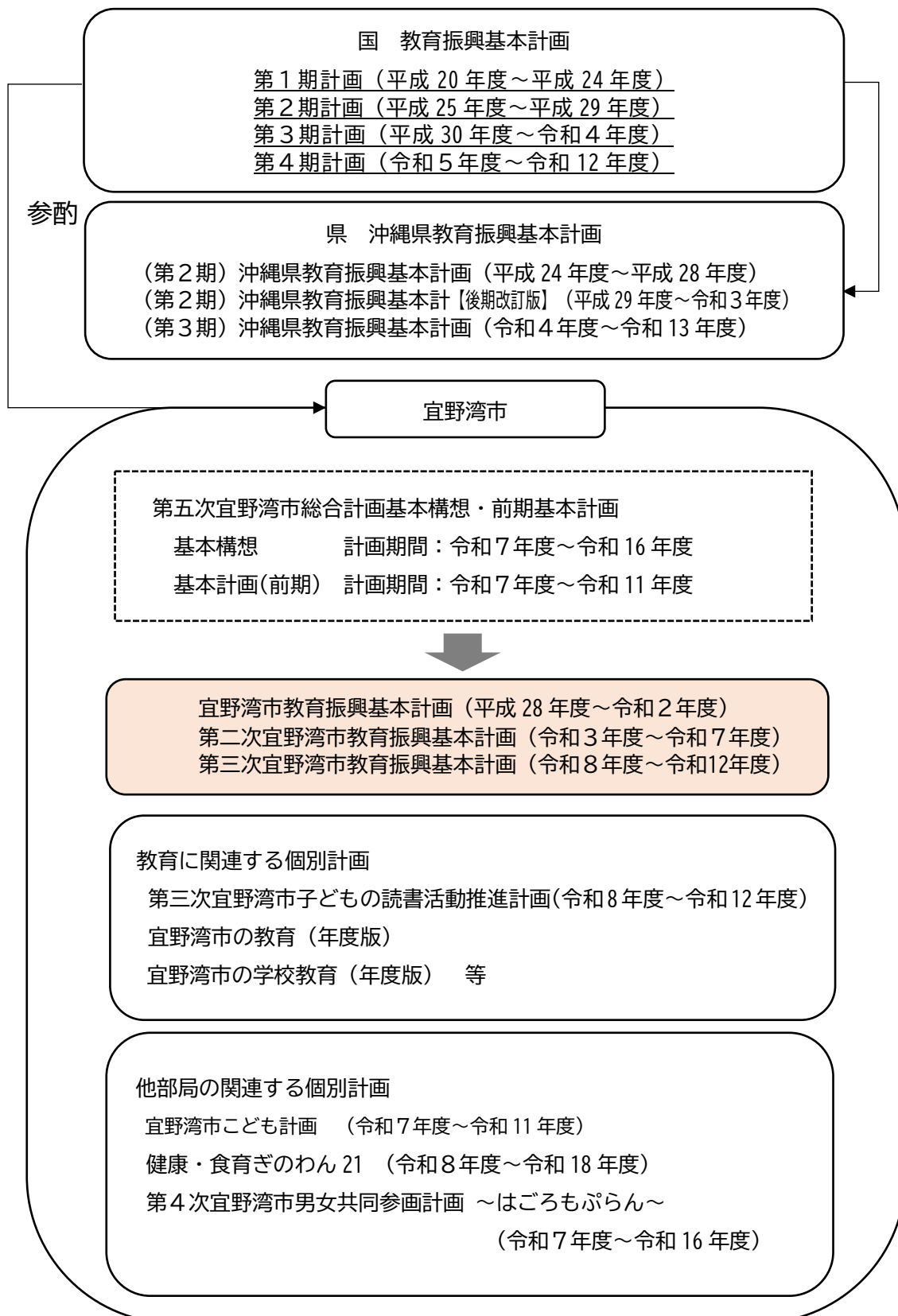
第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2. 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づき国や県の教育振興基本計画を踏まえつつ、第五次宜野湾市総合計画を上位計画として、宜野湾市の教育の振興に関する基本的な方向や講ずべき施策を体系的に示すものです。



(2) 計画期間

令和8年度を初年度とし、令和12年度までの5年間を計画期間とします。

ただし、社会情勢の変化や、計画の進捗状況等により、計画内容と現状とに乖離が見られる場合等には、必要に応じて見直しを行います。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
第三次宜野湾市教育振興基本計画					
				検証・見直し	次期計画



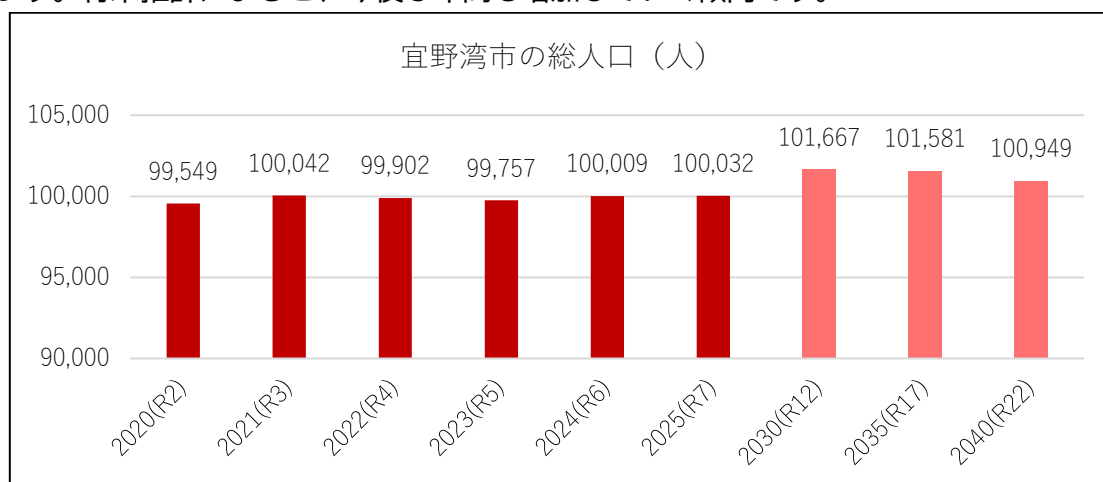
第2章 宜野湾市の教育を取り巻く現状と課題

1. 基礎データ等の整理・分析

(1) 人口・世帯の状況

1) 総人口の推移

2025年（令和7年）の総人口は100,032人で、2023年（令和5年）以降から増加傾向にあります。将来推計によると、今後5年間も増加していく傾向です。



	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2030	2035	2040
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R12	R17	R22
伸び率	—	0.50%	-0.14%	-0.15%	0.25%	0.02%	1.63%	-0.08%	-0.62%

※外国人を含む

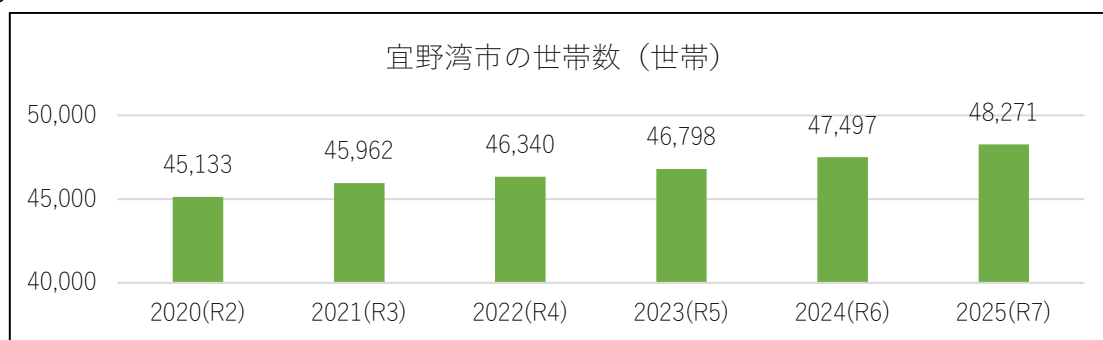
※2030年以降は推計値（2020年=100とした場合）

出典：宜野湾市人口統計（各年3月末日現在）

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 令和5（2023）年推計」

2) 世帯数の推移

2023年（令和5年）の世帯数は46,798世帯で、2020年（令和2年）以降増加し続けています。



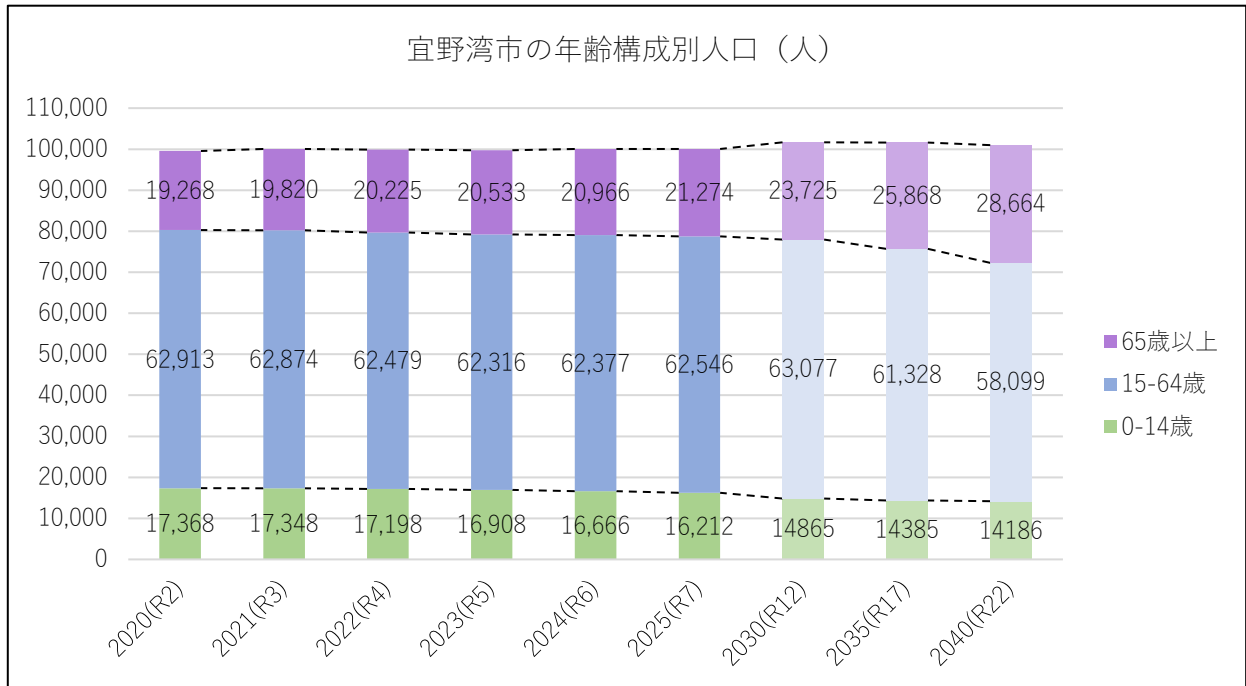
	2020	2021	2022	2023	2024	2025
	R2	R3	R4	R5	R6	R7
伸び率	—	1.84%	0.82%	0.99%	1.49%	1.63%

※外国人との混合世帯数含む

出典：宜野湾市人口統計（各年3月末日現在）

3) 年齢構成別人口の推移

2025年(令和7年)の年齢構成別人口は、年少人口(0~14歳)が約1万6千人、生産年齢人口(15~64歳)が約6万2千人、老年人口(65歳以上)が約2万1千人となっています。老年人口は今後も増加傾向にあるのに対し、年少人口、生産年齢人口は減少傾向にあります。



※外国人を含む

※2030年以降は推計値(2020年=100とした場合)

出典: 宜野湾市人口統計(各年3月末日現在)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 令和5(2023)年推計」

4) 子どものいる世帯の状況

令和2年国勢調査における宜野湾市の一般世帯の状況をみると、核家族世帯が52%を占めており全国的な傾向である核家族化が進んでいます。世帯員の年齢別一般世帯数の割合は、いずれも沖縄県と同じような結果となっています。

	宜野湾市		沖縄県	
	世帯数	割合	世帯数	割合
一般世帯総数	44,113	—	613,294	—
(核家族世帯)	23,148	52.5%	338,232	55.2%
(3世代世帯)	1,104	2.5%	19,797	3.2%
(単独世帯)	18,087	41.0%	229,602	37.4%
6歳未満世帯員のいる一般世帯	4,796	10.9%	67,083	10.9%
12歳未満世帯員のいる一般世帯	7,928	18.0%	111,379	18.2%
15歳未満世帯員のいる一般世帯	9,276	21.0%	131,235	21.4%
18歳未満世帯員のいる一般世帯	10,567	24.0%	150,439	24.5%
20歳未満世帯員のいる一般世帯	11,693	26.5%	163,708	26.7%

出典: 令和2年国勢調査 人口等基本集計

「第9-1表 世帯の家族類型, 世帯員の年齢による世帯の種類別一般世帯数及び3世代世帯数」

(2) 幼稚園、学校の状況

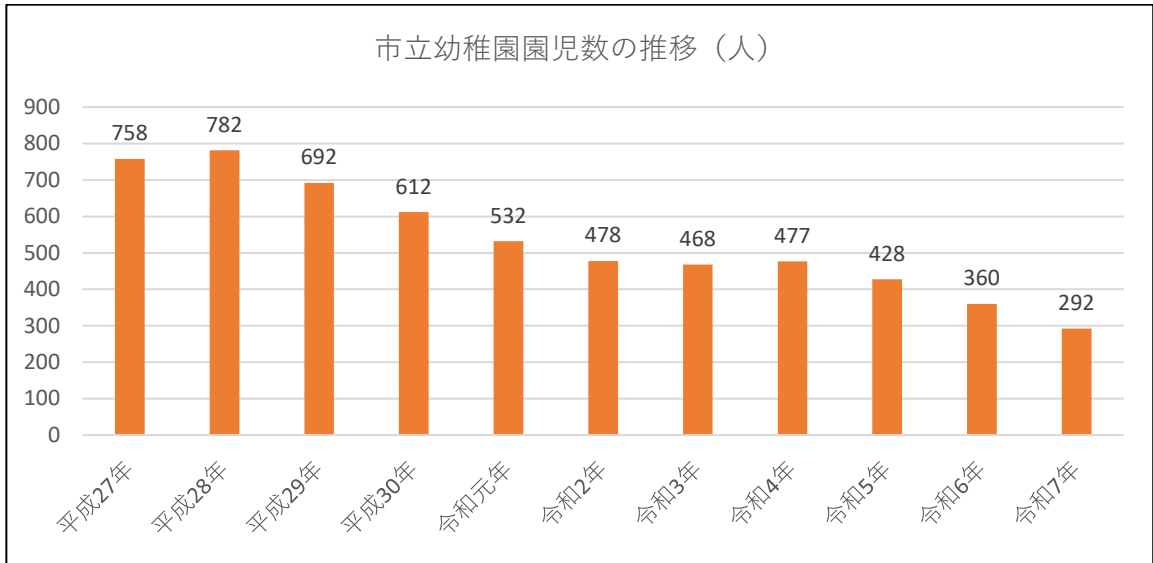
1) 市立幼稚園の園児数及び学級数の推移

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
普天間 昭和45年 開設	園児数	66	70	78	49	36	32	27	34	30	22	27
	学級数	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2
普天間第二 昭和47年 開設	園児数	87	73	61	53	48	55	43	40	31	50	39
	学級数	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2
大 山 昭和43年 開設	園児数	94	74	64	55	53	47	38	61	34	24	
	学級数	4	3	3	3	3	3	2	3	2	2	
はごろも 平成26年 開設	園児数	104	113	95	101	80	74	94	82	83	61	51
	学級数	4	4	4	4	3	3	4	3	3	3	2
大謝名 昭和51年 開設	園児数	54	68	68	65	42	49	39	46	47	39	31
	学級数	3	3	3	4	2	3	2	3	3	2	2
嘉 数 昭和43年 開設	園児数	112	129	97	92	85	71	72	67	56	42	35
	学級数	4	5	4	4	3	3	3	3	3	2	2
志真志 昭和57年 開設	園児数	87	99	88	81	83	58	68	61	58	58	64
	学級数	3	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3
長 田 平成11年 開設	園児数	84	78	69	55	40	44	35	40	39	24	22
	学級数	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2
宜野湾 昭和46年 開設	園児数	70	78	72	61	65	48	52	46	50	40	23
	学級数	3	3	3	3	3	2	3	3	2	2	2
合 計	園児数	758	782	692	612	532	478	468	477	428	360	292
	学級数	30	31	30	30	24	24	23	24	22	20	17

出典：宜野湾市「令和7年度 宜野湾市の教育」

2) 市立幼稚園の園児数の推移

市立幼稚園の園児数は平成 28 年以降、令和 3 年から令和 4 年にかけて微増したものの減少傾向にあります。

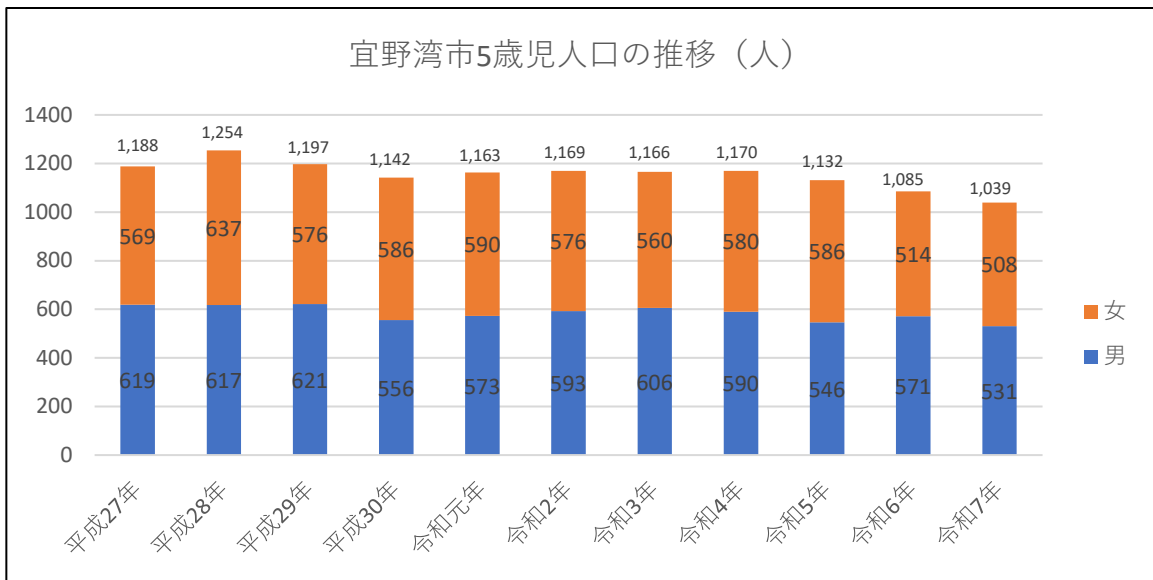


	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
伸び率	—	3.2%	-11.5%	-11.6%	-13.1%	-10.2%	-2.1%	1.9%	-10.3%	-15.9%	-18.9%

出典: 宜野湾市「令和7年度 宜野湾市の教育」

【参考】宜野湾市5歳児人口の推移

宜野湾市内の5歳児の人口は、令和4年度以降減少傾向にあります。

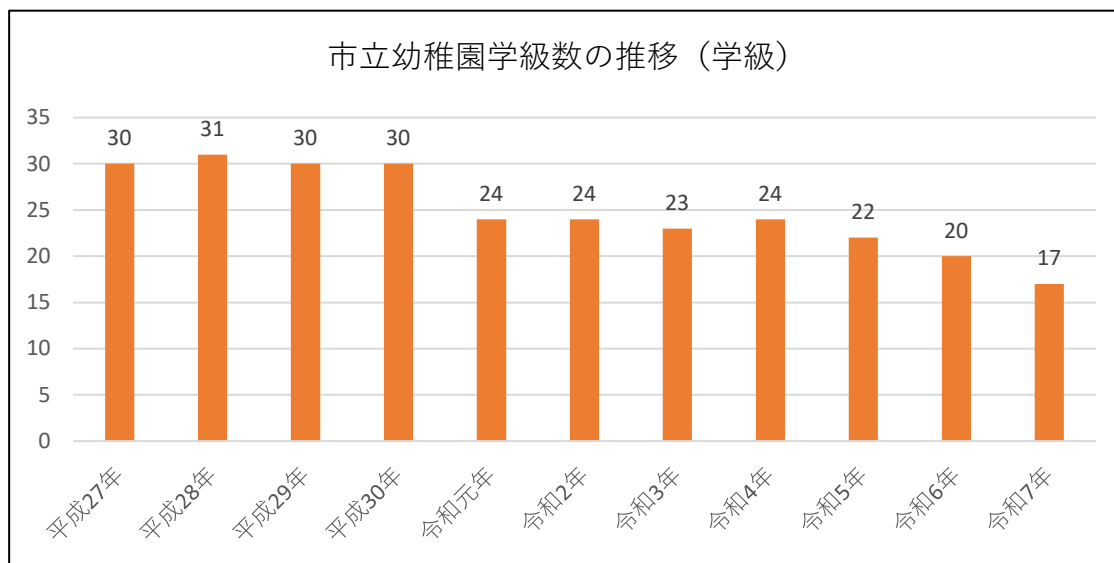


※外国人を含む

出典: 宜野湾市人口統計(各年 3 月末)

3) 市立幼稚園の学級数の推移

市立幼稚園の学級数は、令和元年度に6学級と大幅に減少し、その後、令和4年以降も減少が続いています。



	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
伸び率	—	3.3%	-3.2%	0.0%	-20.0%	0.0%	-4.2%	4.3%	-8.3%	-9.1%	-15.0%

出典：宜野湾市「令和7年度 宜野湾市の教育」

(3) 市立小学校、中学校の児童・生徒数及び学級数の推移

1) 小学校の児童数及び学級数の推移

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
普天間小	児童数	653	641	635	630	606	601	584	555	547	530	531
明治39年	学級数	25 *5	25 *5	24 *5	24 *5	24 *5	24 *6	25 *8	25 *7	26 *8	26 *8	26 *8
普天間第二小	児童数	679	664	644	644	636	630	609	572	555	542	546
昭和44年	学級数	25 *4	27 *6	27 *6	27 *6	27 *7	25 *6	27 *8	26 *8	28 *10	28 *8	28 *10
大山小	児童数	583	614	662	647	633	623	604	599	570	589	571
昭和21年	学級数	21 *4	23 *5	27 *7	25 *5	25 *7	27 *9	28 *10	26 *7	25 *7	25 *8	26 *8
はごろも小	児童数	741	806	849	881	921	918	900	913	896	889	857
平成26年	学級数	28 *4	28 *4	32 *5	35 *7	37 *8	37 *8	37 *8	38 *9	37 *9	37 *8	35 *9
大謝名小	児童数	569	542	549	557	564	587	576	608	600	588	545
昭和51年	学級数	23 *4	24 *5	22 *5	23 *6	24 *6	27 *9	28 *11	28 *10	28 *10	28 *8	24 *6
嘉数小	児童数	845	852	861	879	859	877	909	887	914	906	909
大正8年	学級数	31 *4	33 *6	34 *7	35 *7	37 *9	39 *10	40 *10	37 *9	38 *10	38 *8	38 *10
志真志小	児童数	743	733	757	770	792	794	810	854	859	870	866
昭和57年	学級数	28 *3	29 *4	30 *6	32 *6	34 *8	35 *9	36 *10	36 *9	36 *10	36 *9	35 *8
長田小	児童数	605	647	678	697	688	695	714	700	659	663	661
平成11年	学級数	23 *3	25 *4	25 *4	27 *5	28 *6	29 *7	30 *8	30 *8	29 *8	29 *8	28 *7
宜野湾小	児童数	821	824	804	842	831	846	838	837	820	793	800
明治15年	学級数	28 *3	30 *4	31 *5	32 *6	33 *7	35 *9	35 *9	34 *8	34 *9	34 *9	37 *12
合計	児童数	6,239	6,323	6,439	6,547	6,530	6,571	6,544	6,525	6,420	6,370	6,286
	学級数	232 *34	244 *43	252 *50	260 *53	269 *63	278 *73	286 *82	280 *75	281 *81	281 *74	277 *78

※ *は特別支援学級数

出典:宜野湾市「令和7年度 宜野湾市の教育」

2) 中学校の生徒数及び学級数の推移

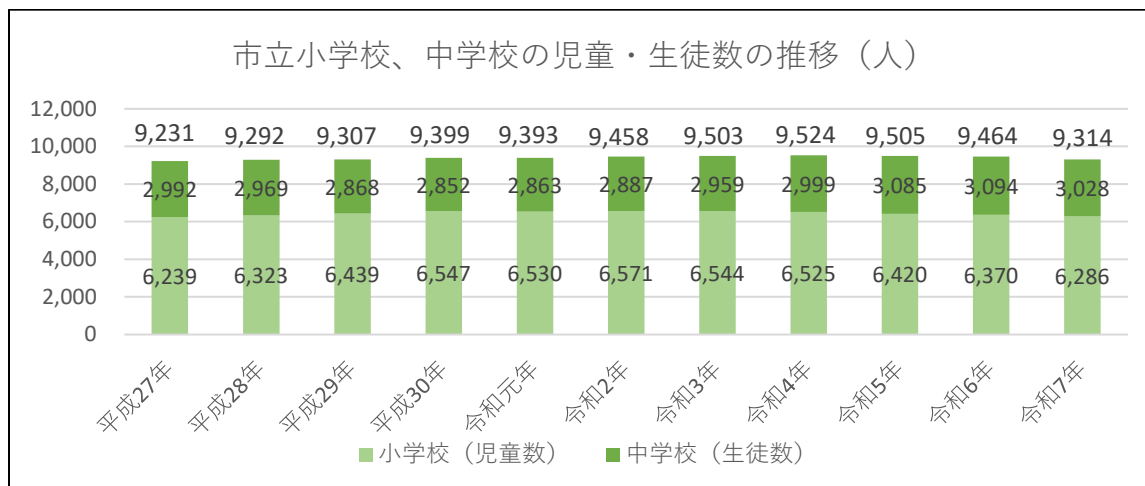
		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
普天間中	生徒数	711	694	662	668	636	609	601	603	601	618	570
昭和23年	学級数	21 *2	22 *3	21 *3	21 *3	20 *3	21 *5	23 *5	23 *5	23 *6	23 *7	23 *6
真志喜中	生徒数	853	847	828	818	866	886	919	938	980	946	940
昭和54年	学級数	25 *2	27 *3	27 *4	30 *8	31 *8	30 *7	33 *7	31 *5	34 *7	34 *7	35 *8
嘉数中	生徒数	736	766	717	731	731	766	770	776	797	821	832
昭和37年	学級数	22 *2	25 *3	22 *3	25 *5	26 *6	26 *5	28 *6	29 *7	31 *7	31 *7	32 *8
宜野湾中	生徒数	692	662	661	635	630	626	669	682	707	709	686
昭和61年	学級数	21 *2	20 *2	23 *4	21 *3	19 *2	20 *2	23 *4	24 *5	25 *6	25 *6	24 *5
合計	生徒数	2,992	2,969	2,868	2,852	2,863	2,887	2,959	2,999	3,085	3,094	3,028
	学級数	89 *8	94 *11	93 *14	97 *19	96 *19	97 *19	107 *22	107 *22	113 *26	113 *27	114 *27

※ *は特別支援学級数

出典:宜野湾市「令和7年度 宜野湾市の教育」

①市立小学校、中学校の児童・生徒数の推移

市立小学校の児童数は令和元年から令和2年にかけて40名ほど増加したものの、その後減少傾向にあります。一方、中学校の生徒数は令和元年以降増加傾向にありましたが、令和7年に66名の減少となりました。

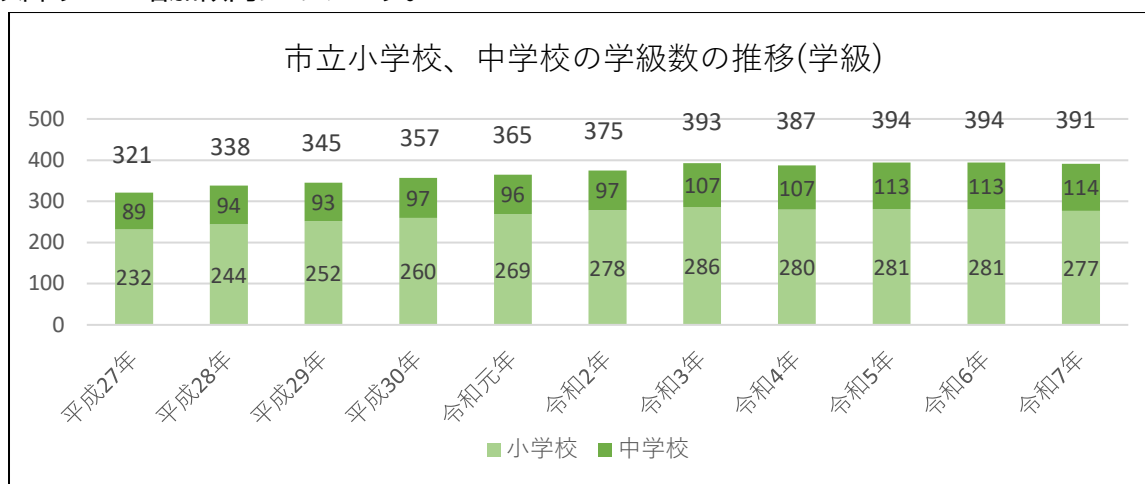


伸び率	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
小学校 (児童数)	—	1.3%	1.8%	1.7%	-0.3%	0.6%	-0.4%	-0.3%	-1.6%	-0.8%	-1.3%
中学校 (生徒数)	—	-0.8%	-3.4%	-0.6%	0.4%	0.8%	2.5%	1.4%	2.9%	0.3%	-2.1%

出典:宜野湾市「令和7年度 宜野湾市の教育」

②市立小学校、中学校の学級数の推移 (特別支援学級を含む)

特別支援学級を含む学級数の推移について、小学校は令和3年から令和4年にかけて微減したものの、その後大きな変化はなく維持しますが、令和7年に減少しました。中学校は令和2年以降ずっと増加傾向にあります。

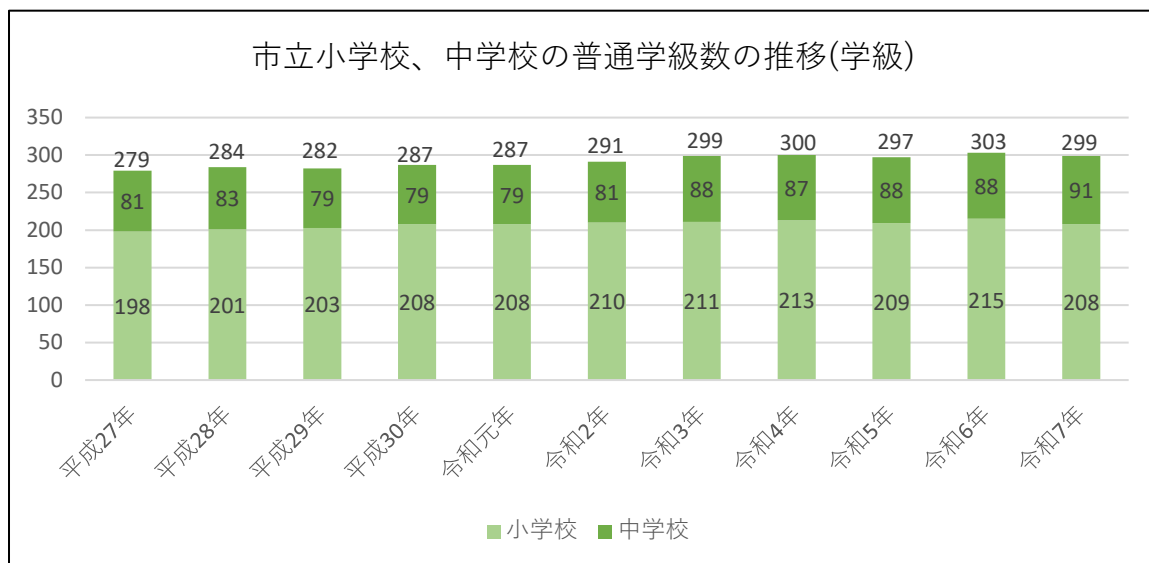


伸び率	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
小学校	—	5.2%	3.3%	3.2%	3.5%	3.3%	2.9%	-2.1%	0.4%	0.0%	-1.4%
中学校	—	5.6%	-1.1%	4.3%	-1.0%	1.0%	10.3%	0.0%	5.6%	0.0%	0.9%

出典:宜野湾市「令和7年度 宜野湾市の教育」

③市立小学校、中学校の普通学級数の推移

市立小学校の普通学級は平成28年から横ばいで推移してきましたが、令和2年より増加し、その後横ばいで推移しています。

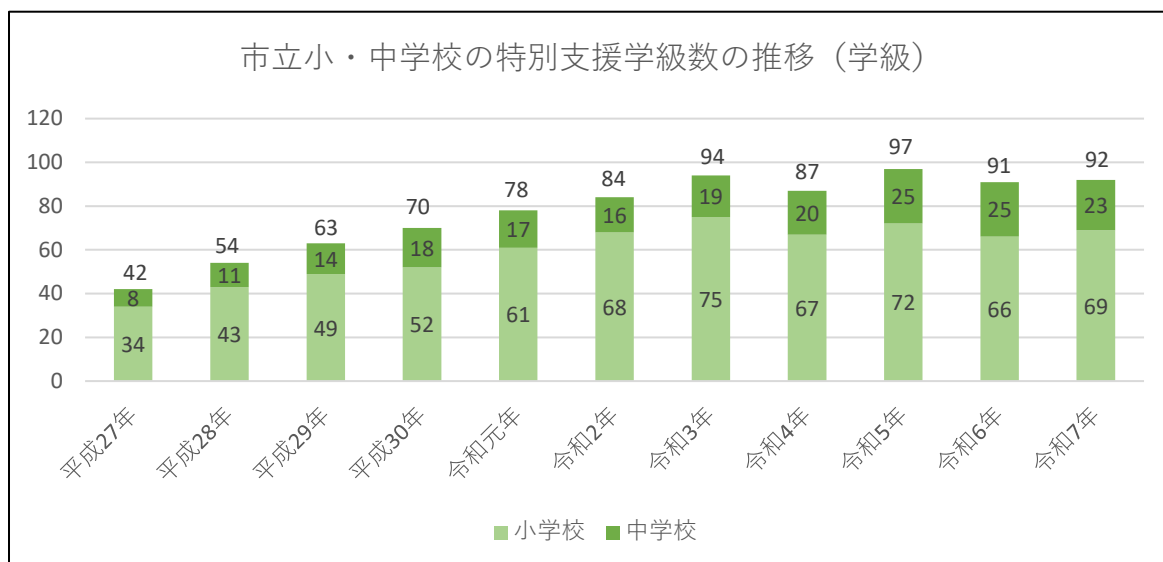


伸び率	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
小学校	—	1.5%	1.0%	2.5%	0.0%	1.0%	0.5%	0.9%	-1.9%	2.9%	-3.3%
中学校	—	2.5%	-4.8%	0.0%	0.0%	2.5%	8.6%	-1.1%	1.1%	0.0%	3.4%

出典:宜野湾市「令和7年度 宜野湾市の教育」

④市立小学校、中学校の特別支援学級数の推移

市立小・中学校の特別支援学級数の推移は、平成27年より増加してきました。令和3年から令和4年にかけて微減し、令和5年の97学級をピークに減少しています。



伸び率	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
小学校	—	26.5%	14.0%	6.1%	17.3%	11.5%	10.3%	-10.7%	7.5%	-8.3%	4.5%
中学校	—	37.5%	27.3%	28.6%	-5.6%	-5.9%	18.8%	5.3%	25.0%	0.0%	-8.0%

出典:宜野湾市「令和7年度 宜野湾市の教育」

2. 関連法・上位関連計画の整理

法的根拠や、これまで策定された既存計画等を確認し、国や県、市の施策や取り組みについて整理を行います。

(1) 法令等

法令名	施行年月
教育基本法	平成 18 年 12 月(改正)
こども基本法	令和 5 年 4 月

1) 教育基本法（平成 18 年施行 文部科学省）

教育基本法は、日本の教育に関する基本的な考えや教育制度に関する基本事項を定めた法律です。

第一章 教育の目的及び理念	<p>(教育の目標)(一部抜粋)</p> <p>一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。</p> <p>二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。</p> <p>三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。</p> <p>四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。</p> <p>五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。</p> <p>(生涯学習の理念)</p> <p>第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。</p> <p>(教育の機会均等)(一部抜粋)</p> <p>第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。</p>
第二章 教育の実施に関する基本	<p>(義務教育)(一部抜粋)</p> <p>2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。</p> <p>(教員)(一部抜粋)</p> <p>2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。</p> <p>(幼児期の教育)</p> <p>第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。</p> <p>(社会教育)(一部抜粋)</p> <p>2 国及び地方公共団体は(中略)学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。</p> <p>(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)</p> <p>第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。</p>

2) こども基本法（令和5年施行 こども家庭庁）

こども基本法は、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とした法律です。

<p>第一章 総則</p>	<p>(基本理念)(一部抜粋)</p> <p>第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</p> <p>一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。</p> <p>二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第二百十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。</p> <p>三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。</p> <p>四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。</p>
-------------------	--

(2) 上位計画・関連計画

	計画名	策定年月
国	第4期教育振興基本計画(令和6年度～令和10年度)	令和5年6月
県	沖縄県教育振興基本計画(令和4年度～令和13年度)	令和4年6月
市	第五次宜野湾市総合計画前期基本計画	令和7年3月
	宜野湾市こども計画	令和7年3月

1) 第4期教育振興基本計画(令和5年策定 文部科学省)

実施期間:令和6年度～令和10年度

第3期教育振興基本計画期間中に生じた新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際情勢の不安定化などによって、浮き彫りになった我が国の教育の課題や、学びの変容を念頭に置いた上で初等中等教育から高等教育、生涯学習・社会教育の連続性を重視し、共通課題を横断的に捉える視点を取り入れ策定されました。

コンセプト	<p>(1)2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく 社会課題の解決を、経済成長と結び付けてイノベーションにつなげる取組や、一人一人の生産性向上等による、活力ある社会の実現に向けて「人への投資」が必要 Society5.0で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成 <p>(2)日本社会に根差したウェルビーイングの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方 幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等が含まれ、協調的要素と獲得的要素を調和的・一体的に育む 日本発の調和と協調(Balance and Harmony)に基づくウェルビーイングを発信
今後の教育政策に関する基本的な方針	<ol style="list-style-type: none"> ① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成 ② 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進 ③ 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進 ④ 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進 ⑤ 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

2) 沖縄県教育振興基本計画（令和4年策定 沖縄県）

実施期間：令和4年度～令和13年度

新しい時代を拓く本県教育の進むべき方向とその実現に向けた施策を示すため、新たな「沖縄県教育振興基本計画」が策定されました。

<p>3目指す教育の姿</p>	<p>(1) 基本的な考え方 個性の尊重を基本とし、国及び郷土の自然と文化に誇りをもち、創造性・国際性に富む人材の育成と生涯学習の振興を図る。</p> <p>(2) 教育の目標 自ら学ぶ意欲を育て、学力の向上を目指すとともに、豊かな表現力とねばり強さをもつ幼児児童生徒を育成する。 平和で安らぎと活力ある社会の形成者として、郷土文化の継承・発展に寄与し、国際社会・情報社会等で活躍する心身ともに健全な県民を育成する。 学校・家庭・地域社会の相互の連携及び協力のもとに、時代の変化に対応し得る教育の方法を追究し、生涯学習社会の実現を図る。</p>																																			
<p>4教育施策の体系</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="443 748 692 786">主要施策</th> <th data-bbox="697 748 979 786">施策項目</th> <th data-bbox="984 748 1358 786">施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="443 792 692 1256" rowspan="4">1 「生きる力」を育む学校教育の充実</td> <td data-bbox="697 792 979 904">(1) 確かな学力を身に付ける学校教育の充実</td> <td data-bbox="984 792 1358 904">①小学校における学力向上の推進 ②中学校における学力向上の推進 ③高等学校における学力向上の推進 ④主体的・対話的で深い学びを実践できる教職員の指導力向上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="697 911 979 1023">(2) 豊かな心と健やかな体を育む学校教育の推進</td> <td data-bbox="984 911 1358 1023">①豊かな心を育む教育の充実 ②不登校児童生徒への支援体制の強化 ③社会総がかりによるいじめ問題への取組 ④学校における体力向上等に向けた取組 ⑤健康教育・安全教育の推進</td> </tr> <tr> <td data-bbox="697 1030 979 1120">(3) 個性を伸ばし、自立に向けた資質・能力を伸ばす教育の推進</td> <td data-bbox="984 1030 1358 1120">①幼児教育の充実 ②個性を大切にし、個々の能力を伸ばす教育の推進 ③学校教育におけるキャリア教育の推進</td> </tr> <tr> <td data-bbox="697 1126 979 1256">(4) 時代の変化に対応する魅力ある学校づくりの推進</td> <td data-bbox="984 1126 1358 1256">①時代の変化に対応した学校づくりの推進 ②一人ひとりのニーズに応える特別支援教育の充実 ③安心して学べる教育環境の整備 ④特色ある私立学校づくりへの支援</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1263 692 1420" rowspan="2">2 多様な能力を育て、力強く未来を拓く人づくり</td> <td data-bbox="697 1263 979 1352">(1) 国際感覚を身に付ける教育の推進</td> <td data-bbox="984 1263 1358 1352">①外国語教育の充実 ②多様な国際交流及び国際理解教育の推進 ③交流の架け橋となる人づくり・沖縄文化を通じた交流</td> </tr> <tr> <td data-bbox="697 1359 979 1420">(2) Society5.0に対応する教育の推進</td> <td data-bbox="984 1359 1358 1420">①ICT教育の充実 ②科学・理数教育の充実</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1426 692 1487">3 子どもの貧困の解消に向けた総合的な支援の推進</td> <td data-bbox="697 1426 979 1487">(1) 貧困状態にある子どもへの支援</td> <td data-bbox="984 1426 1358 1487">①生活及び教育支援の充実 ②経済的な支援の充実</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1494 692 1794" rowspan="4">4 多様な学びの享受に向けた環境づくり</td> <td data-bbox="697 1494 979 1583">(1) 地域を知り、学びを深める環境づくり</td> <td data-bbox="984 1494 1358 1583">①多様な学習機会の創出及び提供 ②地域の歴史、文化、芸術に触れる機会の充実</td> </tr> <tr> <td data-bbox="697 1590 979 1657">(2) 子どもたちの健やかな育成に向けた地域全体の連携</td> <td data-bbox="984 1590 1358 1657">①つながりが創る豊かな家庭教育機能の充実 ②学校・家庭・地域社会の相互の連携及び協力</td> </tr> <tr> <td data-bbox="697 1664 979 1731">(3) 公平な教育機会の確保と学習環境の充実</td> <td data-bbox="984 1664 1358 1731">①離島・へき地における教育環境の充実 ②離島・へき地におけるICT等を取り入れた教育環境の整備及び充実</td> </tr> <tr> <td data-bbox="697 1738 979 1794">(4) 学びと生きがいを支える多様な生涯学習環境の充実</td> <td data-bbox="984 1738 1358 1794">①生涯学習推進体制の充実 ②生涯学習機会の充実</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1800 692 1890">5 沖縄文化の保存・継承・創造と更なる発展</td> <td data-bbox="697 1800 979 1890">(1) 沖縄文化の継承・発展・普及</td> <td data-bbox="984 1800 1358 1890">①文化財の保存・活用等 ②歴史資料の保存・編集・活用 ③首里城に関する文化財等の保護・復元・収集等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1897 692 2009">6 新しい時代を展望した教育行政の充実</td> <td data-bbox="697 1897 979 2009">(1) 効率的・効果的な教育行政の推進</td> <td data-bbox="984 1897 1358 2009">①教育施策推進体制の推進 ②地域や時代のニーズに対応した教育行政や教育委員会の充実 ③学校における働き方改革の推進</td> </tr> </tbody> </table>	主要施策	施策項目	施策	1 「生きる力」を育む学校教育の充実	(1) 確かな学力を身に付ける学校教育の充実	①小学校における学力向上の推進 ②中学校における学力向上の推進 ③高等学校における学力向上の推進 ④主体的・対話的で深い学びを実践できる教職員の指導力向上	(2) 豊かな心と健やかな体を育む学校教育の推進	①豊かな心を育む教育の充実 ②不登校児童生徒への支援体制の強化 ③社会総がかりによるいじめ問題への取組 ④学校における体力向上等に向けた取組 ⑤健康教育・安全教育の推進	(3) 個性を伸ばし、自立に向けた資質・能力を伸ばす教育の推進	①幼児教育の充実 ②個性を大切にし、個々の能力を伸ばす教育の推進 ③学校教育におけるキャリア教育の推進	(4) 時代の変化に対応する魅力ある学校づくりの推進	①時代の変化に対応した学校づくりの推進 ②一人ひとりのニーズに応える特別支援教育の充実 ③安心して学べる教育環境の整備 ④特色ある私立学校づくりへの支援	2 多様な能力を育て、力強く未来を拓く人づくり	(1) 国際感覚を身に付ける教育の推進	①外国語教育の充実 ②多様な国際交流及び国際理解教育の推進 ③交流の架け橋となる人づくり・沖縄文化を通じた交流	(2) Society5.0に対応する教育の推進	①ICT教育の充実 ②科学・理数教育の充実	3 子どもの貧困の解消に向けた総合的な支援の推進	(1) 貧困状態にある子どもへの支援	①生活及び教育支援の充実 ②経済的な支援の充実	4 多様な学びの享受に向けた環境づくり	(1) 地域を知り、学びを深める環境づくり	①多様な学習機会の創出及び提供 ②地域の歴史、文化、芸術に触れる機会の充実	(2) 子どもたちの健やかな育成に向けた地域全体の連携	①つながりが創る豊かな家庭教育機能の充実 ②学校・家庭・地域社会の相互の連携及び協力	(3) 公平な教育機会の確保と学習環境の充実	①離島・へき地における教育環境の充実 ②離島・へき地におけるICT等を取り入れた教育環境の整備及び充実	(4) 学びと生きがいを支える多様な生涯学習環境の充実	①生涯学習推進体制の充実 ②生涯学習機会の充実	5 沖縄文化の保存・継承・創造と更なる発展	(1) 沖縄文化の継承・発展・普及	①文化財の保存・活用等 ②歴史資料の保存・編集・活用 ③首里城に関する文化財等の保護・復元・収集等	6 新しい時代を展望した教育行政の充実	(1) 効率的・効果的な教育行政の推進	①教育施策推進体制の推進 ②地域や時代のニーズに対応した教育行政や教育委員会の充実 ③学校における働き方改革の推進
主要施策	施策項目	施策																																		
1 「生きる力」を育む学校教育の充実	(1) 確かな学力を身に付ける学校教育の充実	①小学校における学力向上の推進 ②中学校における学力向上の推進 ③高等学校における学力向上の推進 ④主体的・対話的で深い学びを実践できる教職員の指導力向上																																		
	(2) 豊かな心と健やかな体を育む学校教育の推進	①豊かな心を育む教育の充実 ②不登校児童生徒への支援体制の強化 ③社会総がかりによるいじめ問題への取組 ④学校における体力向上等に向けた取組 ⑤健康教育・安全教育の推進																																		
	(3) 個性を伸ばし、自立に向けた資質・能力を伸ばす教育の推進	①幼児教育の充実 ②個性を大切にし、個々の能力を伸ばす教育の推進 ③学校教育におけるキャリア教育の推進																																		
	(4) 時代の変化に対応する魅力ある学校づくりの推進	①時代の変化に対応した学校づくりの推進 ②一人ひとりのニーズに応える特別支援教育の充実 ③安心して学べる教育環境の整備 ④特色ある私立学校づくりへの支援																																		
2 多様な能力を育て、力強く未来を拓く人づくり	(1) 国際感覚を身に付ける教育の推進	①外国語教育の充実 ②多様な国際交流及び国際理解教育の推進 ③交流の架け橋となる人づくり・沖縄文化を通じた交流																																		
	(2) Society5.0に対応する教育の推進	①ICT教育の充実 ②科学・理数教育の充実																																		
3 子どもの貧困の解消に向けた総合的な支援の推進	(1) 貧困状態にある子どもへの支援	①生活及び教育支援の充実 ②経済的な支援の充実																																		
4 多様な学びの享受に向けた環境づくり	(1) 地域を知り、学びを深める環境づくり	①多様な学習機会の創出及び提供 ②地域の歴史、文化、芸術に触れる機会の充実																																		
	(2) 子どもたちの健やかな育成に向けた地域全体の連携	①つながりが創る豊かな家庭教育機能の充実 ②学校・家庭・地域社会の相互の連携及び協力																																		
	(3) 公平な教育機会の確保と学習環境の充実	①離島・へき地における教育環境の充実 ②離島・へき地におけるICT等を取り入れた教育環境の整備及び充実																																		
	(4) 学びと生きがいを支える多様な生涯学習環境の充実	①生涯学習推進体制の充実 ②生涯学習機会の充実																																		
5 沖縄文化の保存・継承・創造と更なる発展	(1) 沖縄文化の継承・発展・普及	①文化財の保存・活用等 ②歴史資料の保存・編集・活用 ③首里城に関する文化財等の保護・復元・収集等																																		
6 新しい時代を展望した教育行政の充実	(1) 効率的・効果的な教育行政の推進	①教育施策推進体制の推進 ②地域や時代のニーズに対応した教育行政や教育委員会の充実 ③学校における働き方改革の推進																																		

3) 第五次宜野湾市総合計画前期基本計画（令和7年 宜野湾市）

実施期間:令和7年度～令和11年度

第四次総合計画の計画期間における国のこども・子育て施策の強力な推進、新型コロナウイルス感染症のまん延とコロナ禍の経験も踏まえた社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）の進展、物価高騰の進行、持続可能な開発目標（SDGs）の推進などの社会全体の様々な変化を踏まえ、宜野湾市の課題に総合的かつ計画的に対応するため、今後10年間の将来都市像とまちづくりの方向性を定めた本計画が策定されました。

将来都市像	「ねたてのまち宜野湾～健やかに、心豊かに育む未来～」
基本目標	<p>目標2 こどもたちが安心して、心豊かに成長できるまち</p> <p>【目指すまちの姿】 子育て環境のさらなる充実に向け、待機児童解消に向けた取り組みや子育て支援ネットワークづくり、ひとり親家庭への自立支援の推進により、希望する誰もがこどもを持ち、未来の担い手であるこどもたちが夢を持ち笑顔で健やかに育つまちを目指します。</p> <p>【基本施策】</p> <p>(1) 子育て支援・子育て環境の充実 子育て環境のさらなる充実に向け、待機児童解消に向けた取り組みや子育て支援ネットワークづくり、ひとり親家庭への自立支援の推進により、希望する誰もがこどもを持ち、未来の担い手であるこどもたちが夢を持ち笑顔で健やかに育つまちを目指します。</p> <p>(2) 児童虐待・DVの防止 学校・地域・家庭での人権教育等の推進により、児童虐待・DV根絶の機運の醸成を目指します。また、児童虐待・DVについて予防・早期対応することができる体制の構築を目指します。</p> <p>(3) 誰一人取り残さない支援体制の構築 学校・地域・家庭での人権教育等の推進により、児童虐待・DV根絶の機運の醸成を目指します。また、児童虐待・DVについて予防・早期対応することができる体制の構築を目指します。</p> <p>(4) 未来を担う人間力の育成 未来を担うこどもたちが、持続可能な社会の創り手となれるよう、一人ひとりの多様なニーズを尊重し、誰一人取り残さない取り組みを推進することで、社会の一員として自らが主体的に課題解決できる、知・徳・体の調和のとれたこどもが育つまちを目指します。</p> <p>(5) 地域とともにある学校づくりの推進と教育環境の充実 学校、家庭、地域が連携・協働することにより、地域社会との関わりを通じて、こどもたちが安心して活動できる居場所づくりや地域全体でこどもたちを育む学校づくりを目指します。また、教職員の資質の向上並びにICT環境及び学校施設環境の整備を進め、効率的・効果的かつ安全で質の高い学びの提供に努めます。</p> <p>(6) 地域活動を通じた学びの充実と文化の継承 生涯にわたり、学習することができる環境の充実を推進するとともに、郷土の自然、歴史や文化、偉人等に学び親しむ環境づくりを通して、市民一人ひとりが、ふるさとの芸術・歴史・文化に誇りと愛着を持つことができるまちを目指します。</p>

4) 宜野湾市こども計画（令和7年 宜野湾市）

実施期間:令和7年度～令和11年度

宜野湾市のこども施策をわかりやすく体系化するとともに、より一層充実させることを目的に、「宜野湾市子ども・子育て支援事業計画」「宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画」「宜野湾市子ども未来応援計画」を一本化し、さらに「こども大綱」を勘案して若者対策なども視野に入れ策定されました。

第3章 計画の 基本的な 考え方	<p>1.計画の基本理念 すべてのこども・若者と保護者が 地域で生きる喜びを実感できるまち ぎのわん</p> <p>2.計画の基本目標 基本目標1 こどもまんなか社会づくり こども大綱に掲げられた「こどもまんなか社会」の前提として、まず第一に、すべてのこどもの権利が守られ、一人一人がかけがえのない存在として大切にされ、最善の利益が図られるよう、こども自身も含めた社会全体に対して、こどもの権利を保障し、権利侵害から守る意識のさらなる啓発・醸成を図る。あわせて、様々な場・機会を活用して、こどもの意見を聴取し、こども施策に反映していくための取り組みに着手し、継続していく。</p> <p>基本目標2 ライフステージを通じたこどもの健やかな育ちの支援 こどもの豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくために、心身の健康づくりや、多様な体験・学びの機会の提供に取り組む。また、障がい児や医療的ケア児、発達面で支援を要するこどもとその家族が安心して地域の中で成長し、生活していけるよう、就学前教育・保育施設や学校等での支援や各種障がい福祉サービスの充実を図る。</p> <p>基本目標3 省略</p> <p>基本目標4 こども・若者の活躍や自立を応援する取り組みの推進 就学後のこどもの居場所づくりとして放課後児童健全育成事業の拡充や地域が主体となって進めるこどもの居場所への支援等を推進するとともに、学校や地域等と連携して多様な体験・学びの機会を提供する。あわせて、こども本人や家庭の様々な事情により、支援を要するこども達の早期発見・支援及び若者の自立に向けた進学や就労の支援に取り組む。</p> <p>基本目標5 省略</p> <p>基本目標6 省略</p> <p>4.計画の重点取り組みと数値目標</p> <p>① 研修等の実施 保育士、幼稚園教諭及び保育教諭の研修を実施し、幼児期の教育・保育の質の向上を図る。また、保育資格のない保育従事者に対しても、より十分な職員研修を行い資質の向上を図る機会を設定する。</p> <p>② 特別支援保育事業の推進・特別支援教育事業の充実 (前略)障がい児や発達面で支援が必要な子等が安心して地域の保育所等で、保育を受ける環境づくりに努める(後略)。また、学習障がいや高機能自閉症等の幼児・児童への支援として、特別支援教育支援コーディネーターの配置・派遣による特別支援教育の充実に取り組む。</p> <p>③④ 省略</p> <p>⑤ 放課後児童健全育成事業の推進 (前略)地域毎のニーズを考慮し、定員適正化を図り、待機児童の解消に向けて取り組みを行う。</p> <p>⑥ 省略</p>
-------------------------------------	--

3. 課題整理

本市では、第二次宜野湾市教育振興基本計画の理念、基本方向・基本目標に沿って各教育施策を進めてきました。ここでは、アンケート調査や団体ヒアリング、内部評価等に基づき、第二次計画の基本目標ごとに現状や課題を整理します。

基本目標1. 確かな学力の向上

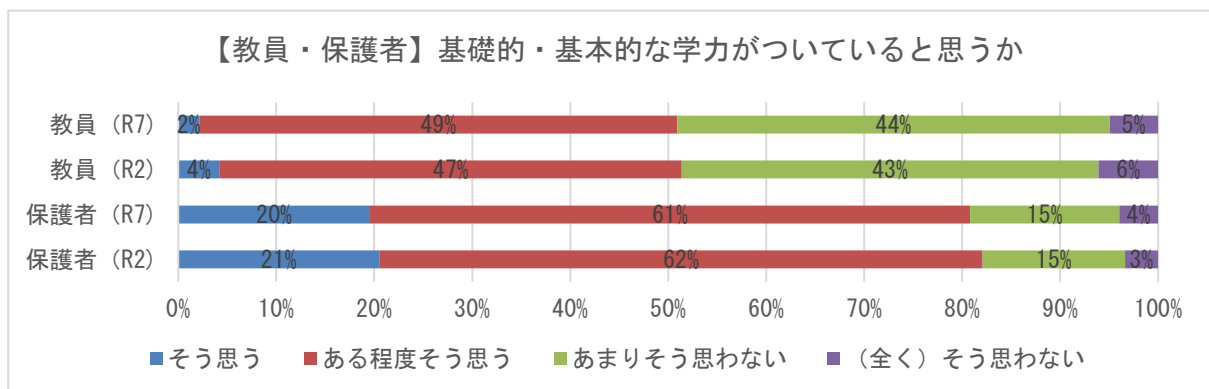
子どもたちが社会の様々なことに興味・関心をもって自らすすんで学習に取り組むとともに、学びによって習得した知識・技能を活用する力、他者と協働するためのコミュニケーション力・語学力、異文化に対する理解や日本人としてのアイデンティティを培っていくなど、グローバル化を見通した人材育成は重要な視点です。子どもたちが体験活動をとおして学ぶ楽しさを感じたり、自立心を培うなどの意欲の向上につなげることや、子どもたちの視野を将来にまで広げ、サポートするため、第二次計画においては「幼児教育の充実」、「わかる授業の構築」「特別支援教育の充実」「外国語教育を含めた国際理解教育の充実」「キャリア教育の推進」「体験活動や読書活動の推進」に取り組みました。

「幼児教育の充実」については、すべての幼児施設において良質な保育が提供されるよう施設間の連携を図り、幼児期の育ちをつなぐため、幼稚園が保幼小連携の円滑な接続を推進するための「つなぎめ」となることを目指し、切れ目のない支援を推進してきました。なかでも、幼稚園職員と小学校職員が連携、協力して架け橋期のカリキュラムを作成したことから、そのカリキュラムを活用した実践が必要となります。また、今後、市立幼稚園の認定こども園移行を進めていく中で、3歳児保育も対象としたカリキュラムの作成も必要となります。

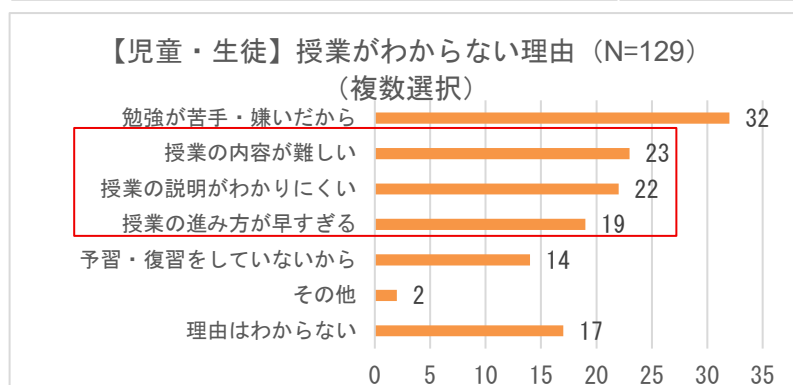
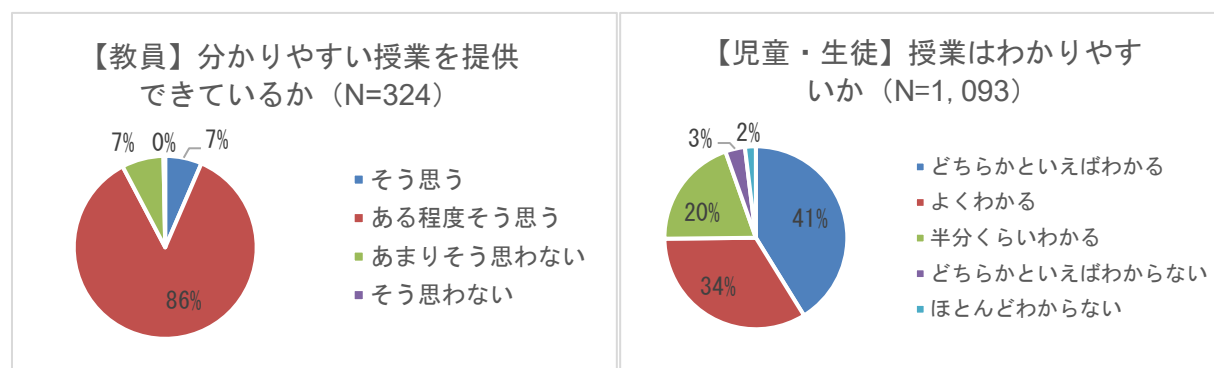
「わかる授業の構築」については、第一次計画に引き続き「ぎのわん授業スタンダード」に統一した学習スタイルを推進しました。その結果、全国学力・学習状況調査では、小学校においては国語が大幅に向上し、算数は全国平均を下回ったものの、県平均と比較すると徐々に改善しています。また中学校では、国語と数学が全国平均を大きく下回っていますが、県平均とは同水準となりました。

全国学力・学習状況調査 正答率の差	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
全国との差(小学校・算数)	-1.3	-4.2	-3.5	-3.4
県との差(小学校・算数)	0	0	+1	+2
全国との差(中学校・数学)	-7.5	-10.4	-9.0	-9.5
県との差(中学校・数学)	-2	-1	0	0

アンケート調査では、「子どもたちの基礎的・基本的な学力がついていると思うか(ついている子が多いと思うか。）」という設問について、令和2年の調査時と比較して教員・保護者ともにほぼ同率の結果となりました。教員については「そう思う」「ある程度そう思う」と回答した人が51%と約半数にとどまり、一方で、保護者については81%の人が「そう思う」「ある程度そう思う」と回答し、子どもたちの学力は定着していると感じている人が多いことが分かりました。

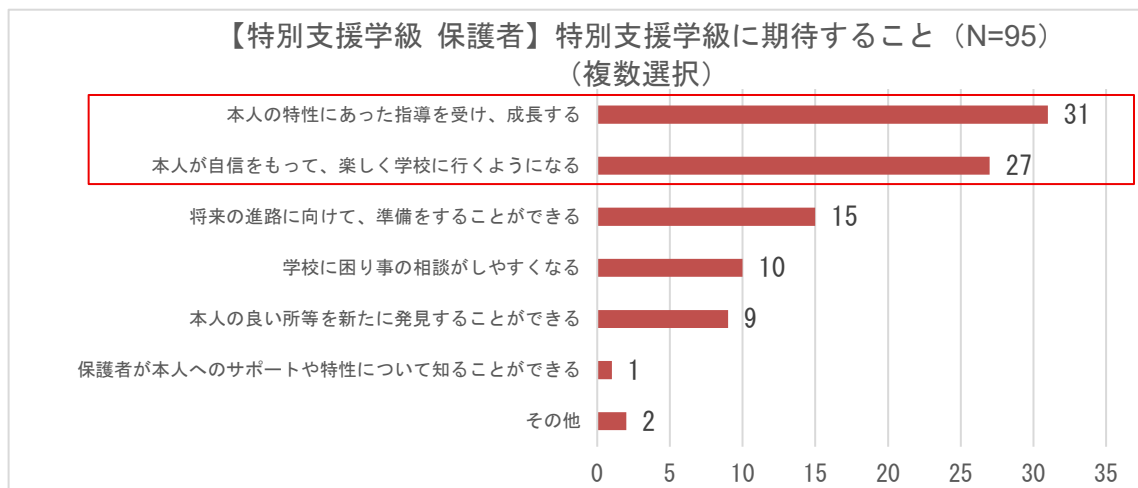


また、「分かりやすい授業を提供できていますか。」という質問に対して教員の93%が「分かりやすい授業」を提供できていると回答しており、また「学校の授業はわかりやすいですか。」という質問に対して児童・生徒の95%が「半分以上授業がわかる」と回答していることから、教員、児童・生徒それぞれが「分かりやすい授業の提供」がされていると感じていることが伺えます。一方で「授業がわからない」と回答した人の「わからない理由」は「授業の内容が難しい」、「授業の説明がわかりにくい」、「授業の進み方が早すぎる」と授業の進め方を理由としている人が多い結果となりました。

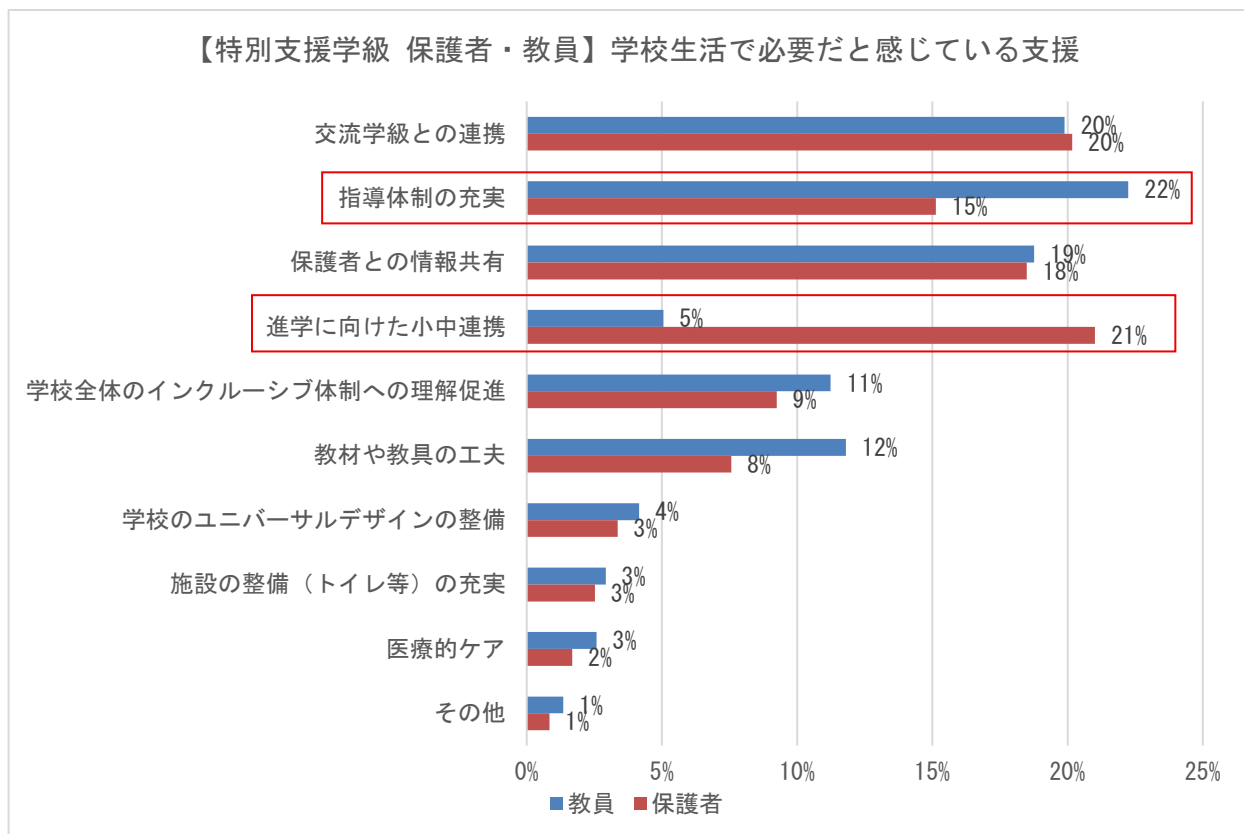


「特別支援教育の充実」については、インクルーシブ教育の視点に立ち、特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人一人の理解と教育的ニーズを的確に把握することで共に学ぶ機会を保障し、その持てる力を高めさせ、自立や社会参加を目指した学校生活を送れるよう支援体制を充実させるため取り組みを実施しました。しかし、支援を要する幼児児童生徒は年々増加しており、特別支援教育支援員による必要な支援の確保が課題となっています。さらに、医療的ケア児の対応が必要となり、看護師の資質向上と勤務体制整備や適切な学習活動の充実も強く求められています。

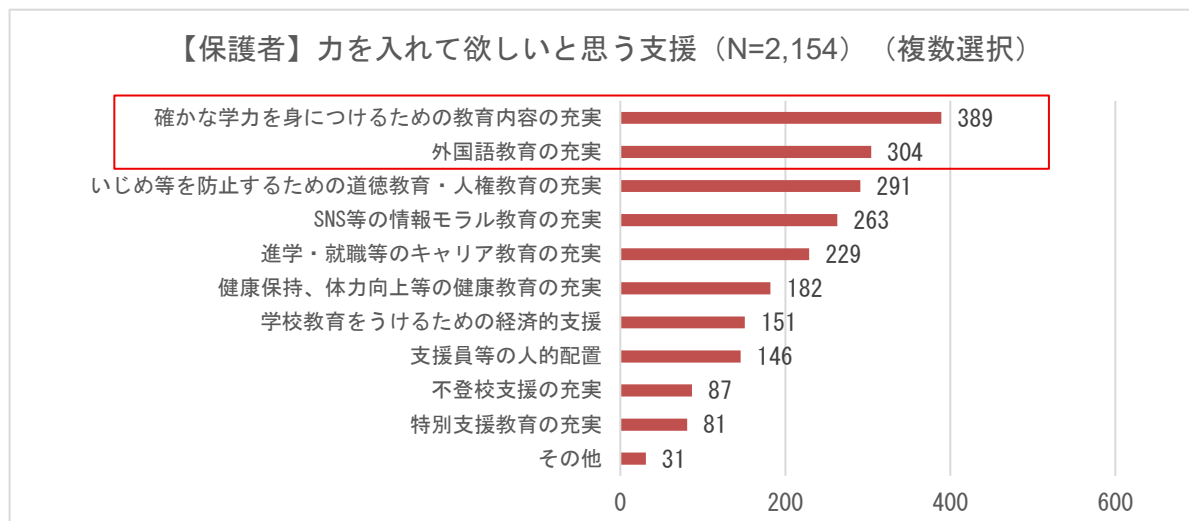
アンケート調査では、「特別支援学級に期待することは何ですか。」という質問に対して、特別支援学級に通級している児童・生徒の保護者が最も多く回答したのは「本人の特性にあった指導を受け、成長する」となり、次いで「本人が自信をもって、楽しく学校に行くようになる」が多い結果となりました。



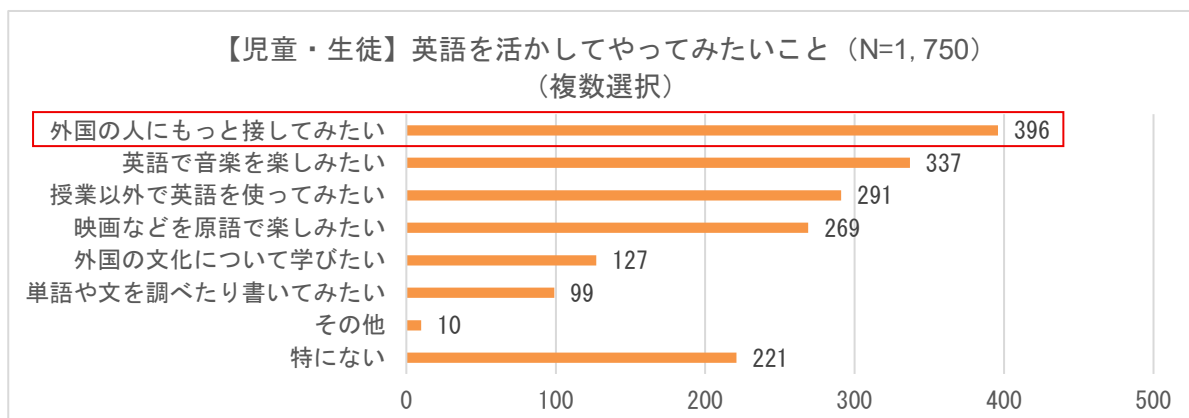
また、学校生活において必要だと感じている支援として、「進学に向けた小中連携」を選択した特別支援学級保護者が最も多く 21%となりましたが、教員は5%にとどまりました。一方で「指導体制の充実」を選択した教員が最も多く 22%となりましたが、保護者は 15%で4位となり、特別支援学級保護者と教員の意識に差があることが分かりました。引き続き保護者と教員の相互の理解を進めながら支援の充実を図る必要があります。



「外国語教育を含めた国際理解教育の充実」については、平成 16 年度から英語教育特区の認定を受け、小中学校一貫した英語教育を推進してきました。アンケート調査では、「これまで本市の教育として推進してきた取組の中で、今後、特に推進した方がよいと思うものはどれですか。」という質問に対して、保護者は「確かな学力を身につけるための教育内容の充実」に続き「外国語教育の充実」と答えた割合が多く、継続して外国語教育に取り組むことが必要です。



また、「英語の授業で学んだことを活かして、あなたが今後やってみたいことはどんなことですか。」という質問に対して多くの児童・生徒が「外国の人にもっと接してみたい」と回答し、英語の授業で学んだことを学校以外で使ってみたいと感じていることから、実践的コミュニケーション能力の向上等、英語教育の機会と充実を図ることが重要です。

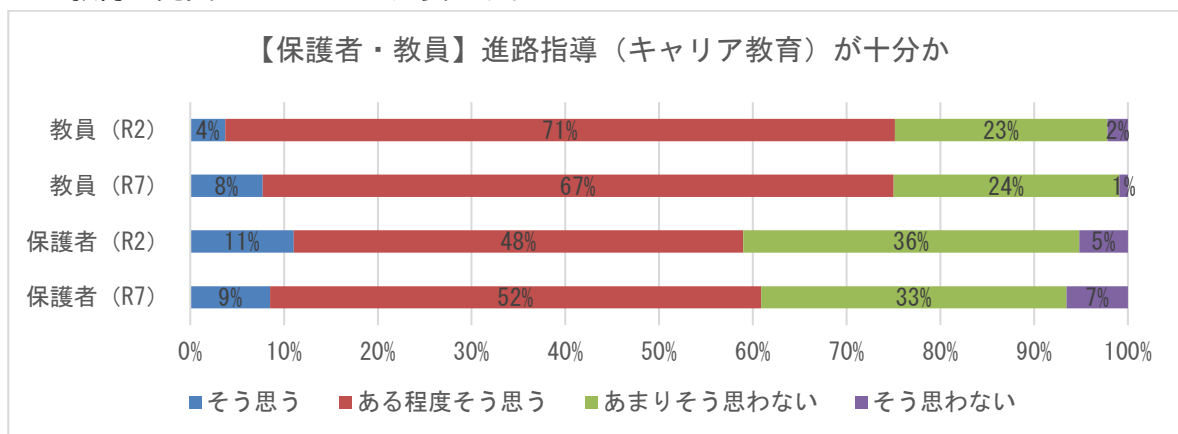


「キャリア教育の推進」については、幼児期・小学校段階では、社会的・職業的自立に係る基盤形成の時期、中学校段階では、現実的探索と暫定的選択の時期ととらえ、幼児児童生徒一人一人に夢や希望を持たせ、学ぶことと社会との接続を意識させることによって、学ぶ意欲の向上を図り、「生きる力」を育成することが重要です。しかしながら、学校ごとのキャリア教育指導計画の目標や計画、実践の一貫性が弱いことから、キャリア教育担当者を中心とした研修等を実施し、キャリア教育の指針や身に着けさせたい力の視点を明確にした指導計画を提示していけるように取り組む必要があります。

また、キャリア教育の一環として、望ましい勤労観・職業観を育むため、職場見学、職場体験学習、就業体験等を実施するうえで、学校独自で職場体験の職場開拓をしている現状があり、負担が

大きい現状があります。

アンケート調査の結果では「あなたのお子さんが通っている学校は進路指導（キャリア教育）が十分なされていると思いますか。」という質問に対して、「そう思う」「ある程度そう思う」と回答した保護者は61%にとどまっているため、今後はキャリアパスポートの有効的な活用など、さらにキャリア教育を充実させる必要があります。



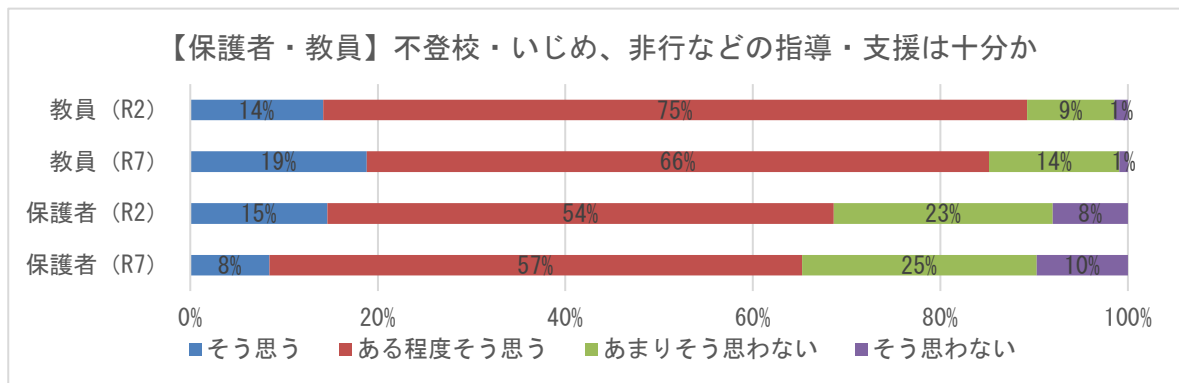
「体験活動や読書活動の推進」については、全小学校で宿泊学習（自然体験）を実施し、また、小学校においては自治会へ花のプランターの寄贈や、道路沿いの花壇に花植活動を実施しました。中学校においては地域生徒会ボランティアとして清掃活動、職場体験時に自治会清掃活動を実施しました。さらに、読書活動として、読書月間（旬間）において読書意欲を高める取り組みや朝の時間帯を利用した保護者・地域ボランティアによる読み聞かせを実施しました。体験活動や読書活動は生きる力を育む大切な取組であるため、より充実した活動に繋げていく必要があります。

基本目標2. 豊かな心・健やかな体の育成

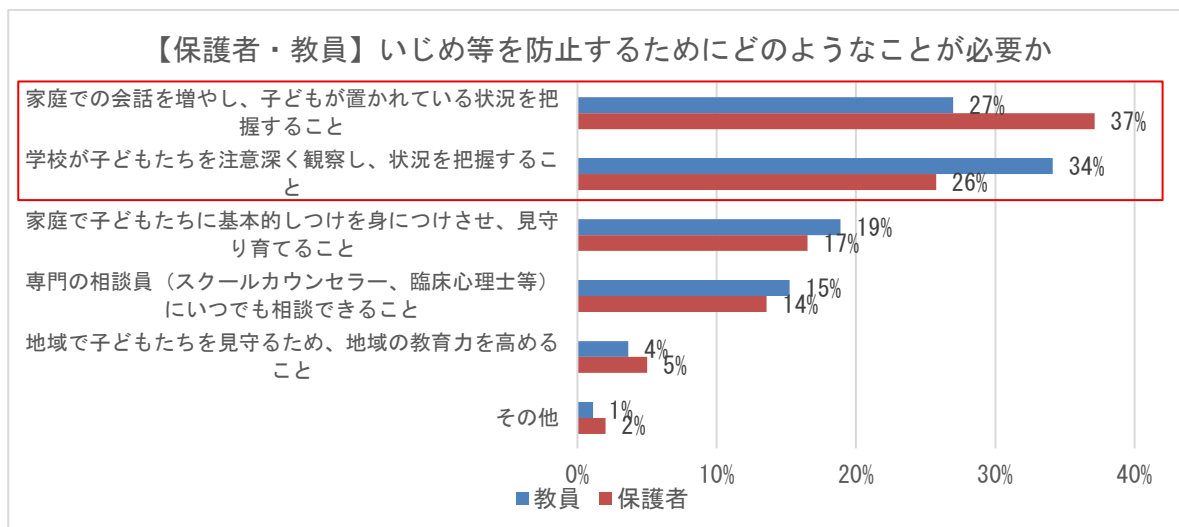
自他の違いを認め、年齢の違う人、障がいのある人、外国人など異なる文化や価値観を持った人たちと共に生きるための豊かな心や、たくましく生きるための健やかな体を育む教育を進めるため、第二次計画においては「人権教育の推進」「道徳教育の推進」「健やかな体づくりの推進」「食育の推進」「教育相談、支援体制の推進」に取り組みました。

「人権教育の推進」については、平成28年度に策定した「宜野湾市いじめ防止基本方針」に沿って各学校が「学校いじめ防止基本方針」に則り、いじめの早期発見、早期対応に取り組んできました。

アンケートの調査結果では、「学校では不登校・いじめ・非行などの指導・支援が十分なされていると思いますか。」という質問に対し、「そう思う」「ある程度そう思う」と感じている教員が85%でしたが、保護者は65%にとどまり、両者の間に認識の差が見られました。

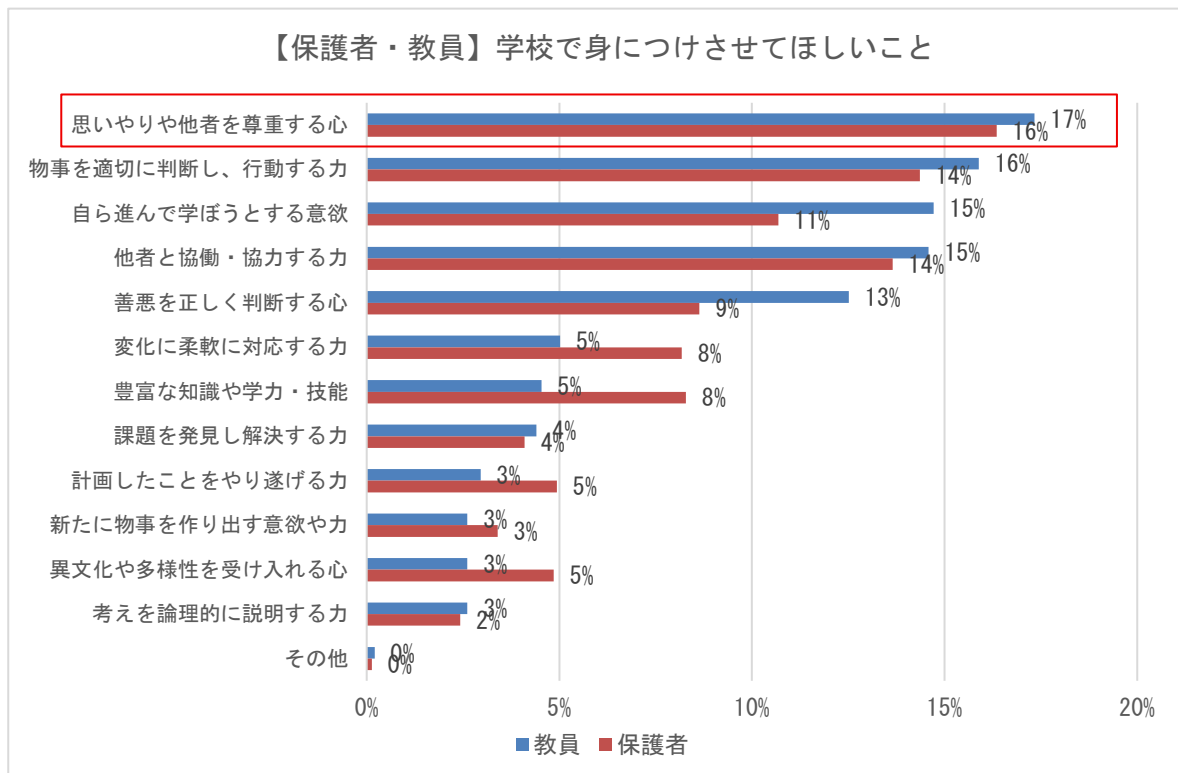


「いじめ等を防止するためにはどのようなことが必要だと思いますか。」という設問では、保護者は「家庭での会話を増やし、子どもが置かれている状況を把握すること」と回答した人が多く、教員は「学校が子どもたちを注意深く観察し、状況を把握すること」と回答した人が多い結果となりました。いじめ等の防止には「子どもたちの状況を把握すること」が必要であるということが両者で共通しており、家庭と学校がそれぞれの立場から子どもたちの状況を把握し、連携しながらいじめ等の防止に取り組むことが必要です。



「道徳教育の推進」については、幼児児童生徒一人一人が豊かな心を育み、望ましい自己実現を果たすため、自他の生命を尊重する心を基盤に、豊かな情操、善悪の判断など規範意識及び公共の精神、健康、安全、規則正しい生活などの基本的生活習慣を育む等、「心の教育」の充実に努めるため、道徳の授業や学校の教育活動全体を通して「心の教育」の充実に努めてきました。

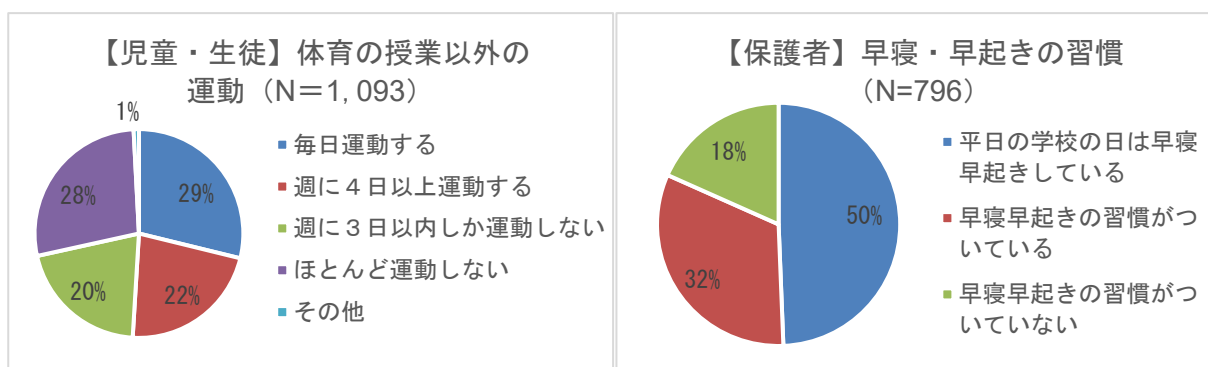
アンケート調査の「学校で身につけさせたいことはどんなことですか。」という質問に対して、保護者、教員の両者とも「思いやりや他者を尊重する心」が最も多い結果となりました。しかしながら、学習指導要領に即した「考えたくなる」「議論したくなる」道徳の授業を実践している学級担任が増えている一方で、依然として資料の読み取りや教師主導型の授業形態に終始し、深まりのない授業を行っているケースもあり、全職員で道徳科の授業改善に取り組む必要があります。

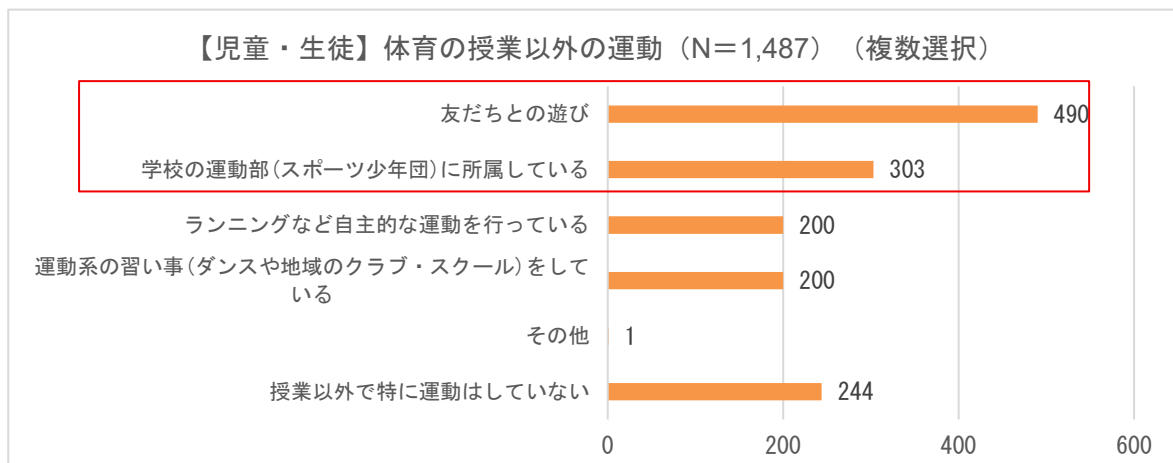


「健やかな体づくりの推進」については、児童生徒の体力の向上と健康教育の充実に取り組み、豊かな生涯スポーツの基礎を培うため、部活動の活性化に取り組みました。

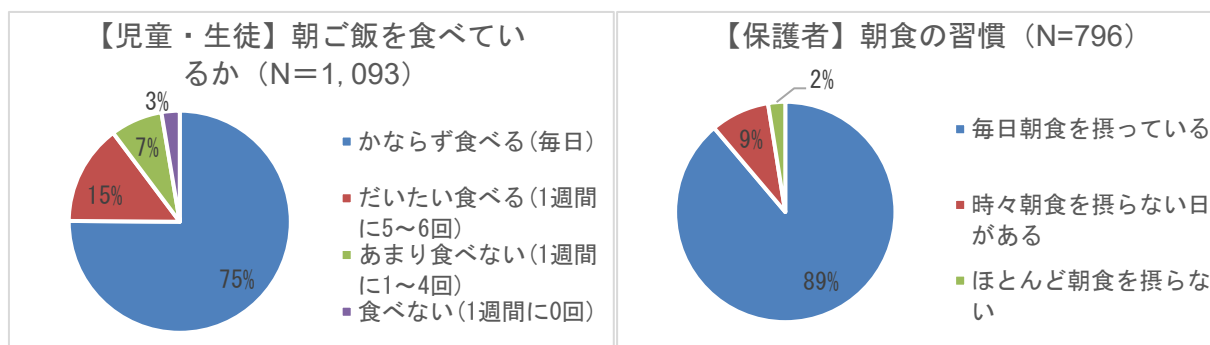
児童・生徒へのアンケート調査では「学校の体育の授業以外で運動をしていますか」という質問で、全体の51%が週4日以上運動しており、その内容は「友だちとの遊び」と回答した人が最も多く、遊びを通じながら身体を動かしている人が多い結果となりました。一方、「授業以外で特に運動はしていない」と回答した人が全体の約28%となり、スポーツや健康教育の充実に努めることが必要です。

保護者へのアンケートでは「あなたのお子さんは早寝早起きの習慣がついていますか。」という質問に対して、「早寝早起きの習慣がついていない」と回答した人は全体の18%となり、多くの児童・生徒が早寝・早起きの習慣が身につけています。

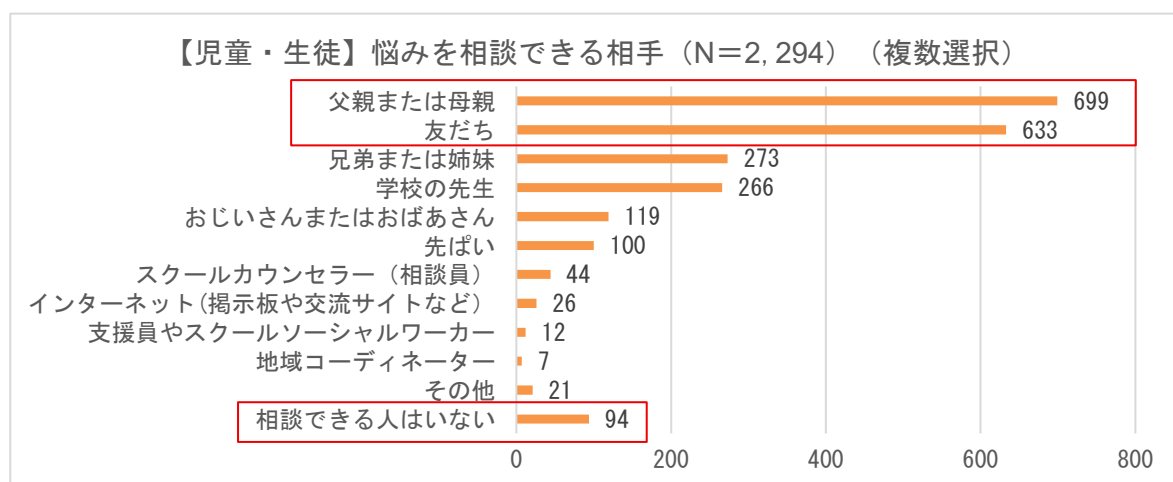




「食育の推進」については、子どもたちの望ましい食習慣の定着と食事マナーや食文化を理解し、食を大切にすることを育む食育の推進をしてきました。アンケート調査では、朝食は「かならず食べる」「だいたい食べる」と回答した児童・生徒が90%であり、同様の設問に対して保護者も89%が朝食を摂っていると回答したことから、朝食を摂る習慣が身につけていない児童・生徒が約10%いるため、朝食の必要性を伝えるなど、望ましい食習慣の定着のため、継続して食育を推進することが必要です。また、学校においては食育指導を行っていますが、食習慣で課題のある子が依然としており、望ましい食習慣の定着については家庭との連携が引き続き必要です。



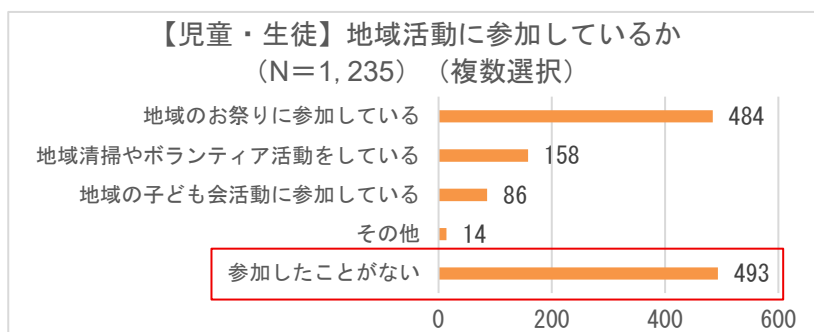
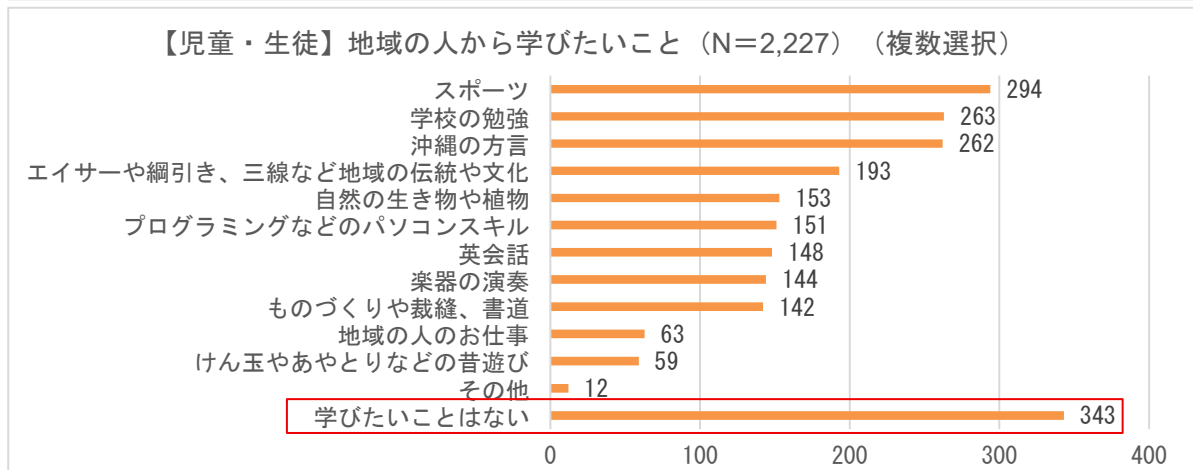
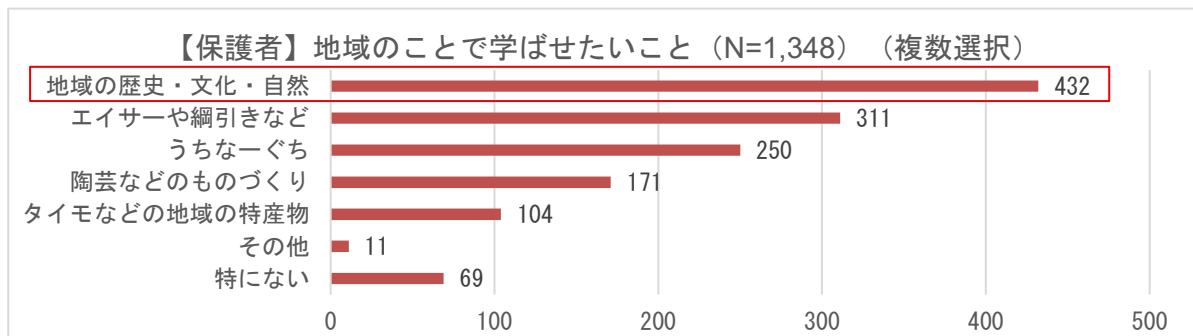
「教育相談・支援体制の推進」については、依然として増加傾向にある不登校児童生徒の問題解決に向けて学校及び福祉推進部等の関係機関や関係団体との連携を図りながら、幼児児童生徒や保護者、教職員の相談に努めるとともに、支援体制の充実に取り組みました。しかしながら、児童・生徒や保護者が抱える問題も多様化し、問題解決が容易ではない児童・生徒も多いことから、対応する職員のスキルアップを図ることが必要です。児童・生徒のアンケート調査では「あなたが悩み事を相談できる人は誰ですか。」という質問に対して、「父親または母親」「友だち」と回答した児童・生徒が多く、相談ができる家族のと信頼関係が築かれている人が多い一方で、「相談できる人がいない」と回答した児童・生徒が94人となりました。そのため、相談できる場所や人について周知していくことが必要です。



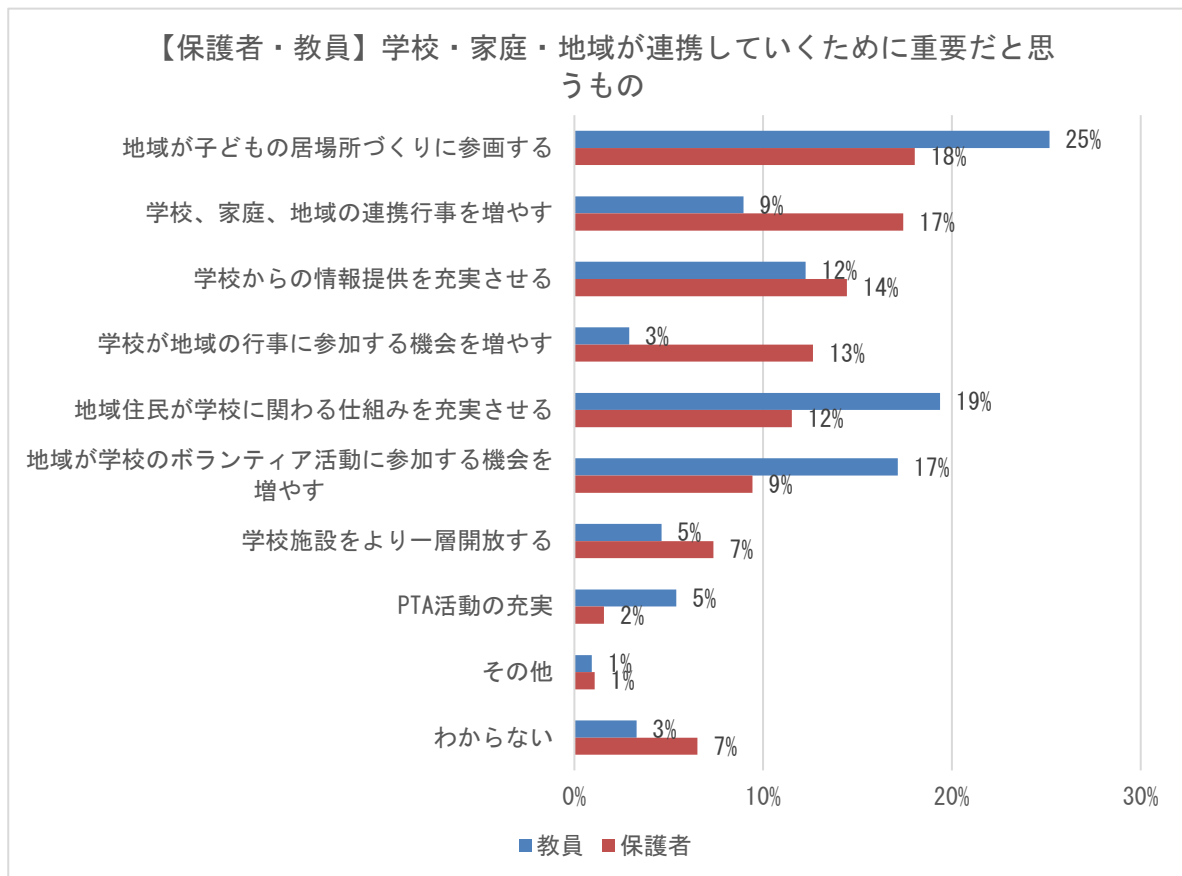
基本目標3. 地域と連携した教育活動の充実

子どもたちを取り巻く環境は、情報化、価値観の多様化も含めてどんどん変化しており、学校は、これまで以上に様々な課題を抱えていることから、学校が地域とともに学校づくりをしていくことが必要です。また、地域も急激な社会変化の中で支え合いやつながりが希薄化しており、地域住民自ら地域を創っていくという「主体的な意識」への転換が必要となっています。学校と地域が相互の連携・協働により、学校づくり、地域づくりを進め、一体となって子どもたちの成長を支えるため、第二次計画では、「地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの推進」「子どもの居場所づくりの推進」「青少年支援ネットワークの構築」に取り組みました。

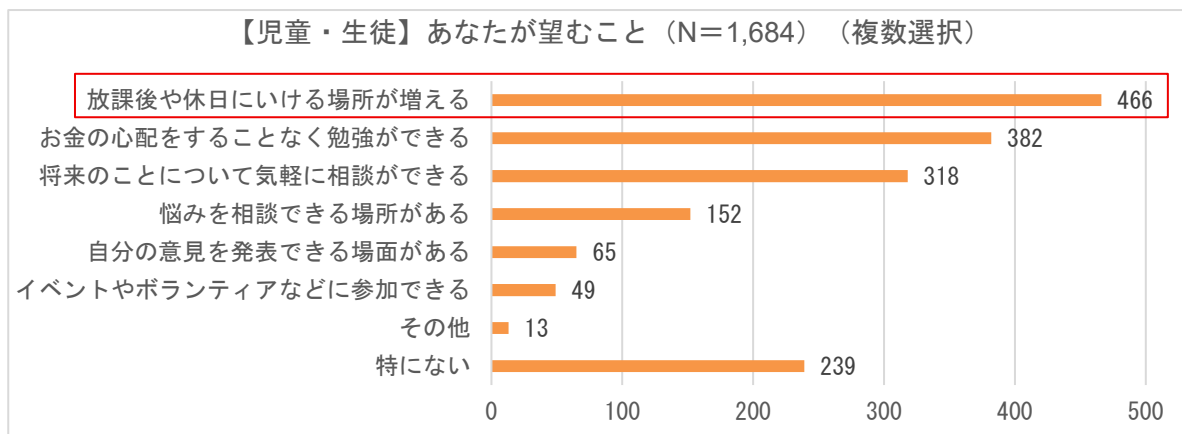
「地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの推進」については、地域で子どもたちを育てるために、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民・保護者と共有し、地域と一体となって子ども達を育む「地域とともにある学校づくり」とともに、「学校を核とした地域づくり」に向けて、地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの充実を図りました。その結果、地域コーディネーターを全小中学校に配置し、地域コーディネーターの働きにより、学校と地域の連携が推進され、地域の様々な教育資源の活用につながりました。一方で、教職員に対して地域コーディネーターの存在や役割を十分に浸透させられていない状況も見られます。保護者のアンケート調査では、「地域のことについて学ばせたいことはありますか。」という質問に対して「地域の歴史・文化・自然」「エイサーや綱引きなど」と地域に由縁するものを子どもたち学ばせたいと考えていることが分かりました。一方で、児童・生徒のアンケート調査では「地域の人から学びたいことは何ですか。」という質問に対して、「学びたいことはない」と回答した児童・生徒が最も多い結果となり、「地域の活動に参加したことはありますか。」という質問では「参加したことがない」と回答した児童・生徒が最も多い結果となりました。日頃、地域の人との関わりが少なく、地域から学べることをイメージすることができないことが考えられます。そのため、学校現場における地域コーディネーターの活用促進を図り、地域ボランティアを活用するなど、学校現場において地域住民との関わる機会を充実させることが重要です。また、地域行事への子どもたちの参加を促すため、自治会や地域住民、保護者との連携を強化し、行事等の情報を積極的に共有することも必要です。



「子どもの居場所づくりの推進」については、各種社会資源・自然資源・人的資源等を活用し、放課後等の居場所づくりの充実、児童の健全育成の場の充実に努め、共働き世帯やひとり親世帯などの児童に限らず、全ての児童が放課後等における多様な体験・活動を行うことができるよう、行政・学校・家庭・地域連携のもと総合的な子どもの居場所づくりに取り組みました。アンケート調査では、子どもの居場所について、保護者、教員いずれも地域が参画することを望んでおり、子どもの居場所において地域との関わりが生まれることで、より充実した子どもの居場所づくりが望まれていることが考えられます。



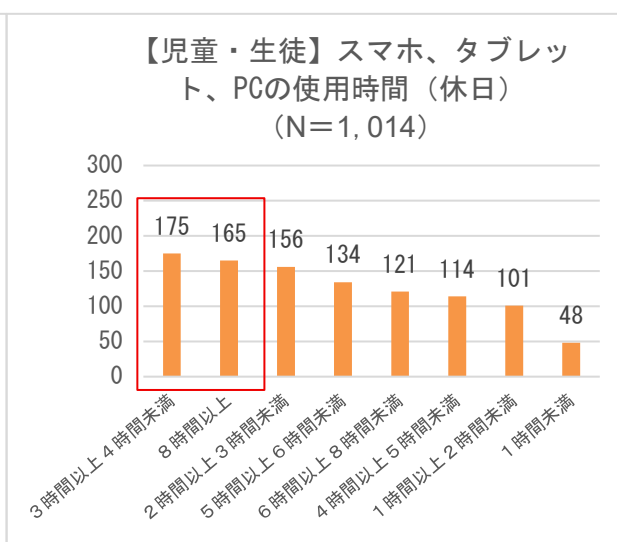
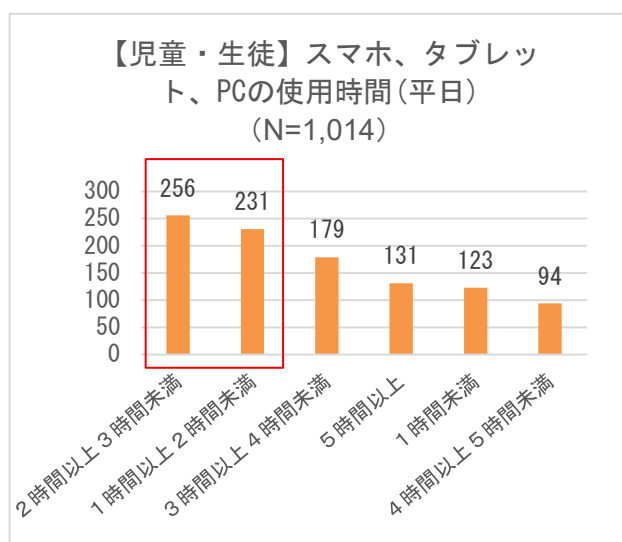
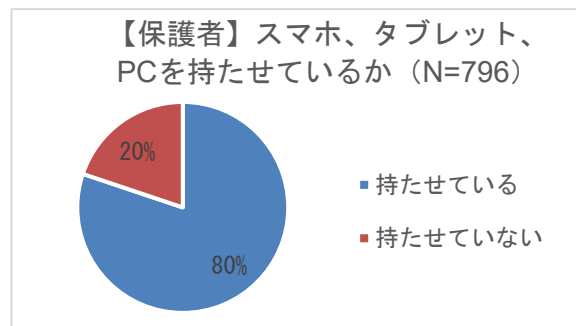
また、児童・生徒のアンケートでは「あなたが望んでいることは何ですか。」という質問に対して、「放課後や休日に行ける場所が増える」と回答した児童・生徒が最も多い結果となったことから、放課後子ども教室を実施していない学校に向け、放課後子ども教室の活動事例などを情報発信し、事業の有用性の周知に努めることが必要です。



「青少年支援ネットワークの構築」については、子どもを取り巻く環境が複雑化、多様化する中で、児童生徒の不登校や非行に関する問題が課題となっており、青少年が社会の中で健全に育つよう家庭・学校・地域が連携しながら一人一人を見守る行動が必要です。そのため、関係者が情報を共有し、連携・協力していくための支援ネットワーク体制の充実を図り、地域全体で青少年を見守る環境づくりに取り組んできました。しかしながら、巡回活動時間中に外出している青少年の人数は増加しており、児童生徒の不登校や非行に関する問題は、家族背景の複雑化や SNS 普及によるつ

ながりの急激な広がりを見せています。それに対して、保護者や学校のみでの対応だけでは限界があり、地域全体で取り組む必要があります。

保護者アンケートでは、8割の保護者がスマホ、タブレット、PCを持たせており、児童・生徒のアンケートでは、スマホ、タブレット、PCを使用している児童・生徒は、平日は1時間から3時間程度の使用で、休日は3、4時間程度使用している人が多いが8時間以上使用している人も多いことが分かりました。近年、SNS、YouTube、インターネットを経由したスマホゲーム等に熱中するケースが出ており、年々子どもたちを取り巻く環境が複雑・多様化する中、新たな課題に対応することが求められています。



基本目標4. 教職員の指導力の向上

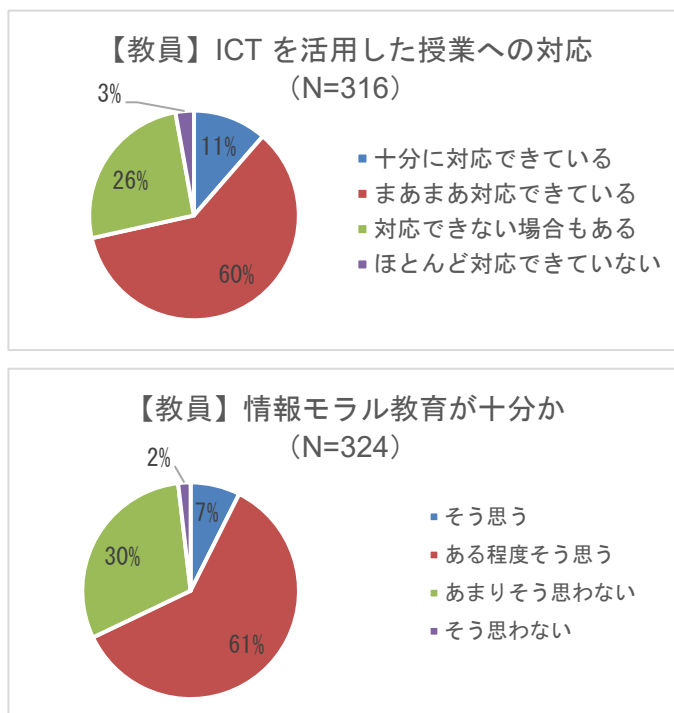
教職員の実践的指導力の向上のため、第二次計画では、様々な研修プログラムの設定、近隣大学や地域内外の多様な人々との協働実践を図りながら、「キャリアステージに応じた教師の資質向上」「大学と連携した校内研修の充実」「ICTを活用した授業力の向上」「教員の教育研究活動の推進」に取り組みました。

「キャリアステージに応じた教師の資質向上」については、教科及び教職に関する専門的知識や実践的指導力（教科指導、生徒指導、学級経営などを的確に実践できる力）を高める研修の充実を図るとともに、教職に対する責任感、探求力を身につけるため、自主的に学び続ける教職員を支援するため、教職員研修の充実を図りました。初任者研修、中堅教員等資質向上研修、臨時的任用教諭研修など、座学と体験を組み合わせた様々な研修を実施したことで、知識向上と満足度が十分に認められました。今後は教職員同士の情報共有や交換の機会を設け、相互理解を深めることが必要です。

「大学と連携した校内研修の充実」については、大学との教育活動ネットワークを充実させ、教

職員の資質向上と教育課題の解決を図るため、大学と連携し「はごろも教育ネット」を活用した校内研修や教職体験等の受け入れ、さらに大学生による中学校へ学習指導実習を実施しました。しかし、「はごろも教育ネット」は一部の小中学校での活用にとどまっており、周知活動を行い、活用促進に努める必要があります。

「ICTを活用した授業力の向上」については、教員が必要な場合に依じてICT機器の特性を生かした効果的な活用を図り、ICT機器を授業で活用することで児童生徒の興味関心の向上、理解促進など、教育的効果を高める取り組みを進めてきました。しかしながら、教員アンケート調査では、「日々のICTを活用した授業について、対応できていますか。」という質問に対して、約3割の教員が「対応できない場合もある」、「ほとんど対応できていない」と回答しました。また、「学校における情報モラル教育は十分ですか。」という質問に対して、「そう思う」「ある程度そう思う」と回答した教員は全体の68%となり、約3割が十分ではないと感じています。そのため、さらなる教員への情報に関する研修の充実を図る必要があります。



「教員の教育研究活動の推進」については、本市や県の抱える教育課題に対し、その解決策について学校と共に考え研究、支援するとともに、教員の実践的指導力を高めるための研修を実施しました。さらに、知能・標準学力検査、総合質問紙調査などの諸検査の実施を通して学校現場での活用の充実を図りました。その結果、全国学力・学習状況調査では、小学校においては国語が大幅に向上し、算数は全国平均を下回ったものの、県平均と比較すると徐々に改善しています。また中学校では、国語と数学が全国平均を大きく下回っていますが、県平均とは同水準となりました。教員の研修の充実により授業力が向上し、児童・生徒の学力の向上につながっていると考えられ、引き続き研修の充実を図り、学校の教育力の向上に努めます。

基本目標5. 教育環境の充実

安全・安心な教育環境を確保することにより、学校の教育力が高められることから、第二次計画では、「学校のICT化の推進」「学校図書機能の充実」「学校施設・設備の充実」「子どもの安全・安心の確保」「教職員の労働環境の充実」に取り組みました。

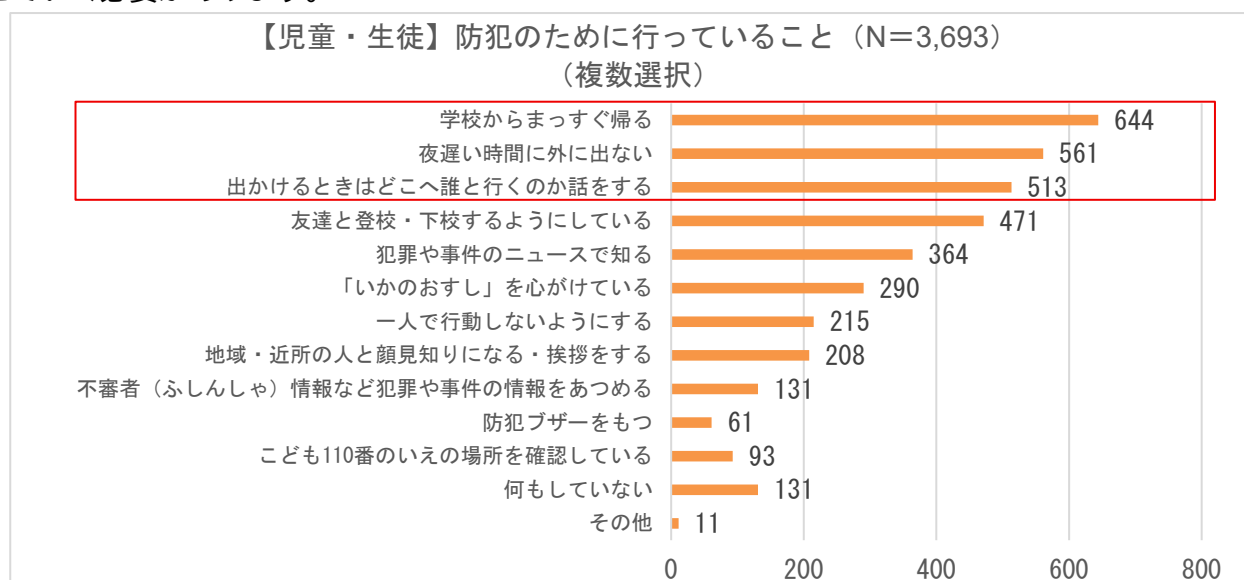
「学校のICT化の推進」については、学校の全ての教科で、全ての教職員がコンピュータやインターネットを活用し「わかる授業」の展開や情報教育の推進を図るためICT環境の充実と活用の促進に努めてきました。また、GIGAスクール構想の目的である一人一人の個性に合わせた教育の実現に向けた取り組みを推進してきました。その結果、児童生徒および教職員が1人1台端末

をより日常的に使用し、それぞれの学校の創意工夫により、利活用の取り組みに特色がみられるようになってきました。今後も各種ソフトウェアの利活用場面を具体的に提示するとともに、研修機会の確保に努めます。

「学校図書機能の充実」については、児童生徒の読書活動の充実と学習支援に向けて学校図書館の本来の機能を充実させるため、図書館司書の資質向上と市民図書館や関係機関と連携した取り組みを進めてきました。その結果、各学校での学校司書による取り組み等の情報共有、市民図書館との連携等により、充実した図書館教育を実施することができました。しかしながら、必要図書購入のための予算不足や図書充足率の下降、ICT研修が不十分などの課題があります。

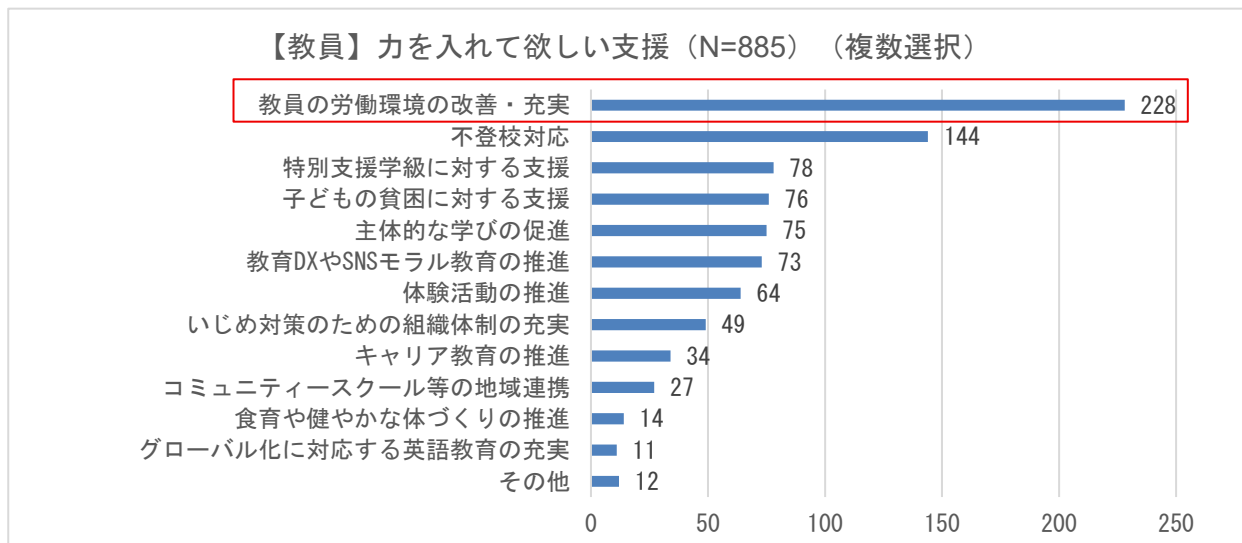
「学校施設・設備の充実」については、普天間小学校の改築、学校敷地境界沿いにあるブロック塀等の改修、教室不足の解消、屋外教育環境の整備を進めてきました。普天間小学校の改築完了により市立小中学校校舎等の耐震化率は100%となりました。また、トイレの洋式化率も90%を達成しました。各種対策事業を着実に進め、安心・安全で快適な教育環境の確保や避難所としての機能強化を図ることができました。今後も、人件費や資材価格の高騰等の調整を行いながら計画的に学校施設・設備の整備に進めていくことが重要です。

「子どもの安全・安心の確保」については、幼児・児童・生徒に危機回避能力を身に付けさせるための交通安全・防犯・防災教育の充実を努め、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、子どもの見守り活動等を推進しました。児童・生徒のアンケート調査では「防犯・安全のためにどのようなことを行っていますか。」という質問に対して、「学校からまっすぐ帰る」「夜遅い時間に外に出ない」「出かけるときはどこへ誰と行くのか話をする」という児童・生徒が多く、日頃から基本的な安全確保を行っている児童・生徒が多くみられます。継続して防犯に関する意識や能力を身につけさせていく必要があります。

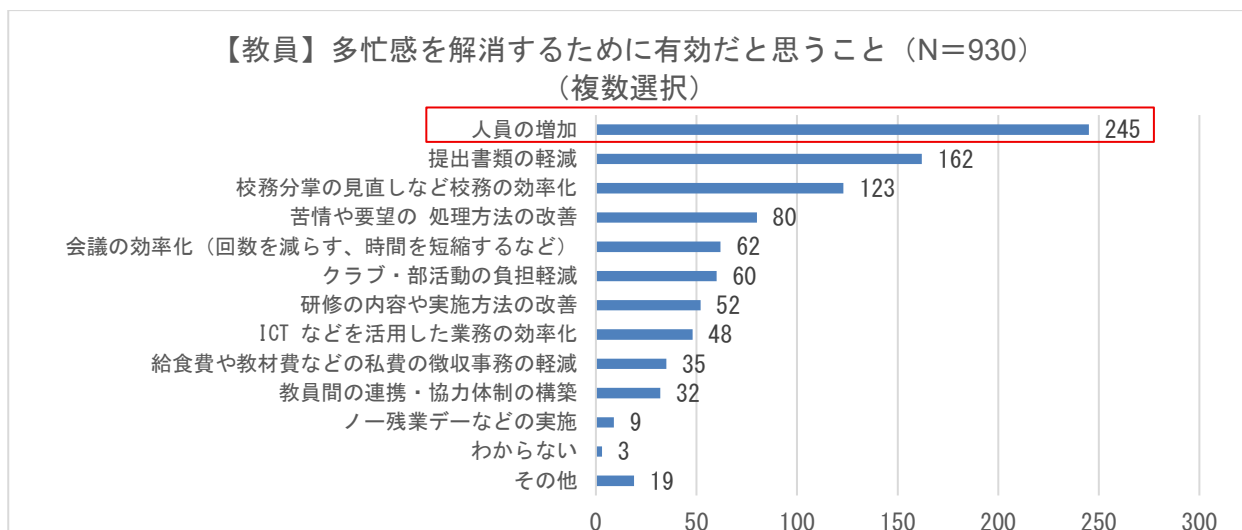
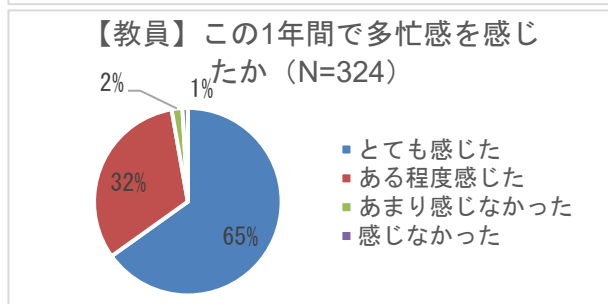
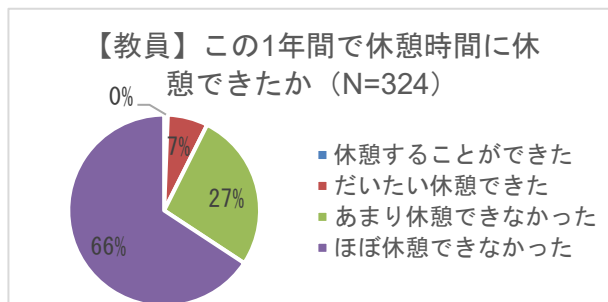


「教職員の労働環境の充実」については、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保するため、負担感の軽減、時間外勤務の縮減等、多忙化解消に努めていくことは急務となっています。そのため、適正な学校運営、教職員の健康の保持増進、労働環境の充実を図り、活気ある職場環境づくり

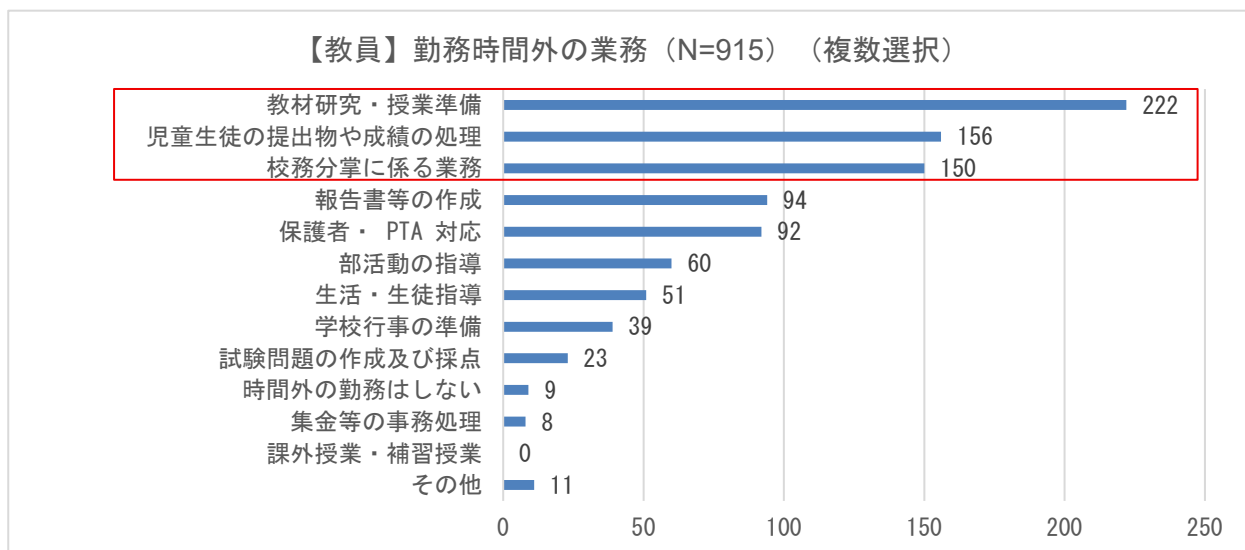
に取り組みました。しかしながら、教員のアンケート調査では、教員が力を入れて欲しい支援は「教員の労働環境の改善・充実」が最も多い結果となりました。



また、この1年間で休憩することができなかった教員が93%と多い結果となり、この1年間で多忙感を感じた教員は97%であり、多忙感を解消するためには「人員の増加」をすることが有効であると回答した人が最も多い結果となりました。そのため、どのような人員が必要なのかを確認し、適切な人材を確保する必要があります。学校には地域コーディネーターが配置され、地域ボランティアを確保することも可能なため、教職員が地域ボランティアを計画的に利用することも多忙感を解消する一つの手段になると考えます。



さらに、勤務時間外の業務は最も多くが「教材研究・授業準備」であり、次いで「児童生徒の提出物や成績の処理」「校務分掌に係る業務」が続きます。どれも必要な業務であり、勤務時間内で処理するためには人員の増加や作業効率化を図る等、対策を講じる必要があります。

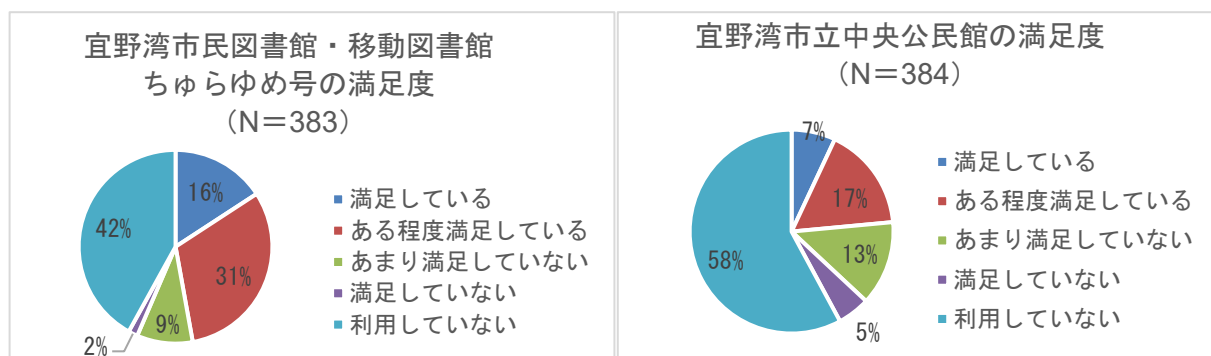


基本目標 6. 生涯をととした学びの推進

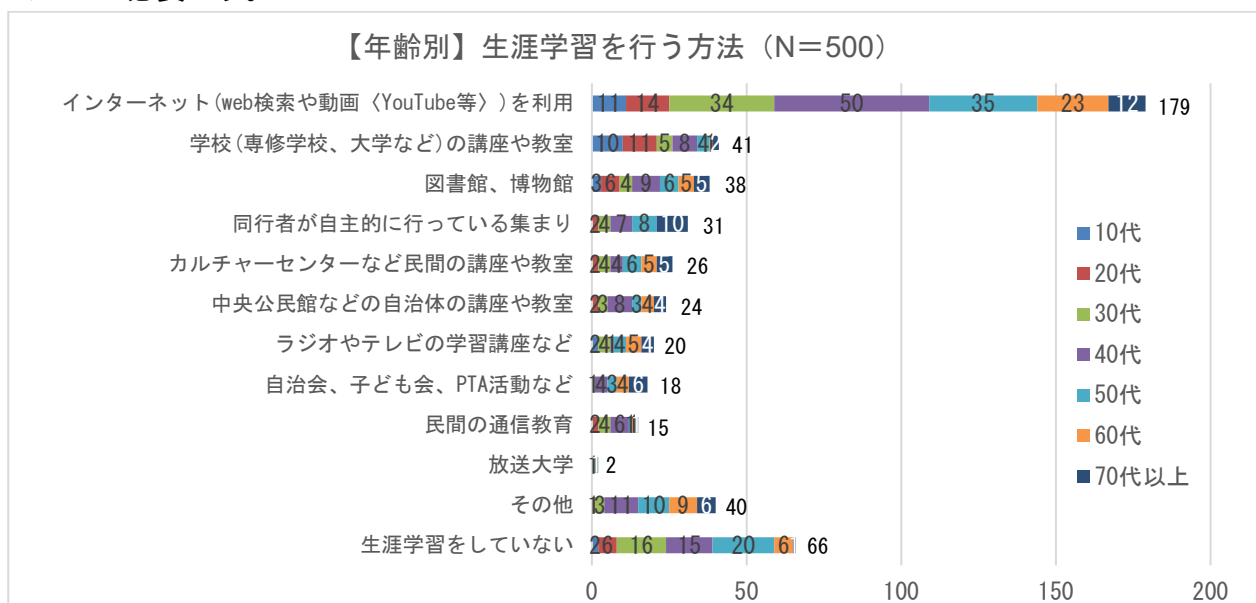
国の第4期教育振興基本計画では、2040年以降の社会を見据えた教育政策におけるコンセプトとも言うべき総合的な基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げています。

宜野湾市第二次教育振興基本計画においては、大人自身も教養や趣味の世界を広げ、豊かな学びと人間性を培えるよう市民へ学習機会の提供をしていくとともに、市民が地域社会とつながるための多様な社会参加の場を創りだし、活動をととした人材育成を推進し、地域へ還元していく仕組みづくりに取り組みます。そのため、「多様な学びを支える環境づくりの推進」「学習成果を地域活動につなぐ仕組みづくり」「家庭教育支援の充実」「芸術文化活動の推進」「スポーツ・レクリエーション活動の推進」「地域を支える人材の育成と基盤整備」に取り組みました。

「多様な学びを支える環境づくりの推進」については、中央公民館講座の充実や図書館機能の充実、図書館サービスの充実等に取り組んできました。しかしながら、市民アンケート調査による図書館・移動図書館ちゅらゆめ号の満足度は「利用していない」が42%、中央公民館の満足度は「利用していない」が58%となり、両施設の利用促進が課題といえます。

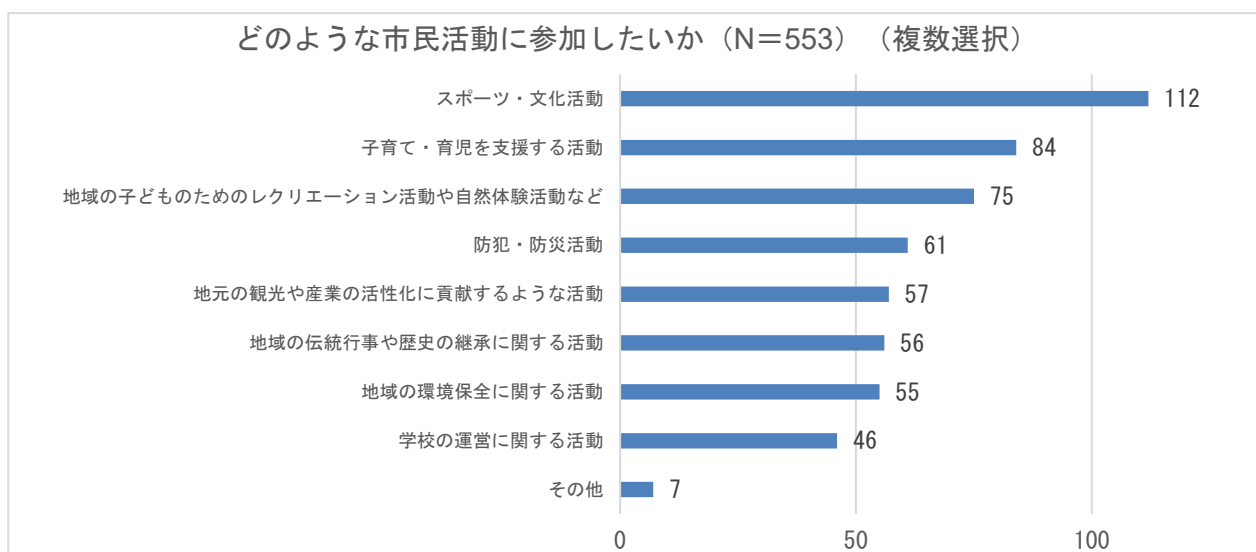
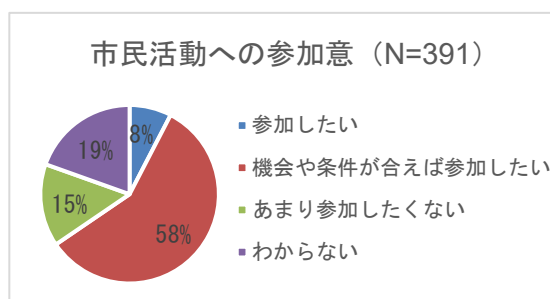


また、新たに生涯学習を学ぶ方法としては、「インターネット（web 検索や動画〈YouTube 等〉）を利用」が最も多く、市民のニーズに合わせた生涯学習の支援や機会の提供等の取組を充実させていくことが必要です。

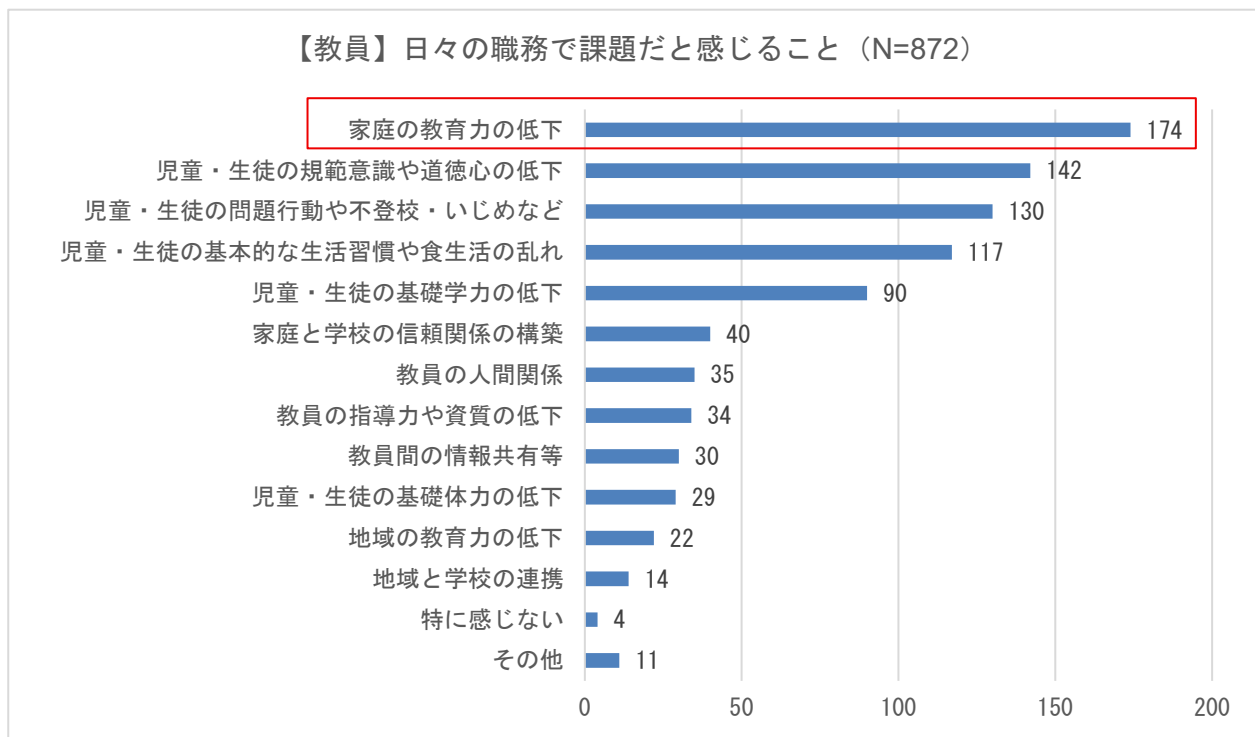


「学習成果を地域活動につなぐ仕組みづくり」については、中央公民館を拠点に活動しているサークル団体や各種講座修了者、及び自治公民館を中心とした学習活動などを支援しながら、活動成果を地域学習やボランティア活動へつなげることに取り組んできました。

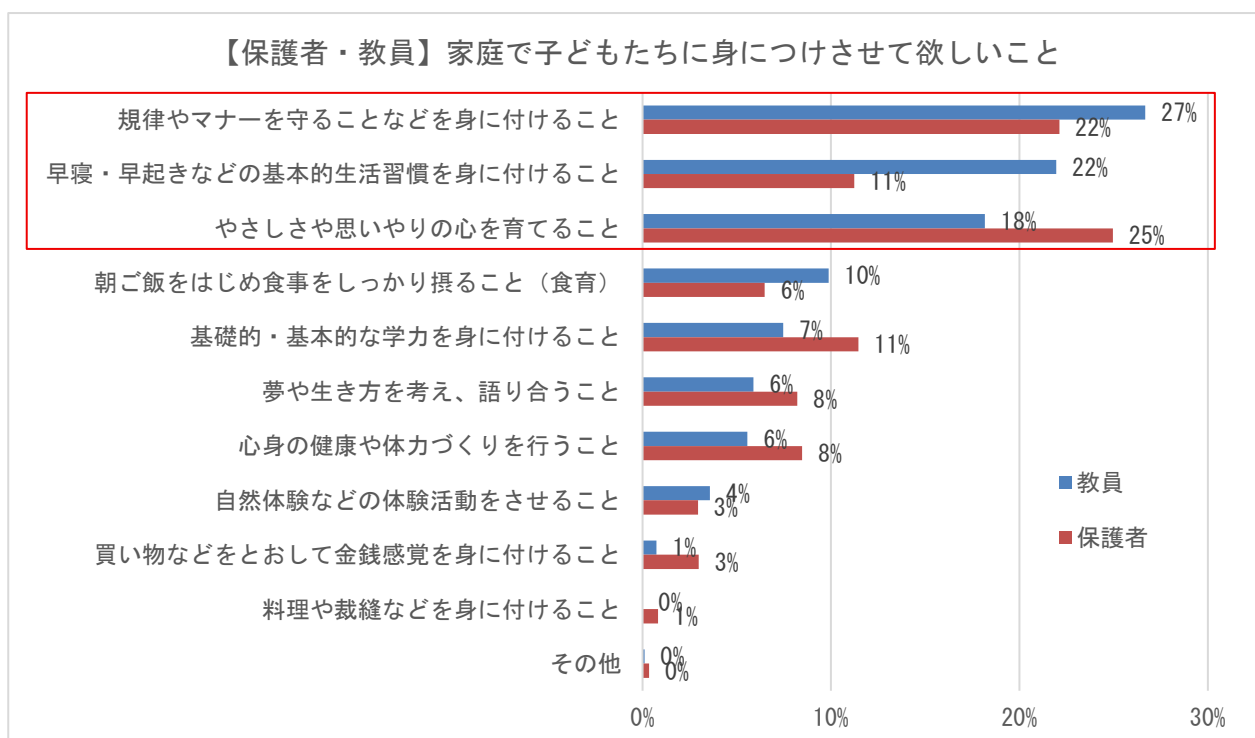
市民アンケート調査において「市民活動に参加したいですか。」という質問に対して、「機会や条件が合えば参加したい」を含めると66%となり、「どのような市民活動に参加したいか。」という質問に対しては、スポーツ・文化活動、子育て・育児の支援、レクリエーションや自然体験等、内容が多岐にわたっています。そのため、活動したい人と具体的な活動を結びつける仕組みや組織等について、ICTの活用を含め検討する必要があります。



「家庭教育支援の充実」については親の学びを支援する沖縄県「親のまなびあいプログラム」の活用の推進や家庭教育支援リーダーやアドバイザー等を活用した家庭教育支援の充実に取り組んできました。しかしながら、教員のアンケート調査において「日々の職務で、課題だと感じることは何ですか。」問う質問に対して、「家庭の教育力の低下」が最も多く選択されました。

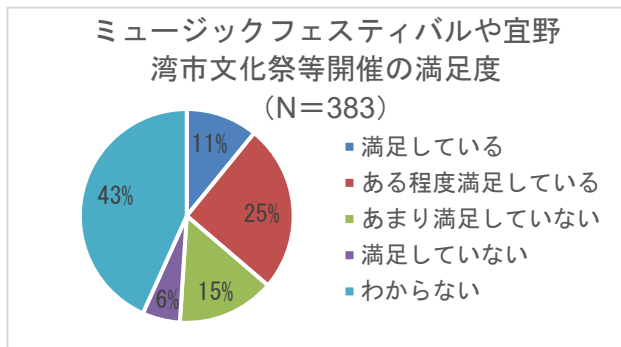


また、教員と保護者のアンケート調査において「家庭で子どもたちに身につけさせてほしいこと・身につけたいことは何ですか。」という質問では、上位項目が共通しており、家庭教育の重要性に対する意識の高さがうかがえます。

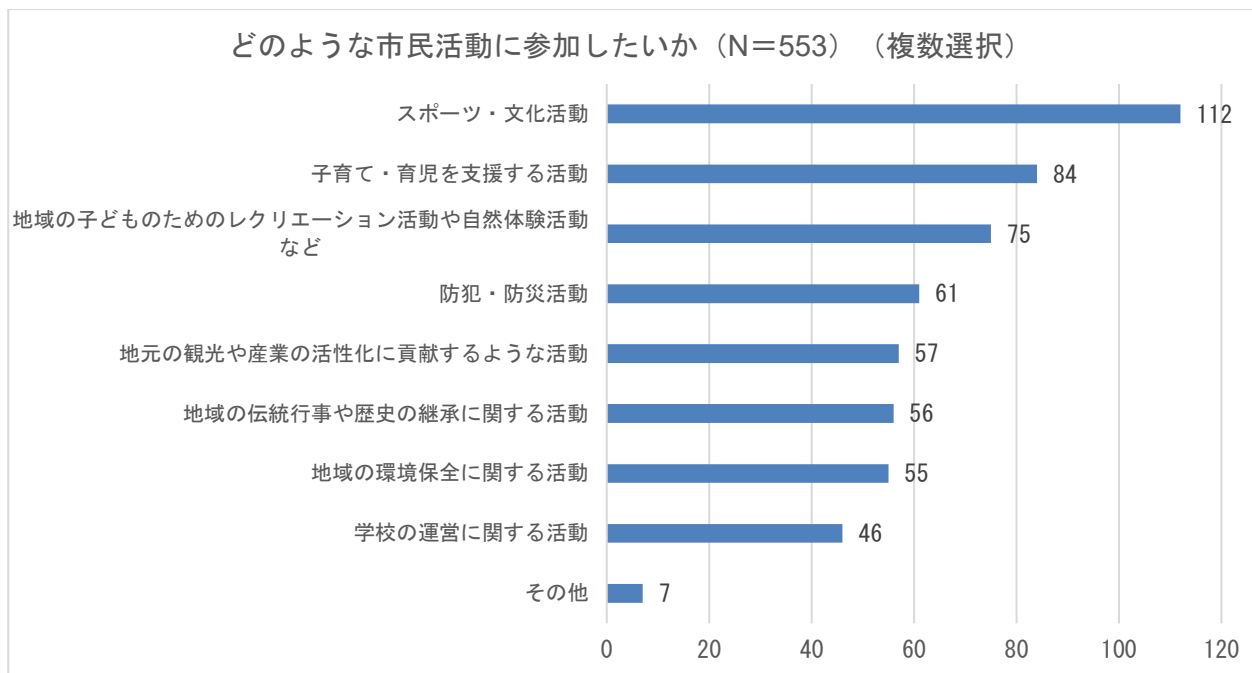


家庭教育は、すべての教育の出発点であり、子どもたちが基本的な生活習慣や規範意識、自立心を学ぶうえで重要な役割を果たすものです。スクールソーシャルワーカーのヒアリングでは、教員と連携し問題解決に向かう取り組みの必要性が提案されています。今後学校における教員やスクールソーシャルワーカー等と連携した取り組みを検討する必要があります。

「芸術文化活動の推進」についてはミュージックフェスティバルを開催し、学生や若手ミュージシャンの発信の場を提供するなど、市民による文化・芸術活動の発表の場と鑑賞の機会を提供してきました。市民アンケート調査によると、ミュージックフェスティバルや宜野湾市文化祭等の開催については、「ある程度満足している」を含め満足しているが36%にとどまり、「わからない」と回答した市民が43%に達しており、活動の情報が十分に浸透していないことが伺えます。今後、活動の情報発信を推進するとともに内容についても多くの市民に共感される内容を検討する必要があります。さらに、小中学校の郷土学習として文化協会との連携についても可能性を検討し、子どもたちへの芸術文化の継承を推進していくことも必要です。



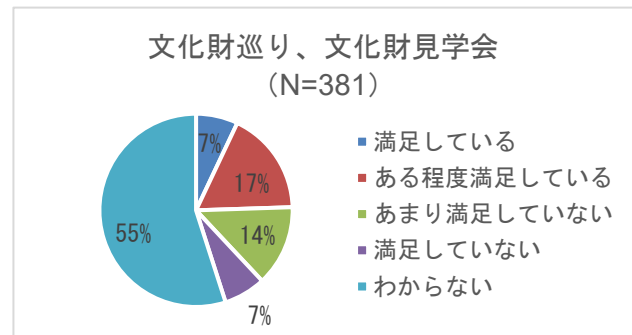
「地域を支える人材の育成と基盤整備」については、市民協働課と連携し宜野湾小学校区をモデルに「ぎのわん地域づくり塾 2024」（全9回講座）の実施など地域を支える人材を育成する取組を進めてきました。市民アンケート調査では、今後やりたい生涯学習について少数ですが、防犯・防災や観光・産業の活性化、地域の環境保全、学校の運営などに参加したいとする人がいることがわかりました。また、参加したい市民活動の内容の1つに地域の子どものための子育てや育児、環境保全や伝統行事などが含まれています。このような人材と活動に結びつく組織づくりなど基盤を整理する必要があります。



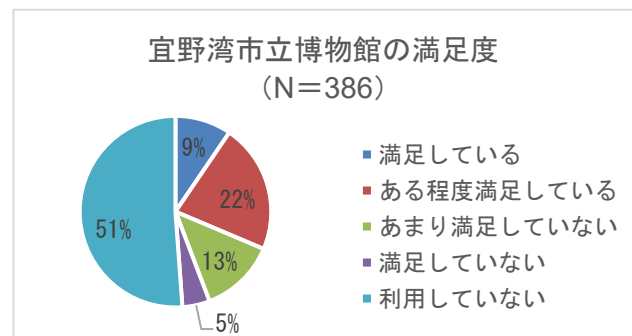
基本目標7. 郷土を学びつなぐ環境の充実

郷土を学びつなぐため、第二次計画においては「歴史や文化を活かしたまちづくりの推進」「博物館を拠点とした歴史及び文化の保存活用の充実」「文化関係団体等への活動支援と人材育成」「市史を活用した郷土学習の推進」に取り組みました。

「歴史や文化を活かしたまちづくりの推進」については、西普天間住宅地区の公園地内の指定整備を予定している喜友名グスクの基本設計等、地域の歴史や文化に触れ、親しむ取組を進めてきました。また、無形文化財等育成補助金を6団体へ交付等、伝統文化・伝統芸能の継承及び発展を推進してきました。市民アンケート調査では、文化財巡り・文化財見学会について「わからない」と回答した市民が55%にのぼり、活動の認知度が低いことが明らかになりました。今後一層の情報発信が必要です。



「博物館を拠点とした歴史及び文化の保存活用の充実」については、博物館企画展、教室等の充実を図ることや、森川公園の環境を活かした体験学習等を実施してきました。市民アンケート調査では、半数以上が「利用していない」と回答しており、利用していない人に対する周知の強化や様々な人が訪れる企画展の開催等を検討していく必要があります。



「文化関係団体等への活動支援と人材育成」については、文化財ガイドの育成と博物館友の会の活動を支援し市民参画の仕組みづくりに取り組んできました。今後、文化財ガイドの方々さらなる技術・知識を習得し、その能力を発揮できる活動機会を創出することが求められます。

「市史を活用した郷土学習の推進」については、市史資料を活用したテキストを作成し、「イガルー・シマ文化財教室」を実施してきました。今後は各地区が二巡目となることから、参加者の維持・拡大を図るためには、新たな魅力あるテーマや説明方法を検討していくことが重要です。

さらに、小学校児童への郷土学習への支援や中学校や高校における地域学習支援を行いました。各校の教員と連携し、学習のねらいに応じた授業を行うことで充実した学習につなげることができました。今後は多岐にわたる学習テーマに対応できるように職員のスキル向上を図ることが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方（総論）

1. 計画の基本理念

「基本理念」とは、令和8年度から令和12年度までの5年間に推進する本市教育の基本的な考え方と目指すべき姿を示したものです。

■基本理念

学び合い、未来を切り拓く人材の育成

国の第4期教育振興基本計画において、2040年以降の社会を見据えた教育政策におけるコンセプトとして「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が挙げられました。今後、これらの相互循環的な実現に向けた取組が進められるよう教育政策を講じていくことが示されています。

第三次宜野湾市教育振興基本計画では、「第二次宜野湾市教育振興基本計画（令和3年度～令和7年度）」に引き続き、「自立」「協働」「創造」を基軸にしながら、持続可能な社会を維持・発展させていくための教育施策を推進し、市民一人一人が幸せや豊かさを感じられるウェルビーイングの実現を目指します。

本市は4つの高等学校や、2つの大学、専門学校やコンベンションセンターが立地し、多様な人が行き来する国際性豊かなまちです。第五次宜野湾市総合計画では、将来都市像を「ねたてのまち 宜野湾 ～健やかに、心豊かに育む未来～」と掲げ、市民、その中でも、子どもたちが心身ともに健やかに生活でき、心豊かに幸福を感じられるまちを目指しています。

このような多くの教育機関を身近に感じ、これらの機関と連携、協力して様々な教育活動を推進していくことのできる教育的優位性を活かしつつ、本計画では、子どもたちが自ら学び、自ら考えるなど、知・徳・体の調和のとれた力「生きる力」を基本とします。教育DXや学校と地域の連携強化、個々のニーズに応じた学習機会の確保等、教育環境のさらなる充実により、未来を担う子ども達の健やかな成長を支え、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力「人間力」を高めていきます。

さらに、生涯学習においては、多くの市民が多様な学習や活動を行えるよう、その機会の拡充に取り組むとともに、地域の自然・歴史・文化に親しめる機会を創出し、市民の生きがいづくりや、主体的に社会に参画する機運、地域への愛着を醸成します。

そして、学校・家庭・地域が学びや活動をとおして、つながり、支え合いながら成長することにより、「人間力」を高め、夢の実現に向けて未来を切り拓くことのできる人材、さらには、地域から世界につながり活躍できる人材の育成を目指します。

2. 計画の基本方向

基本理念を踏まえつつ、以下に本計画の3つの基本方向を示します。

■基本方向

(1) 生きる力を育む

“ひとづくり”

・ 宜野湾市の教育の中心には子どもたちがいます。グローバル化する社会の持続的な発展に寄与するため、多様な教育ニーズへ対応しながら、主体的な学びを続ける子どもたちの育成が重要となります。また、複雑化する子どもたちの課題と向き合い、全ての子どもが幸せな将来を描くことができ、夢に向かって力強く生きていくための環境が大切です。社会の一員として役割を果たすことができる「未来を担う人間力」を身に付け、自らが主体的に課題を解決できる知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育む“ひとづくり”を目指します。

(2) 子どもに関わる人たちが活動をとおしてつながる

”学校づくり”

・ 子どもたちのまわりには学校があります。教育DX等を活用しながら、子どもたちが主体的な学びを続け、問題解決・価値創造できる人材として育まれることが必要です。そのため、子どもたちだけではなく、その成長を支える保護者や地域の人たちも学校を支援し、学びや生きがいづくりにつなげていく必要があります。また、全ての教師が仕事にやりがいを持ち、教育の専門家として成長できるよう支援し、学校に関わる人たちが交流や活動をとおして連携、協力することにより地域に開かれた魅力ある“学校づくり”を目指します。

(3) 地域が学びをとおしてつながる

”まちづくり”

・ 市民それぞれが幸せや生きがいを感じ、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるウェルビーイングの実現に向けて、豊かな学びと人間性を培えるような学習機会の提供をしていきます。また、市民が地域社会とつながるための多様な社会参加の場を創りだし、活動をとおした人材育成を推進し、地域へ還元していく仕組みづくりに取り組みます。大人も子どもも地域を知り、つながり、学び、行動していくこと、そして今を生きる人たちとつながるだけでなく、未来へつながる“まちづくり”を目指します。

本計画では「学び」と「つながり」を視点に各施策を推進していきます。

3. 計画の基本目標

基本目標 1. 確かな学力の育成

幼少期からの教育の質を向上させ、子どもたちが自ら考え進んで学習に取り組む主体的・対話的で深い学びを実現し、新たな時代に求められる資質や能力を育みます。また、他者と協働するためのコミュニケーション力・語学力、異文化に対する理解や日本人としてのアイデンティティを培っていくなど、グローバル化する社会に対応し得る人材育成を推進します。さらに、子どもたちが体験活動をとおして学ぶ楽しさを感じることや自立心を培うなど、意欲の向上につなげる取組を充実させます。

子どもたち一人一人が自らの将来について夢や希望を持つことは、学ぶ意義の認識や学習意欲の向上、学習習慣の定着につながることから、子どもたちの視野を将来にまで広げ、サポートするため、キャリア教育の充実を図り、生涯にわたって学び続ける姿勢を身につける教育活動を進めます。

学校図書館については、児童生徒の読書活動の充実と学習支援に向けて学校図書館支援センターとの連携・協力体制を強化する取組を進めます。

基本目標 2. 豊かな心・健やかな体の育成

自他の違いを認め、年齢の違う人、障がいのある人、外国人など異なる文化や価値観を持った人たちと共に生きるための豊かな心や、社会の一員としての規範意識など、実践につながる人権教育及び道徳教育や社会性を育む教育活動に取り組めます。


また、たくましく生きるための健やかな体を育む教育を進めるとともに、学校給食を通して日常生活における食事について正しい理解を深め、望ましい食習慣の形成を図るよう食育への取組を推進します。

基本目標 3. 多様な教育的ニーズへの対応

子どもたちが抱える学習上・生活上の課題は、障がいや発達特性、家庭環境、生活背景などにより多様化・複雑化しています。こうした状況に対応するため、特別支援教育の充実を図り、障がいや特性に応じた支援、個別の指導計画の充実、専門性を持つ教職員の育成、特別支援学級や通級指導の体制強化に取り組めます。加えて、いじめや不登校、問題行動などへの未然防止・早期対応を行うため、教育相談・支援体制の充実を図るとともに、専門家と連携し、学校・家庭・地域・関係機関が一体となって子どもを支える支援体制を構築します。なかでも、不登校やヤングケアラー、家庭内の困難を抱える子どもについては、教育と福祉の連携をさらに強化し、必要な支援につなげる仕組みを整備します。

これらの取組を通して、子どものウェルビーイングを図りつつ、本市はすべての子どもの能力と可能性を最大限に高め、多様なニーズに応じた「誰一人取り残さない」教育の実現を目指します。

基本目標 4. 地域と連携した教育活動の充実



子どもたちを取り巻く環境は、情報化、価値観の多様化も含めて常に変化し、学校は、これまで以上に様々な課題を抱えていることから、学校が地域とともに学校づくりをしていくことが必要です。また、地域も急激な社会変化の中で支え合いやつながりが希薄化しており、地域住民自ら地域を創っていくという「主体的な意識」への転換が必要となっています。学校と地域が相互の連携・協働により、学校づくり、地域づくりを進め、一体となって子どもたちの成長を支えるため、コミュニティ・スクール、地域学校協働活動を推進します。

さらに、地域住民、社会教育関係団体、NPO、大学生など様々な人材を活用しながら、部活動の地域展開や様々な体験、交流活動、学習支援を行うなど、地域ぐるみで子どもを育成する体制づくりに取り組むとともに、活動を通して、地域の大人の学びや自己実現、生きがいづくりを目指し、学校と地域、地域と人々をつなぐ取組を推進します。

基本目標 5. 教職員の指導力の向上




教職員の専門的知識や実践的指導力を高めるため、様々な研修プログラムの設定、大学や地域内外の多様な人々との協働実践を図りながら、研修の充実に努めます。

また、ICTを活用した授業の活性化を図り、教育データの分析・利活用を推進することにより、子どもたちへ、より細やかな指導と効果的な授業が展開できる授業力の向上を図ります。

様々な教育課題については、教職員の研究活動への参加促進を図り、課題解決に向けた意欲的な取組を支援し、成果を広げながら、教職員の人材育成に努めます。

基本目標 6. 教育環境の充実



学校における最適なICT化を推進し、GIGAスクール構想の目的である一人一人の個性に合わせた教育の推進、「わかる授業」の充実に努めるとともに、校務DXを推進することで教職員の業務の軽減・効率化を図ります。

施設面においては、引き続き学校施設の老朽化対策とともに、学校施設環境の充実に努めながら、地域施設としての学校の役割を考慮し、避難所としての機能の確保に取り組めます。さらに、子どもたちが事故や犯罪、自然災害などに巻き込まれないよう通学路や施設の安全点検を実施するなど地域、関係機関と連携して子どもの安全確保と見守り活動を推進していきます。

多忙を極める教職員の労働環境の充実に向けては、人的配置や支援体制の拡充など学校における働き方改革に取り組み、社会問題となっている教職員の心因性による休職者の増加については、産業医や臨床心理士等、専門家を活用したメンタルヘルス対策に努め、教職員の健康保持、増進に関する取組を推進します。

基本目標 7. 生涯をととした学びの推進



市民それぞれが幸せや生きがいを感じ、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるウェルビーイングを実現するには、生涯をととして自ら学び深めていくことが大切です。そのため、豊かな学びを創る学習機会の提供等、市民図書館や中央公民館など学びの拠点施設を中心とした学習支援や芸術文化活動を推進していきます。

また、宜野湾市では大人と子どもが共に学び、学びを広げることにより地域のつながりを築いていきます。そして地域の子どもたちを地域に貢献する人材に育て、次の世代を育成する世代間循環サイクルを構築していきます。

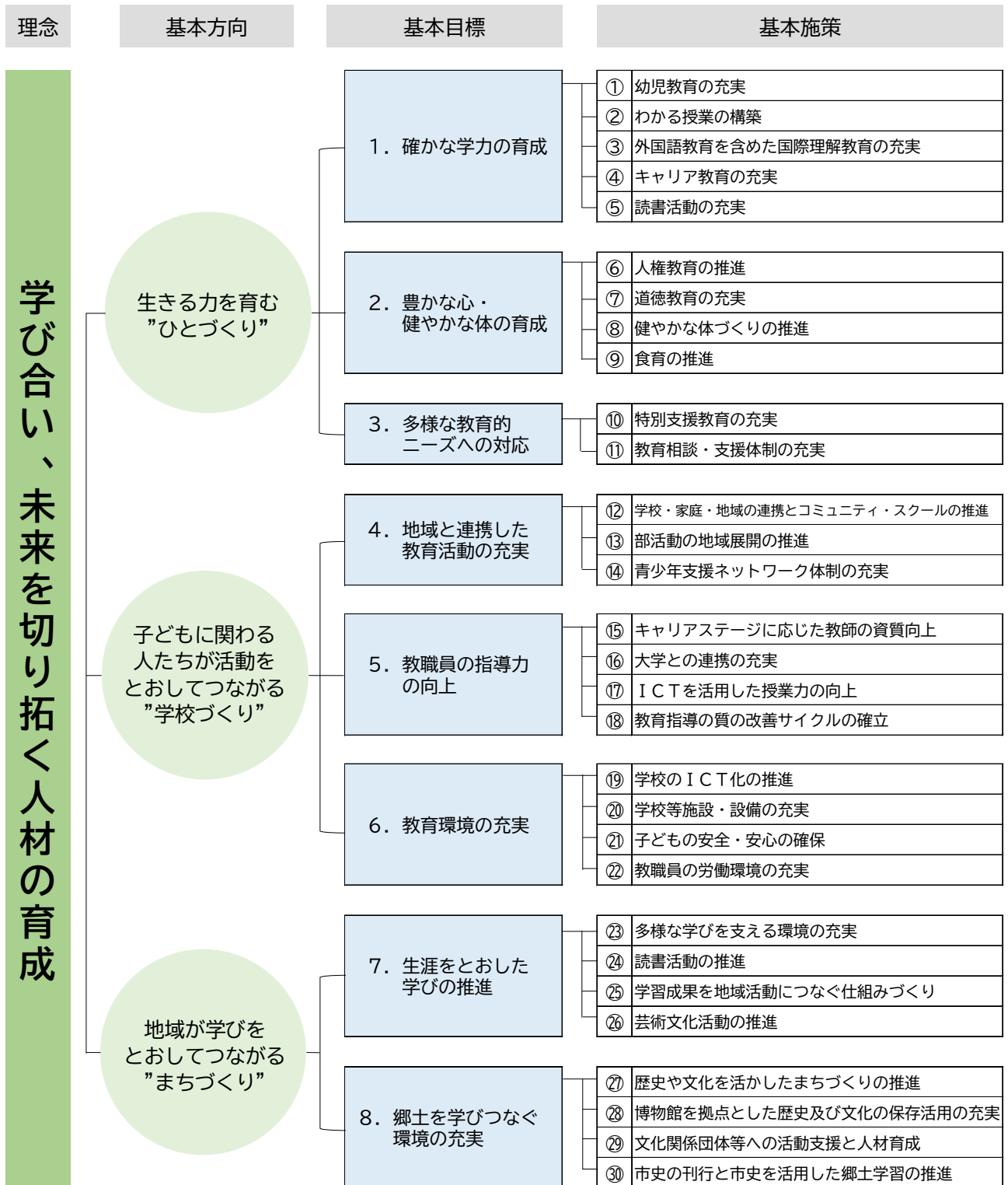
さらに、学びをととした自己実現の支援を行い、学習成果を地域社会や学校教育に還元できる地域のキーパーソンを育成するため、社会教育関係団体をはじめとする地域活動団体の育成と活動支援を行っていきます。

基本目標 8. 郷土を学びつなぐ環境の充実



グローバル化の進展にともない人、モノ、情報が行き交い多様な交流が活発化していく中、郷土に誇りと愛着を持ち、地域とのつながりを大切にしながら国際社会に羽ばたく人材を育成することが重要です。そのため、博物館を拠点とした歴史及び文化の保存・活用、学校の教育課程において郷土学習の実践を進めるなど、郷土の自然、歴史や文化、偉人などに学び親しむ環境づくりを進めます。また、将来的に貴重となる公文書や地域の歴史、文化に関する地域資料を積極的に収集、保存、活用する取組を推進します。

4. 施策体系



第4章 施策の展開（各論）

基本目標1. 確かな学力の育成

1. 確かな学力の育成	①	幼児教育の充実
	②	わかる授業の構築
	③	外国語教育を含めた国際理解教育の充実
	④	キャリア教育の充実
	⑤	読書活動の充実

基本施策① 幼児教育の充実

【基本的考え方】

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、この時期に育まれる資質・能力は、学習意欲や社会性など後の成長を支える大きな基盤となります。市内すべての幼児教育施設において質の高い保育・教育を保障するため、施設間の連携を強化し、幼児の育ちの連続性を踏まえた保幼小^{※1}の円滑な接続を推進します。

また、認定こども園への移行を見据え、保育者の専門性向上に向けた研修体制の充実を図るとともに、地域の人材や関係機関との協働を進め、未就園児家庭を含む多様な子育て支援の拡充に取り組み、幼児期の学びの質を一層高めていきます。

※1 保育園、幼稚園、認定こども園、および小学校の略称。これら4つの施設が連携し、子どもの学びや生活を円滑につなぐ「幼小接続」の取り組みを指します。

幼児教育施設と小学校との連携体制の強化を図ります。（指導課）

- 幼児期の学びが小学校教育へ円滑につながるよう、保幼小接続連絡協議会の機能を高め、施設間の体系的な連携体制の整備を図ります。
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等の共通理解を深め、幼児期と児童期の学びを連続的に捉える視点の共有をめざします。

研修体制の充実を図ります。（指導課）

- 認定こども園への移行を見据え、計画的かつ体系的な研修体制を構築し、教育・保育の質の向上を図ります。
- 幼児教育施設の保育教諭等が参加する合同研修を充実させ、カリキュラム・マネジメントをはじめとした専門性の一層の向上をはかります。

多様な子育て支援の充実を図ります。（指導課）

- 関係機関や地域の人材との協働を推進し、幼児の社会性や豊かな人間性の育成を支える地域支援体制の整備を図ります。
- 未就園児親子への施設開放や教育相談機能の強化を進め、地域全体で子育てを支える仕組みの充実をめざします。

■成果指標（基本施策① 幼児教育の充実）

指標名 指標の説明	現状(R 6年度)	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度	R12年度
保幼小接続 連絡協議会等 の回数	保幼小接続連絡 協議会年3回開催	3回以上	→			
幼稚園教諭研 修会開催回数	2回	3回以上	→	—	—	—

基本施策② わかる授業の構築

【基本的考え方】

学校教育においては、児童生徒が学ぶ意欲を高め、学習の過程を自ら振り返りながら理解を深めていく学習環境を整えることが重要です。基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着に加え、課題を見だし解決するための思考力・判断力・表現力を育むことが求められています。また、その力の基盤となる自己肯定感を育てる教育活動の充実も欠かせません。

本市では、児童生徒の実態と発達段階を踏まえつつ、「主体的・対話的で深い学び」や「個別最適な学び」※¹と「協働的な学び」※²を組み合わせた授業づくりを推進します。併せて、日々の関わりを通したきめ細かな見取りや「承認・勇気づけ」を重視し、子ども一人一人の学びを支える学校づくりを図ります。

※¹ 個別最適な学びとは、子ども一人ひとりの興味・関心や理解度、学習速度に合わせて、指導方法や教材を柔軟に調整する学習です。

※² 協働的な学びとは、多様な考えを持つ仲間と共に、対話や協力を通じて課題を解決する学習です。

「確かな学力」を身につけるよう児童生徒の学習を支援します。（指導課）

- 児童生徒が自ら学ぶ意欲と主体的に学習に取り組む態度を育成するため、「主体的・対話的で深い学び」を核とし、「個別最適な学び」による「わかる」「できる」の積み重ねと、「協働的な学び」を充実させます。その実現に向け、指導方法および学習形態の工夫に取り組めます。
- 基礎学力の定着を確かなものとするため、学習に遅れをとっている児童生徒へのきめ細かなサポートを行います。小・中学校全校に学習支援員を配置し、個々の進度に応じた支援を実施していきます。

自己肯定感を高める教育活動の実践を支援します。（指導課）

- 日々の学習や学校生活の中で、教職員が児童生徒と密接に関わる取組を徹底します。机間指導による学習状況のきめ細かな見取り※³、肯定的・共感的な声かけ、学習内容への積極的なコメント書き等を通して、児童生徒の学びと成長を丁寧に支援していきます。
- これらの教育活動が学校全体で継続的に行われるよう、こども部等の関係部署と役割分担をしながら、校長会・教頭会・各種研修を通して教職員への助言を行い、取組の定着を図ります。

- 児童生徒が学習や学校生活に主体的に取り組もうとする意欲を高めるため、道徳教育や特別活動の充実を図ります。児童生徒が自身の成長を実感できる環境を整備し、学びへの意欲と自信を育む取組を推進し、より質の高い学びへと繋がります。

※3 「見取り」とは、児童生徒にどういった力が身に付いたかという学習の成果を的確に捉えることです。

「ぎのわん『自立した学習者』育成プロジェクト」の推進に取り組めます。（指導課）

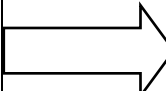
- 児童生徒が学習内容を人生や社会の在り方と結びつけて深く理解し、学びに対する主体性を高め、能動的に学び続ける力を育成できるよう「授業改善」※4を推進していきます。
- 幼稚園・認定こども園・小学校・中学校との連携を重点し、学校・家庭・地域が協働する体制を各中学校区で構築し、学力の育成に取り組めます。

※4 授業改善とは、子供たちが「わかった」「できた」と実感できるよう、指導計画や教え方を見直すことです。

日本語習熟の対応が必要な児童生徒への指導方法の工夫改善に取り組めます。（指導課）

- 外国籍または両親のいずれかが外国籍など、日本語習熟に支援が必要な児童生徒に対し、日本語教室が設置されている学校から資料や指導方法の共有を行うなど、指導方法の工夫改善を図り、児童生徒の学習を支援していきます。

■成果指標（基本施策② わかる授業の構築）

指標名 指標の説明	現状 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
全国学力・学習状況調査（小学校・算数）正答率の全国との差	-7.0%	-5.0%	-5.0%	-4.0%	-3.0%	
全国学力・学習状況調査（中学校・数学）正答率の全国との差	-11.3%	-10.0%	-10.0%	-9.0%	-8.0%	

※ 全国学力・学習状況調査は、小学校6年生、中学校3年生で実施されており、それぞれの校種の最終学年での調査結果を成果指標とします。

なお、「ぎのわん『自立した学習者』育成プロジェクト」では、「自らの学びをマネジメントすること」をテーマに、児童生徒が学びに対する主体性を高め、能動的に学び続けることを基本とする児童生徒主体の授業改善を軸とし、小中学校において市の学力を全国平均まで水準を高めていきます。

【参考】『全国学力・学習状況調査結果』から抜粋

小学校正答率（％）

対象/教科	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	国語	算数	国語	算数	国語	算数
全国平均	67.2	62.5	67.7	63.4	66.8	58.0
沖縄県平均	65.0	58.0	66.0	58.0	64.0	51.0
宜野湾市平均	66.0	59.0	69.0	60.0	64.0	51.0
全国と市との差	-1.2	-3.5	+1.3	-3.4	-2.8	-7.0

中学校正答率（％）

対象/教科	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	国語	数学	国語	数学	国語	数学
全国平均	69.8	51.0	58.1	52.5	54.3	48.3
沖縄県平均	65.0	42.0	53.0	43.0	49.0	38.0
宜野湾市平均	66.0	42.0	53.0	43.0	48.0	37.0
全国と市との差	-3.8	-9.0	-4.0	-9.5	-6.3	-11.3

基本施策③ 外国語教育を含めた国際理解教育の充実
<p>【基本的考え方】</p> <p>グローバル化が進む社会では、多様な文化を理解し、他者と協働して課題を解決する力が求められています。本市は英語教育特区として、小学校段階から外国語教育と国際理解教育に取り組んできました。これまでの成果を生かし、実践的なコミュニケーション能力の育成を重視し、表現する力を高める学習活動の充実を図ります。また、ICTを活用した個別最適な学習環境を整備し、発音練習やスピーキング評価など学びの質の向上を目指します。さらに、ALTや大学との連携、留学生交流、海外派遣などの国際体験を推進し、小中一貫した指導で自ら考えを伝えられる児童生徒を育てます。</p>

小中一貫した英語教育の充実に取り組めます。（指導課）

- 小中の接続を踏まえ、体系的な授業づくりと指導の質の向上を図ります。
- 小学校5年生、6年生の全児童を対象に児童英検を実施します。
- 中学生を対象に英語検定試験料の一部助成を実施します。
- ICTを活用し、発音練習やスピーキング練習など、個別最適な学習環境の充実を図ります。

異文化理解と実践的コミュニケーション能力の向上に取り組めます。（指導課）

- 小学校と中学校においてALT（外国語指導助手）を各校に配置し、対話的・実践的なコミュニケーション活動の充実を図ります。
- 近隣の大学や国際交流関連機関と連携して留学生との交流を行うなど、地域性を生かした国際理解教育に取り組めます。
- 中学生を対象に、英語でスピーチを行うストーリーコンテストを開催します。
- ストーリーコンテスト上位入賞者を含めた市内在住の中学生を対象に、短期海外留学派遣の機会を提供し継続して取り組めます。

■成果指標（基本施策③ 外国語教育を含めた国際理解教育の充実）

指標名 指標の説明	現状 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
ALT配置等による 「英語が好き」な児童 (小5・6)の割合	81.0%	85%	➡			
ALT配置等による 「英語が好き」な生徒 (中3)の割合	58.1%	60%	➡			
児童英検の正答率 (小学5年生) ブロンズコース(全国比)	87.8点 (+1.3)	90点 以上	➡			
児童英検の正答率 (小学6年生) シルバーコース(全国比)	82.4点 (-0.6)	85点 以上	➡			
英語検定受験率(中学生) (複数受験含む)	58.0%	60%	➡			

基本施策④ キャリア教育の充実

【基本的考え方】

キャリア教育は、幼児期から中学校までを通じた学びとして位置づけ、子どもたちが自立へ向かう力を段階的に育むことを大切にします。幼児期・小学校では、主体的に取り組む姿勢や協働の楽しさを育て、学びと社会のつながりを感じられるようにします。中学校では、職場体験や進路探究を通して社会の中での自分の役割を考え、将来を見通す力を養います。また、キャリアパスポートやICTを活用して学習や体験を振り返ることで、自己理解を深め、次の学びへの意欲につなげます。さらに、地域や企業との連携を広げ、多様な体験を提供することで、望ましい勤労観や職業観の形成を図ります。

キャリア教育指導計画に基づいた事業の充実を図ります。（指導課）

- 特別活動を要としつつ、教育活動全体でキャリア教育を推進し、社会的・職業的自立に必要な資質・能力の育成を図ります。
- 幼稚園では、自分でできる活動の充実や協働的な遊びを通して、主体性や自立心を育む実践を重点化します。
- 小学校では職場見学、中学校ではキャリアスタートウィーク等の体験を行い、勤労観・職業観の育成をめざします。
- 地域人材・企業等との協働を図り、児童生徒が夢や希望を持てる講演会・探究活動を推進します。
- キャリア教育コーディネーターを活用し、探究的な学習活動の充実を図ります。
- キャリアパスポート※1を有効に活用し、学習やキャリア形成を振り返る力を育み、主体的に学ぶ態度の育成をめざします。

※1 「キャリアパスポート」とは、児童生徒が小学校から高等学校までの12年間、キャリア教育に関わる活動において、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのことです。

体験活動の充実を図ります。（指導課）

- 集団宿泊学習や地域協働による体験活動の機会を充実させ、協働性、自主性、社会生活上の望ましい態度や実践力の育成を図ります。

■成果指標（基本施策④ キャリア教育の充実）

指標名 指標の説明	現状 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
地域人材・企業・保護者等との連携を取り入れた授業の実施率（市内小中学校の取り組み率）	84%	90%				
						

基本施策⑤ 読書活動の充実

【基本的考え方】

読書活動は、子どもたちの思考力や表現力を育み、学習意欲と学びの質を高める重要な営みです。そのため、児童生徒一人一人の興味関心に応じた図書を計画的に整備し、豊かな蔵書環境を充実させます。学校・家庭・地域が協働し、学校図書館を学習の拠点として活用することで、主体的・対話的で深い学びを支える資料活用力の育成を図ります。また、調べ学習や探究的な学習を支える情報へのアクセスを確保し、児童生徒が自ら問いを立て、考えを深める力を伸ばします。さらに、読み聞かせ活動や地域ボランティアとの連携により、多様な読書体験を広げ、自立した学習者の育成と望ましい読書習慣の形成をめざします。

子どもの読書活動の充実を図ります。（指導課・学校図書館・学務課）

- 学校図書館の計画的活用を図り、授業改善や主体的・協働的な学びにつながる資料活用を推進します。
- 児童生徒の興味関心や学習課題に応じた図書を計画的に整備し、蔵書の質と量の充実を図ります。
- 自立した学習者育成プロジェクト、第5次沖縄県子どもの読書活動推進計画や第三次宜野湾市こどもの読書活動推進計画に基づき、学校司書、司書教諭と連携し図書館資料を活用したりするなど、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動を展開することで、読書の質の向上を図ります。
- 教員や友達が薦める本の紹介コーナーを工夫し、読書意欲を高める工夫に努めます。
- 学校の朝の時間等を活用して、保護者や地域のボランティアによる「読み聞かせ」等を行うなど、学校・家庭・地域が連携した読書活動を推進します。

学校図書館支援センター※¹との連携を図ります。（学校図書館）

- 市民図書館と連携し、資料や情報を共有・活用できる仕組みづくりを進めます。
- 探究的な学習やレファレンス機能※²の充実をめざし、学校・地域が一体となった学習支援体制を整えます。
- 新任司書を対象に研修期間を設定し、指導、支援を行っていきます。

※¹ 市内小中学校の学校図書館と市民図書館との連携強化及び学校図書館の利活用の充実を図るための支援拠点。宜野湾市民図書館に設置されています。

※² レファレンス機能とは、利用者の調べ物や情報探しを、図書館員（司書）または情報端末にてサポートすることを指します。

基本目標2. 豊かな心・健やかな体の育成

2. 豊かな心・ 健やかな体の育成	⑥	人権教育の推進
	⑦	道徳教育の充実
	⑧	健やかな体づくりの推進
	⑨	食育の推進

基本施策⑥ 人権教育の推進

【基本的考え方】

人権教育は、すべての幼児児童生徒が互いの生命と人格を尊重し、多様な価値観を認め合いながら安心して学び、成長できる社会の実現をめざす取組です。学校では、共生の心や公正さ、他者への思いやりといった人権意識を育むことが求められており、いじめの未然防止、SNSの適切な活用、多文化や性的マイノリティへの理解など、現代的な課題にも対応していく必要があります。こうした課題に応じるため、学校教育活動全体で教科横断的に人権尊重の理念を培い、教職員と幼児児童生徒の信頼関係づくりや、地域と連携した取組を継続的に推進していきます。

幼稚園、小・中学校で人権教育の推進を図ります。（指導課）

- 学校ごとに「人権の日」を設定し、毎月のテーマに沿った人権教育を実施していきます。
- 掲示物の工夫やICT教材の活用、学級活動・行事等の多様な教育活動を通して、人権尊重の意識を育てます。
- 学校教育活動全体で、自他の尊重や平等と公平、多様性の理解促進を図ります。
- 多文化理解を含む多様性尊重の姿勢を育む取組を進めます。

実践力を身につけられる人権教育を推進します。（指導課）

- 全ての教科や総合的な学習の時間等をとおして、人権に関する知識だけでなく「具体的な態度・行動」につながる力を育成します。
- 人権擁護委員等、地域人材を活用し、授業・講話等を実施します。
- 主体的・対話的で深い学びの視点を取り入れ、実生活で生かす力の育成を図ります。

いじめ問題への取組の徹底を図ります。（指導課）

- 宜野湾市いじめ防止基本方針を踏まえ、いじめ防止等に関する対策協議会や審議会等の円滑な運用に向けた取組を推進します。
- 各学校で定期的な生活実態アンケート（いじめの項目を含む）を実施し、いじめの早期発見に取り組みます。
- いじめによる重大事態が発生した場合の調査機関として、教育委員会に「宜野湾市いじめ問題専門委員会」を設置します。また、再調査が必要な場合には、市長部局（総務課）に「宜野湾市いじめ問題調査委員会」を設置します。

■成果指標（基本施策⑥ 人権教育の推進）

指標名 指標の説明	現状 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
「人権の日」を設定し、毎月の人権教育の年間実施率	—	80%				

基本施策⑦ 道徳教育の充実
<p>【基本的考え方】</p> <p>幼児児童生徒一人一人が、他者を大切にしながら自らの生き方を見つめ、よりよく生きようとする心の在り方を育むことが重要です。自他の生命を尊重する態度や善悪を判断する力、公共の精神、豊かな情操など、道徳性の基盤となる力を学校の教育活動全体で培います。また、価値について深く考え、対話を通して理解を深める学びを大切に、児童生徒が自ら問いを持ち、意見を交わしたくなる授業づくりを進めます。</p> <p>さらに、本市の歴史的背景を踏まえ、沖縄戦や平和に関わる学習を充実させ、命の尊さと平和を希求する心を育む「心の教育」を推進します。</p>

児童生徒が豊かな心を育むため「心の教育」の充実に努めます。（指導課）

- 学校の教育活動全体を通して、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うために、「特別の教科 道徳」を中心に、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度の育成を図ります。
- 児童生徒が多様な価値観に触れ、自ら考え、他者と議論しながら価値を形成できるよう、考えたくなる・議論したくなる道徳授業の実践を目指します。

■成果指標（基本施策⑦ 道徳教育の充実）

指標名 指標の説明	現状 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度		
全国学力・学習状況調査「道徳に関する項目」（児童・生徒質問紙）の全国平均差	小学校 -±0ポイント	小学校 ±0ポイント						
							中学校 -1ポイント	中学校 ±0ポイント

※「全国学力・学習状況調査 児童生徒質問調査」に「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいるか」の項目あり

基本施策⑧ 健やかな体づくりの推進

【基本的考え方】

幼児児童生徒が心身ともに健やかに成長し、生涯にわたり健康で安全な生活を送るためには、確かな体力の育成と健康教育の充実が不可欠です。日常的に体を動かす習慣、適切な生活習慣、そして安全に活動するための基礎的な能力を身につけることは、将来にわたる健康的な生活の基盤となります。また、子ども一人一人が自らの興味や得意を生かして運動に親しむことは、生涯に続く健康づくりにつながります。本市では、体育・健康教育・歯科保健を連携して推進し、児童生徒が主体的に健康づくりへ取り組む資質・能力の育成を図ります。

児童生徒の体力の向上と健康教育の充実に取り組めます。（指導課）

- 小学校4年生全クラスに皆泳指導員※1を配置し、基礎的な水泳技能の習得と安全教育の充実を図ります。
- 徒歩登校を推奨し、日常的な運動習慣の確立を図ります。
- 新体力テストの結果を活用し、児童生徒一人一人に対して個別にフィードバックを行い、各自が自分の健康状態や体力に対して認識を深めます。
- 健康教育を充実し、生活習慣（食事・睡眠・休養）に関する理解を深め、心身の健康管理に主体的に取り組む態度を育成します。

※1 皆泳指導員とは、児童全員が一定の距離を泳げるようになることを目標に、水泳の実技指導や安全管理を補助する指導員のことです。

生涯にわたり運動に親しむ態度の育成を図ります。（指導課）

- 朝の短時間運動等を継続的に実施し、基礎的な体力の向上を図ります。
- 学校行事や体育的活動を通して運動の楽しさを実感できる機会の充実を図ります。
- 地域のスポーツ資源や専門人材と連携し、児童生徒が多様な運動体験を重ね、生涯にわたり運動に取り組む素地の育成をめざします。

児童生徒のむし歯予防に取り組めます。（学務課）

- うがいの励行、歯磨き指導、歯磨きタイムなどを通じて、むし歯予防を促進します。
- むし歯予防を推進するため、小学生へのフッ化物洗口の実施に取り組めます。

■成果指標（基本施策⑧ 健やかな体づくりの推進）

指標名 指標の説明	現状 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
朝の短時間運動（体力向上タイム・縄跳びチャレンジ・校庭ランニング）の実施学校数（小学校）	9校	9校	各学校1以上の取り組み 			

基本施策⑨ 食育の推進
<p>【基本的考え方】</p> <p>社会や生活環境の変化により、朝食欠食や偏った食習慣が見られる中、成長期の幼児児童生徒が「食」に関する知識や判断力を身につけ、主体的により良い食を選択できる力を育てることが重要です。学校では、栄養教諭等と関係職員が連携した計画的な指導を充実させ、食文化や地域産物への理解を深める学びを推進します。</p> <p>また、学校給食を通して多様な食材に触れ、家庭や地域と協働しながら、生涯にわたり健康的な食習慣を形成する力の育成を図ります。</p>

教育活動をとおして食に関する指導の充実を図ります。（指導課）

- 学校での「食に関する指導計画」に基づき、栄養教諭、学校栄養職員、学級担任と連携した食育指導を行っていきます。
- 市食育担当者連絡会を開催し、教職員（食育担当者）と給食センター関係者（栄養教諭等）の共通理解を図り、食育指導の充実を図ります。
- 食物アレルギーへの適切な配慮を行いながら、児童生徒に多様性への理解を広げ、食の重要性を考える学習を推進します。
- 家庭との連携を図り、朝食の欠食や偏った食の改善など生活習慣づくりにもつながる取組を図ります。

学校給食をとおして食育を推進していきます。（学校給食センター）

- 学校給食に使用する多様な食材をとおして児童生徒に食品の名前、栄養素、働きに関心を持たせることで、自らの食生活に活かせる力が身につくよう努めます。
- 学校給食献立表、給食だよりをとおして、食育の啓発に努めます。
- 給食試食会等をとおして、「家庭での食育」について理解を深める講話を行っていきます。
- 学校給食の食材には地域の安全な食材を積極的に活用し、生産者とのつながりを深めていきます。また、職場体験期間中を通して、調理工程や食材への関心を深めるように推進していきます。
- 学校給食の献立には、家庭で調理することが少なくなってきた伝統行事食を増やし、食文化を伝えていきます。

■成果指標（基本施策⑨ 食育の推進）

指標名 指標の説明	現状 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
栄養教諭等と連携した授業や給食週間などの実施率	小学校 100% 中学校 100%	小学 100% 中学 100%				

基本目標3. 多様な教育的ニーズへの対応

3. 多様な教育的 ニーズへの対応	⑩ 特別支援教育の充実
	⑪ 教育相談・支援体制の充実

基本施策⑩ 特別支援教育の充実

【基本的考え方】

インクルーシブ教育^{※1}の理念に立ち、多様な教育的ニーズをもつ幼児児童生徒一人一人の特性を丁寧に把握し、学習面と生活面の双方で個別最適な支援を保障します。合理的な配慮の提供により、自立や社会参加につながる力の育成を図るとともに、幼稚園から中学校までの連続性ある指導・支援を推進します。また、校内支援体制の強化や校種間連携、福祉・医療を含む関係機関との協働を充実させ、市全体で指導・支援の質向上をめざします。

※1 障がいの有無や国籍、言語の違いなどにかかわらず、多様な背景を持つ子どもたちが、共に学び、育ち合う教育です。

特別支援教育支援員を派遣し、適切な支援を行います。（指導課）

- 特別な支援を必要とする幼児児童生徒の自立と学習活動を支えるため、特別支援教育支援員を配置し、個別の教育的ニーズに応じた支援を行います。
- 特別な支援を要する幼児児童生徒について、個別の支援計画書を作成・活用し、教育的ニーズに合った支援を行います。

組織的な指導及び支援の充実を推進します。（指導課）

- 校長を中心とした校内委員会体制を整備し、特別支援コーディネーターの役割を明確化しながら、校内の支援体制を強化します。
- 中学校区単位の特別支援教育コーディネーター連絡協議会を通し、幼稚園・小学校・中学校の円滑な接続を図り、進学に向けた切れ目のない支援を推進します。
- 特別支援教育推進協議会（特別支援教育プロジェクト会議）を開催し、福祉・医療・関係部局との情報共有を進め、効果検証を行いながら市全体の方向性を協議します。
- 教職員および特別支援教育コーディネーター、支援員を対象とした研修を充実し、専門性向上を図ります。
- 医療的ケア児の受入れに向け、医療的ケアの体制整備を推進し、安全で安心できる学びの場づくりを進めます。

■成果指標（基本目標⑩ 特別支援教育の充実）

指標名 指標の説明	現状 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
特別支援教育支援員派遣事業に対する満足度 (満足度調査)	94%	85%	➡			

基本施策① 教育相談・支援体制の充実

【基本的考え方】

不登校の増加や多様な教育的ニーズへの対応が求められる中、学校・家庭・関係機関が連携し、相談・支援体制の一層の充実を図ります。教職員が児童生徒の状況を丁寧に把握し、早期発見・早期対応につなげる体制を整備します。また、専門家と連携した相談支援を進め、心理面や家庭環境など多面的な課題に対応します。さらに、不登校児童生徒への居場所づくりや学習・体験活動を充実させ、学校復帰や社会的自立に向けた力の育成をめざします。

チーム学校での相談体制の充実を図ります。（指導課・はごろも学習センター）

- 学校長を中心に開催される職員会議や教育相談部会、校内ケース会議で報告された情報を共有するとともに、支援のための行動や機動性のある取組を行います。
- 小・中学校や関係機関と連携を図り、児童生徒がより良い学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用や申し送り等についてアドバイスを行うなど学校での相談体制を支援していきます。

専門家を活用した教育相談の充実に取り組みます。（はごろも学習センター）

- 児童生徒や保護者、教職員が抱える教育に関する課題に対し、スクールソーシャルワーカーや臨床心理士等の専門家による相談を行い、早期発見・早期対応に努めます。
- 定期的な学校巡回を行い、学校配置スクールソーシャルワーカーと連携しながら相談内容に応じた適切な支援を進めます。
- 相談内容や支援経過を振り返り、学校と専門家の情報共有を密に行うことで、一貫性のある支援体制をめざします。

不登校児童生徒の居場所づくりや学習支援を通して、登校復帰及び社会的自立を支援します。

（はごろも学習センター）

- 心理的・情緒的不安定による不登校児童生徒を支援する教育支援センターにおいて、学習支援と体験活動を行い、集団適応及び社会的自立に向けた支援を行います。
- 怠学や登校しぶり傾向の児童生徒に対し、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問、登校支援を行うとともに、スポーツや調理実習等の体験活動や学習支援を行います。
- 児童生徒が安心して過ごせる環境を整備し、自立的な生活力や学習意欲の育成を図り、学校復帰及び将来的な社会参加への基盤づくりを進めます

■成果指標（基本施策① 教育相談・支援体制の充実）

指標名 指標の説明	現状 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
年2回以上の教育相談週間を実施	13校	13校	➔			

基本目標4. 地域と連携した教育活動の充実

4. 地域と連携した教育活動の充実	⑫	学校・家庭・地域の連携とコミュニティ・スクールの推進
	⑬	部活動の地域展開の推進
	⑭	青少年支援ネットワーク体制の充実

基本施策⑫ 学校・家庭・地域の連携とコミュニティ・スクール^{※1}の推進

【基本的考え方】

子どもを取り巻く様々な課題を、自立的・継続的に解決できる地域づくりを目指し、学校・家庭・地域の連携を推進します。また、地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」を推進します。

コミュニティ・スクールの運営の充実を図ります。（指導課）

- コミュニティ・スクールを活用して、学校と地域住民・保護者が共に学校の運営に取り組むことを推進します。
- 学校運営協議会の運営が円滑に進められるように、情報の共有、研修などを行い、連携を図ります。

※1 学校運営協議会を設置した学校をコミュニティ・スクールといい、学校と地域住民・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むための仕組みです。

地域学校協働活動^{※2}の充実を図ります。（生涯学習課）

- 学校と地域をつなぐ地域コーディネーター^{※3}を小中学校に配置し、地域ボランティアの活用促進に努めます。
- 地域コーディネーター同士が意見交換できる連絡会の開催や、県教育委員会が主催する研修等への参加促進を図り、地域コーディネーターの資質向上に努めます。
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動推進事業との連携のため、関係部署間での情報共有に努めます。

※2 幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

※3 地域学校協働活動を担う多様な人材を地域ボランティアとして、学校につなげるため、学校や地域との連絡調整役を担う者。

放課後等の子どもの安心安全な活動拠点支援に取り組めます。（生涯学習課）

- 放課後子ども教室実施を希望する小学校において、放課後子ども教室を実施し、学校等の空きスペース等を活用した放課後や夏休み等における体験活動機会の提供を通して、学校と地域の連携推進を図ります。
- 保護者の就労など、世帯状況に関わらず、全ての児童が放課後等に多様な活動に取り組める拠点づくりに努めます。

■成果指標（基本施策⑫ 学校・家庭・地域の連携とコミュニティ・スクールの推進）

指標名 指標の説明	現状 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
学校運営協議会 を設置・開催	全小中学校に 設置	➔				
地域学校協働活 動のボランティア 参加人数	1,733人	1,767人	1,802人	1,838人	1,875人	1,912人

基本施策⑬ 部活動の地域展開の推進
<p>【基本的考え方】</p> <p>本市の子どもたちがスポーツや文化芸術に継続して親しむことができる環境の充実、豊かな学びと健やかな成長を支える重要な要素です。本市では、多様なニーズに応じた活動機会の確保に取り組みつつ、学校と地域が協働する体制を整え、実情に合わせて段階的に休日の中学校部活動の地域展開を推進します。生徒一人一人の興味・関心に応じた多様な選択肢を広げ、主体的に参加できるスポーツ・文化活動の場をめざします。また、大学や地域スポーツ団体等と連携し、専門性を生かした指導体制の充実と安全で質の高い運営環境の構築を図り、地域全体で子どもを支える仕組みづくりを進めていきます。</p>

休日の中学校部活動の地域展開を段階的に推進します。（指導課）

- 活動費については、原則受益者負担として徴収するとともに、困窮世帯に関しては活動費を補助するなど、子供たちの活動機会の確保に努めます。
- 希望する教職員が、休日の地域クラブの指導者として関わるができる兼職兼業の制度を活用するなど、指導者の確保に努めます。
- 安全管理や活動時間等のガイドラインに基づき、持続可能な運営体制の構築をめざします。

地域の多様な人材・機関との連携により、指導体制と学びの質を高めます。（指導課）

- 宜野湾市の地の利を生かし近隣の大学と連携し、取組を推進します。
- 大学・地域スポーツ団体・競技団体等と連携し、専門性を生かした指導体制の充実を図ります。
- 中学生の多様なニーズに応じた活動機会の拡充を図り、生徒の主体性を生かした活動環境の整備を推進します。

■成果指標（基本施策⑬ 部活動の地域展開の推進）

指標名 指標の説明	現状 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
休日部活動を地域展 開した部活動数（実 証事業を含む）	1部活動	4部活動	8部活動 以上	➔		

基本施策⑭ 青少年支援ネットワーク体制の充実

【基本的考え方】

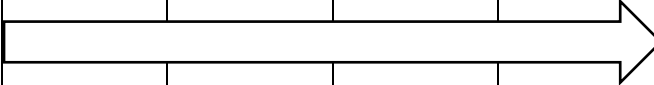
子どもを取り巻く環境は、家庭状況の変化、デジタル社会の進展、多様な価値観の広がりにより複雑化しています。こうした中で、不登校や非行、深夜徘徊、スマートフォン利用に伴う新たなリスクなど、青少年をめぐる課題への早期対応が求められています。学校・家庭・地域が一体となり、一人一人の状況に応じた支援を継続的に行うためには、関係機関が情報を共有し、協働的に課題解決を図る仕組みの強化が不可欠です。本市は、既存のネットワークを基盤に、多機関連携による支援体制の質を高め、青少年が安心して成長できる地域社会の形成をめざします。

地域全体で青少年を見守る環境づくりに取り組みます。（指導課・はごろも学習センター）

- 街頭指導員による定期的な巡回指導を行うとともに、毎月第三金曜日の「少年を守る日」には学校・地域と連携・協力した巡回指導を実施し、深夜徘徊防止等の啓発活動に取り組みます。
- 地域や関係機関・団体と連携しながら有害図書や有害情報等から青少年を守る環境浄化活動に取り組みます。
- 「はごろもサポートネットワーク会議（HSN会議）」※¹を開催し、学校と関係部署が課題を共有し、支援方針を協議する場を充実させます。
- 不登校や非行など複雑化する課題に対し、多様な専門機関と協働しながら、子ども一人一人の状況に応じた適切な支援を図ります。

※¹ HSN 会議とは、各小中学校、幼稚園、こども園の関係職員が、関係機関の業務内容や連携した事例等を学ぶ事により、様々な教育上の課題を抱える幼児童生徒の解決方法の糸口を見つけることを趣旨とした会議です。

■成果指標（基本施策⑭ 青少年支援ネットワーク体制の充実）

指標名 指標の説明	現状 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
街頭指導員による指導巡回	125回	年125回以上				

基本目標5. 教職員の指導力の向上

5. 教職員の指導力の向上	⑮	キャリアステージに応じた教師の資質向上
	⑯	大学との連携の充実
	⑰	I C Tを活用した授業力の向上
	⑱	教育指導の質の改善サイクルの確立

基本施策⑮ キャリアステージに応じた教師の資質向上
<p>【基本的考え方】</p> <p>教師が教科指導、生徒指導、学級経営を的確に行うためには、教職員のキャリア段階に応じて、継続的な研修を通して専門的知識と実践的指導力を高めることが不可欠です。本市では、学び続ける教職員文化を育み、教育課題の変化に柔軟に対応できる指導力の向上をめざします。また、主体的・対話的で深い学びを創出する授業づくりや、多様な児童生徒のニーズを見取る力を高めるため、研修内容の充実を図ります。さらに、地域素材を活用した平和教育・文化学習、社会体験等を通して視野を広げ、教育への探究心と使命感を涵養し、学校組織全体の教育力向上へとつなげます。</p>

キャリアステージに応じた体系的な研修を充実させます。（はごろも学習センター）

- 初任者研修・中堅教諭等資質向上研修・臨時的任用教諭研修を計画的に実施し、授業力・生徒指導力・学級経営力をはじめ、各ステージに応じて求められる実践的指導力の向上を図ります。

地域素材を生かした学びを通して教職への理解と探究心を深めます。（はごろも学習センター）

- 初任者研修において文化財巡検や平和学習を実施し、市内の文化遺産への理解を深め、授業における教材としての活用を促進します。
- 中堅教諭等資質向上研修では社会体験研修を通し、教員としての見聞や視野を広め、その経験を児童生徒への指導還元できるよう資質の向上を図ります。

■成果指標（基本施策⑮ キャリアステージに応じた教師の資質向上）

指標名 指標の説明	現状 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
初任者・研修の充実 (研修の自己評価)	—	A評価の割合80%以上	A評価の割合85%以上	A評価の割合90%以上	→	
中堅教諭等資質向上研修の充実 (研修の自己評価)	—	A評価の割合80%以上	A評価の割合85%以上	A評価の割合90%以上	→	
臨時的任用教諭研修の充実 (研修の自己評価)	—	A評価の割合80%以上	A評価の割合85%以上	A評価の割合90%以上	→	

※ 自身の学びにつながったか4段階で自己評価

基本施策⑯ 大学との連携の充実

【基本的考え方】

子どもの多様な教育ニーズに応えられる教職員の育成をめざし、近隣大学との連携を深め、大学が持つ研究知や専門性、人材を教育現場と結びつける協働体制を一層強化します。授業改善に向けた指導助言や研修の充実など、大学とのネットワークを生かした学びの機会を広げることで、教職員が教育課題を多面的に捉え、実践に生かす力の向上を図ります。また、教員を志望する大学生の受入については、これまでの取組を基盤に、学校現場での体験や活動を通して地域の教育力向上に寄与する仕組みとして継続して推進します。大学と学校が継続的に協働することにより、教育の質向上につながる持続可能な連携体制を構築します。

大学との教育活動における連携の充実を図ります。（はごろも学習センター）

- アドバイザリースタッフの指導助言や講演を活用し、授業改善や教育課題の解決に資する校内研修を充実させることで、教職員が教育実践を振り返る機会を確保します。

教員を目指す大学生の受入と活用を推進します。（はごろも学習センター）

- 教職体験の受入を継続し、授業支援や学校生活の様々な場面で活動できる環境を整備します。
- 学生を学校教育のサポート役として活用し、地域の教育力向上に寄与する仕組みを推進します。

基本施策⑰ ICTを活用した授業力の向上

【基本的考え方】

ICTは、児童生徒の思考を可視化し、主体的・対話的で深い学びを促す有効な手段であり、「わかる授業」の実現を支える重要な学習基盤です。GIGAスクール構想により整備された1人1台端末を活用することで、個別最適な学びと協働的な学びを両立させ、児童生徒が自分の考えを整理・表現し、対話を通して理解を深める授業づくりを推進します。また、教職員がICTの特性を生かした指導法を身につけられるよう、教材研究や指導改善を支援し、教育DXの推進につながる授業改革を図ります。さらに、情報教育の推進として、情報モラルや情報活用能力の育成を重視し、変化の激しい社会に対応できる資質・能力を育てます。

教職員のICT活用指導力の向上を図ります。（はごろも学習センター）

- ICT活用に関する研修会を通じて、ICT機器の操作、学習デザイン、情報モラル指導等に関する指導力の向上を図ります。
- 日常的なICT利活用を促進するため、校内支援体制を強化し、授業実践の共有や助言を通してICTを活用した授業づくりを推進します。

ICTを活用した授業づくりの質の向上をめざします。（はごろも学習センター）

- G I G A端末、大型提示装置、実物投影機、デジタル教材等を組み合わせ、視覚的・直感的に理解しやすい授業の充実を図ります。
- 児童生徒が端末を活用して思考を整理し、意見交流・協働的な学びを行う学習場面の充実させ、学習意欲の向上を図ります。

情報活用能力・情報モラル育成の指導を充実させます。（はごろも学習センター）

- 情報モラル、情報セキュリティへの理解を深める授業を充実させ、安心・安全なICT活用の定着を図ります。

■成果指標（基本施策⑰ ICTを活用した授業力の向上）

指標名 指標の説明	現状 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
ICT 機器を活用した授業をほぼ毎日実施した教員の割合	小学校 88.9% 中学校 100%	小学校 90% 中学校 100%	小学校 95% 中学校 100%	小学校 95% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%

基本施策⑱ 教育指導の質の改善サイクルの確立**【基本的考え方】**

本市や県の教育課題を共有し、学校と協働して改善方策を検討・支援する体制を整え、児童生徒の学びを継続的に高める仕組みを確立します。教員の実践的指導力を伸ばす研修を充実させ、学び続ける教員像の育成を支援します。また、学力調査や学校生活に関する質問紙調査を計画的に活用し、傾向分析を通して学校全体の指導改善につなげます。得られたデータを児童生徒の状況に応じた支援に生かし、教育の質向上を図ります。

調査結果を活用して、児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てます。**（はごろも学習センター）**

- 研究教員（6か月間）を配置し、市や県の教育課題や学校のニーズに即したテーマで実践研究を行います。その成果を市内の学校に還元・普及し、指導の質的向上を図ります。
- 市が実施する学力調査、学校生活に関する総合質問紙調査などの諸調査を実施します。その結果を分析・活用し、学校全体での指導や児童生徒一人一人に応じたきめ細かな個別指導・支援に生かします。

基本目標 6. 教育環境の充実

6. 教育環境の充実	⑱	学校のICT化の推進
	⑳	学校等施設・設備の充実
	㉑	子どもの安全・安心の確保
	㉒	教職員の労働環境の充実

基本施策⑱ 学校のICT化の推進

【基本的考え方】

GIGAスクール構想により整備された1人1台端末やネットワーク環境が安定して活用できるよう、学校のICT環境を適切に維持し、GIGAスクール構想第2期に対応した体制を整えます。教職員がICT機器を扱いやすくなるよう機器活用研修を充実させ、個別最適化された学びを推進するための基盤を強化します。セキュリティ対策やフィルタリングの適切な運用により、児童生徒が安心してICTを利用できる環境を確保します。さらに、ICT支援員の配置や校内サポート体制を充実させ、学校全体で教育DXを支える環境づくりを進めます。

ICTを活用した学校環境づくりを推進します。（はごろも学習センター）

- ICT機器やネットワーク環境を適切に維持し、教育活動で安定して活用できる状態を確保します。
- 児童生徒の情報活用能力の育成を支えるため、安全に利用できるセキュリティ環境を整えます。

ICT機器を日常的に活用できる校内体制を整備します。（はごろも学習センター）

- 教職員向けの機器活用研修を充実させ、ICT機器を扱いやすい校内体制を整備します。
- ICT支援員による機器設定やトラブル対応に加え、教職員がICT機器をいつでも活用できるよう助言・支援を行える体制を整え、ICTを日常的に活用できる環境づくりを進めます。

基本施策⑳ 学校等施設・設備の充実

【基本的考え方】

児童生徒の学習及び生活の場として良好な環境を確保すると共に、障がいのある児童生徒にも配慮し、防災性・防犯性など安全性を備えた安心感のある施設環境を形成していきます。

施設・設備の老朽化対策と併せた学習環境等の機能向上を図ります。（施設課）

- 経年劣化による施設・設備の機能低下に対し、宜野湾市教育施設等長寿命化計画等に基づき計画的に改善に取り組みます。
- 学校からの要望に応じた環境整備の充実に取り組みます。

避難所として必要な機能の確保に努めます。（施設課）

- 地域の避難所となる学校施設の防災機能の整備に当たっては、防災担当部局等の関係部署との間で、役割分担しながら、避難所として必要な機能の確保に努めてまいります。

■成果指標（基本施策⑳ 学校等施設・設備の充実）

指標名 指標の説明	現状 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
市立小中学校施設の照明LED化	19%	33%	52%	67%	89%	100%

基本施策㉑ 子どもの安全・安心の確保

【基本的考え方】

幼児連れ去り、自然災害や多発する交通事故等、幼児児童生徒を取り巻く危険な環境は絶えません。そのため、幼児児童生徒に危機回避能力を身に付けさせるための交通安全・防犯・防災教育の充実に努めるとともに、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、子どもの見守り活動等を推進していきます。

通学路の安全点検、施設の安全点検を実施します。（指導課）

- 学校独自の危機管理マニュアルを作成し、通学路の安全点検、施設の安全点検を実施します。
- 保護者や地域から交通安全ボランティアを募り、学校・保護者・地域が連携して通学路の安全確保に取り組みます。

幼児児童生徒の危険回避能力の育成を図ります。（指導課）

- 全ての学校で定期的に避難訓練等を実施し、幼児児童生徒の危険回避能力の育成を図ります。

新小学校1年生や幼稚園児に対しての交通安全指導教室を開催します。（指導課）

- 宜野湾警察署と連携し、新小学校1年生・幼稚園児に対しての交通安全指導教室を開催します。

基本施策② 教職員の労働環境の充実

【基本的考え方】

学校現場では、生徒指導や保護者対応の複雑化、教育活動の高度化により、教職員の負担が増大し、多忙化が課題となっています。子どもたちと向き合う時間を確保し、主体的・対話的で深い学びを支える授業改善を進めるためにも、教職員が本来業務に集中できる環境づくりを図ります。あわせて、メンタルヘルスへの支援や健康保持・増進に取り組み、誰もが安心して働ける職場環境の実現をめざします。

教職員のメンタルヘルス対策に取り組みます。（指導課）

- 個人向けストレスチェック等を行い、職場環境の現状把握と改善に活用します。
- 産業医や臨床心理士等専門家による学校職員の健康相談体制を整えます。
- 心の健康づくりを推進するため、研修会を実施します。

衛生委員会の活動を推進し、健康障害の防止対策に取り組みます。（指導課）

- 宜野湾市立学校総括安全衛生委員会、学校衛生委員会の活動を推進し、教職員の健康障害の防止対策に取り組みます。
- 教職員の健康の保持増進に関する取組を推進します。
- 職場巡視等の公務災害防止に関する取組を推進します。

学校における働き方改革に取り組みます。（指導課）

- 週1回の「定時退勤日」の設定など、教職員の時間外勤務の縮減と健康保持・増進に関する取組を推進します。
- 業務の明確化を推進し、業務内容を整理していきます。
- 校務DXを推進し、校務支援システム等を活用した事務処理の効率化を図ります。
- 部活動休養日や適切な部活動時間の設定など、部活動の在り方に関する取組を推進します。
- リフレッシュウィーク及び学校閉庁日を設定し、長期休暇を取得しやすい環境を整備します。
- 自動音声対応電話機を導入し、業務時間外の電話対応業務の負担軽減を図ります。

■成果指標（基本施策② 教職員の労働環境の充実）

指標名 指標の説明	現状 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
高ストレス者の割合（ストレスチェック集団分析より）	8.9%	10%以下				

※ 労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル（厚生労働省）を参考に10%以下とします。

基本目標7. 生涯をととした学びの推進

7. 生涯をととした 学びの推進	⑳	多様な学びを支える環境の充実
	㉑	読書活動の推進
	㉒	学習成果を地域活動につなぐ仕組みづくり
	㉓	芸術文化活動の推進

基本施策㉓ 多様な学びを支える環境の充実
<p>【基本的考え方】</p> <p>市民が生きがいをもってより豊かに生きていくために、生涯にわたり学習活動を継続していける環境を創出します。</p> <p>ライフステージや社会の変化による市民ニーズに合わせたプログラムの提供と学習環境や学んだ成果を社会に還元できる場の提供など、社会教育施設である中央公民館として支援の充実に取り組んでいきます。</p>

中央公民館講座の充実に取り組みます。（生涯学習課）

- 関係機関等と連携して、語学や自然観察等学術的なものから、レクリエーション・家庭教育・職業知識等、多分野にわたる講座等を実施し、中央公民館講座の充実を図ります。
- 地域学習を支援するため、公民館講座や関係団体研修会等の資料等の充実を図ります。
- 小さな子ども連れや障がいのある方でも気軽に講座に参加できるように、関係機関と連携し、学習機会を支援していきます。

家庭教育支援の環境づくりに努めます。（生涯学習課）

- 中央公民館主催講座や小中学校連携講座を実施し、家庭教育を推進します。

情報発信の充実に努めます。（生涯学習課）

- 社会教育施設で実施している講座や講演会など、生涯学習についての情報を集約し、市報やホームページ、SNSを活用して市民へ発信します。

■成果指標（基本施策㉓ 多様な学びを支える環境の充実）

指標名 指標の説明	現状 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
生涯学習講座受講者数	1,600人	1,740人	1,780人	1,820人	1,860人	1,900人

基本施策⑳ 読書活動の推進

【基本的考え方】

学びの拠点として「いつでも・どこでも・だれでも」利用できる図書館サービスを提供するために各種図書及び資料を収集・整理・保存し、図書資料の充実と読書活動の振興を図ります。

市民や地域が学んだ成果を社会に還元できる場の提供・支援を行い、生涯を通じた市民の学びの充実と読書環境の整備に取り組み、市域全体の読書活動の推進に繋げていきます。

誰もが利用しやすい図書館サービスの向上に取り組みます。 (市民図書館)

- 読書支援サービスの提供を通じて利用者の生活を豊かにするとともに、図書館所蔵資料等を活用した情報提供サービスを実施します。
- 高齢者、障がい者、外国人等の読書活動を多様なアプローチで支援します。
- ブックスタートサービスを継続し、生涯学習の素地となる読書への動機づけを図ります。

読書サービスの地域格差の軽減に努めます。 (市民図書館)

- 市民図書館から遠い地域の市民も利用しやすい環境を提供するため、移動図書館の「利用時間・巡回方法の見直し」を行っていきます。
- 博物館図書室を市民図書館の分館として機能できるよう整備を進めていきます。
- 学校図書館支援センター機能を活用し市内の小中学校図書館への支援・連携を通じて、読書活動の推進を図ります。

デジタル技術を活用した読書環境の充実を図ります。 (市民図書館)

- 必要な情報をより多く活用できるよう Wi-Fi の設置、電子図書サービス導入等、デジタル環境を整備し読書支援サービスの充実にも努めます。
- 蔵書資料の有効活用のため博物館図書室や市内の小中学校図書館等の所蔵情報のデータ化による管理システムの構築を図ります。

郷土資料レファレンスの充実を図ります。 (市民図書館)

- 地域の歴史と文化に特化した資料を収集することで、“宜野湾らしさ”や“宜野湾ならではの”資料提供を図ります。
- 博物館、文化課と連携したイベント等を通じ、郷土資料コーナーの充実にも努めます。

■成果指標 (基本施策⑳ 読書活動の推進)

指標名 指標の説明	現状 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
市民図書館利用者数 (入館者数+移動図書館利用者)	142,172人	143,000人				
図書館資料貸出者数 (本館+移動図書館)	67,888人	68,000人				

基本施策⑳ 学習成果を地域活動につなぐ仕組みづくり

【基本的考え方】

中央公民館を拠点に活動しているサークル団体や各種講座修了者、及び自治公民館を中心とした学習活動などを支援しながら、活動成果を地域学習やボランティア活動へつなげる取組を推進していきます。

地域の様々な課題解決に向けたコミュニティ形成の中核となる団体や人材の育成に努めます。

学習成果を地域につなぐ仕組みづくりを推進します。（生涯学習課）

- 学習の成果を地域に還元できるように市のイベント等において新たな発表の機会を確保します。
- 各サークルの活動をホームページやSNS、市報等で広く市民に広報し、様々な場で、活動成果を活かせる取組を推進します。
- 自治公民館を中心とした学習活動に、地域の人材を活用し、生涯学習に対する意識を高めるとともに、地域の自主的な学習活動を推進します。
- サークルが地域に貢献できる内容を記載した「サークル活用ガイドブック」を作成し、市内関係機関へ配布し、貢献活動可能なサークルと活動を希望する団体を結びつける取り組みを行います。
- 地域自ら開設する教室を推進するため、必要に応じて社会教育指導員を派遣し、開設に係るサポートを行います。

地域を支える人材を育成する取組を推進します。（生涯学習課）

- 社会教育関係団体※1への適切な補助金交付を通して、自主的な活動を支援します。
- 各団体の活動を市報やホームページ等で発信し、活動への動機づけを図りながら、市民の関心を高めていきます。
- 庁内外関係機関と、適宜連携・協働し、人材育成事業に取り組みます。

※1 社会教育関係団体とは、法人である与否とを問わず、公の支配に属しない団体で、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいいます（社会教育法第10条）。PTA、婦人会、青年団、子ども会、老人会等

■成果指標（基本施策⑳ 学習成果を地域活動につなぐ仕組みづくり）

指標名 指標の説明	現状 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
地域貢献活動実施 サークル数	18団体	18団体	19団体	20団体	21団体	22団体

基本施策⑳ 芸術文化活動の推進

【基本的考え方】

市民の文化に対する取組は、「心の豊かさ」を求め、より深くなってきています。市民自らが参加し、創造することの大切さを学ぶことで、豊かで潤いのある文化生活をさらに向上させています。市民一人一人が多様な文化に触れ、親しみ、主体的に活動が展開できるような環境づくりや諸文化事業を推進し、「文化の自立」を目指していきます。

ミュージックフェスティバルを開催し若手ミュージシャンの発信の場を提供します。（生涯学習課）

アマチュアミュージシャンやダンサーに、「L I V E G I N O W A N」として大舞台での発表の場を提供し音楽文化の発信を行っていきます。

多様な文化活動の充実と普及・継承に努めます。（生涯学習課）

- 本市の文化振興の方向性について検討します。
- しまくとぅばの普及・継承にむけたイベントや講座等を実施します。
- 文化振興関係団体の自主的な活動に対して支援します。

基本目標8. 郷土を学びつなぐ環境の充実

8. 郷土を学びつなぐ環境の充実	⑳	歴史や文化を活かしたまちづくりの推進
	㉑	博物館を拠点とした歴史及び文化の保存活用の充実
	㉒	文化関係団体等への活動支援と人材育成
	㉓	市史の刊行と市史を活用した郷土学習の推進

基本施策㉑ 歴史や文化を活かしたまちづくりの推進
<p>【基本的考え方】</p> <p>地域住民と共に歴史を活かしたまちづくりを推進するには、まず市民が地元の歴史、文化を知ることが必要です。宜野湾市内に所在する文化財の調査・指定・保存整備等を推進し、貴重な文化遺産を保存・継承するとことで、市民が文化や歴史に親しみ、関心を持つ取組を推進していきます。</p>

地域の歴史や文化に触れ、親しむ取組を進めます。（文化課）

- 地域に所在する文化財をまとめた文化財案内板（説明板）の設置や文化財講座等の開催を通じて、市民が地域の文化財を理解し、歴史に親しみをもてるような取組を推進します。
- 文化財等に関するリーフレットや文化財マップを作成し、市HPやSNS、自治会配布をとおして文化財の周知に努めます。
- 市民が文化財に触れることで、地元への愛着をより深められるよう、文化財の指定・登録・整備等を推進します。

基地内遺跡ほかの発掘調査を進めます。（文化課）

- 普天間飛行場やキャンプ瑞慶覧を含む市内全域に分布する文化財について、その詳細を把握するための発掘調査を実施し、住宅建設等の開発工事と文化財の保護調整を行います。
- 発掘調査で得られた遺跡の出土品を博物館等で保存、企画展などを活用して積極的に市民に公開していきます。
- 西普天間住宅地区返還跡地に所在する埋蔵文化財について、各種開発工事と文化財の保護調整を図り、重要文化財については国、県、市の文化財指定に向けた調査や整備活用へ取り組みます。

伝統文化・伝統芸能の継承及び発展を推進します。（文化課）

- 市内の伝統芸能等保持団体へ補助をしつつ、他自治体等主催の伝統芸能大会の案内や、伝統芸能・文化活動（公演や保存）を助成する団体や法人等の情報提供を行うなどして、伝統芸能等の継承及び発展を推進します。

■成果指標（基本施策⑳ 歴史や文化を活かしたまちづくりの推進）

指標名 指標の説明	現状 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
文化財講座や見学会等の参加者数	534人	540人	540人	540人	550人	560人

基本施策㉔ 博物館を拠点とした歴史及び文化の保存活用の充実
<p>【基本的考え方】</p> <p>市立博物館を宜野湾市の歴史・文化・自然等の発信拠点として積極的な利活用を図ることで、市民の地域愛を育み、文化財の普及啓発を図ります。</p>

博物館企画展、教室等の充実を図ります。（市立博物館）

- 地域の歴史や文化への関心と、先人の知恵と工夫を感じてもらうため、宜野湾市の歴史・民俗・自然等をテーマに企画展や講座を開催します。

森川公園の環境を活かした体験学習を実施します。（市立博物館）

- 羽衣伝説の地「森の川」や公園内の自然を活用した自然観察会や民具づくりなど、地域に根ざした体験活動の充実を図ります。
- 市内在住の小学校5、6年生を対象にした「わらば～体験じゅく」を実施し、1年をとおして市内の自然や文化について学ぶ機会を提供します。

小中学生が文化財を知り、保護の精神を培う取組を推進します。（市立博物館）

- 市内小中学生を対象に「市内に残る文化財」を題材とした図画作品展を開催します。

施設や所蔵資料等の利用環境の整備を図ります。（市立博物館）

- 博物館施設の一部貸出し及び所蔵資料の利活用の推進を図ります。
- 博物館が所蔵する琉球・沖縄関係図書を市民図書館と連携し、利用者に所蔵情報が提供できる仕組みづくりを進めていきます。

■成果指標（基本施策㉔ 博物館を拠点とした歴史及び文化の保存活用の充実）

指標名 指標の説明	現状 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
博物館利用者数	29,600人	31,657人	32,686人	33,714人	34,743人	35,257人

基本施策⑳ 文化関係団体等への活動支援と人材育成
<p>【基本的考え方】</p> <p>宜野湾市の歴史や文化財について市民や市民団体が主体となった文化財愛護活動を推進していくため「イガルー・シマ文化財ガイド」を中心とする関係団体の人材育成と活動を支援し、地域づくりや学校での郷土学習支援に対する人材の活用につなげていく取組を推進します。</p>

文化財ガイドの育成と博物館友の会の活動を支援し市民参画の仕組みづくりに取り組みます。 （文化課・市立博物館）

- 市内各地域の文化財を説明する「イガルー・シマ文化財ガイド」の育成を図るため講座の充実と活動を支援します。
- 「博物館友の会」会員向けの展示解説会や講演等を開催し地域文化への関心を高めていきます。
- 「博物館友の会」会員の知識と経験を活かした活動の場を設け、博物館事業への協力を図ります。

■成果指標（基本施策⑳ 文化関係団体等への活動支援と人材育成）

指標名 指標の説明	現状 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
文化財ガイドへの支援数	4回	4回	→			

※文化財ガイドへの支援・・・ガイド向けの研修会の開催
 市主催文化財講座等への案内
 市主催文化財講座等での文化財案内の説明依頼
 ガイド活動（見学会開催等）の市報等への掲載
 ガイド内の勉強会等への場所提供

基本施策㉑ 市史の刊行と市史を活用した郷土学習の推進
<p>【基本的考え方】</p> <p>『宜野湾市史』（以後、市史と記す）の調査・編集を通して、本市に関する歴史資料の保存・活用を図り、市民が歴史や文化に親しみ、関心を持つ取組を推進していきます。さらに本市の歴史・文化・自然等、郷土について学習する機会を提供し、地域を学び理解を深めることにより、地域への誇りと愛着が育まれ、そのことが地域文化を語り、発信することへつながるよう郷土学習活動の充実を図ります。</p>

次世代に継承、発展する市史を刊行し、市民へ情報発信を行います。 （市立博物館）

- 宜野湾市の歴史、文化、社会等の知識を深め、地域学習等に活用できる市史を刊行し、市民へ情報発信を行います。

歴史公文書や地域資料等の保存・活用を図ります。（市立博物館）

- 宜野湾市の歴史資料として重要な公文書である「歴史公文書」の収集・保存・活用を進め、市史の編集や企画展の資料に活用するほか、市民が活用できるよう、公開を進めます。

様々な場を活用して郷土を学ぶ機会を提供します。（市立博物館）

- 市史の情報を基に郷土の歴史・文化・自然を学ぶ取組を推進します。
- 小学校3、4年生の社会科の副読本『わたしたちの宜野湾市』を使った郷土学習の際に、学校の要請に応じて、「道具とくらしのうつりかわり」や「市のうつりかわり」等をテーマとした授業を支援していきます。
- 小・中学校からの要請に応じて、平和学習などの地域学習の際に、互いに連携を図り、授業を支援していきます。

■成果指標（基本施策③ 市史の刊行と市史を活用した郷土学習の推進）

指標名 指標の説明	現状 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
市史の刊行	市史「民俗」ビジュアル版に係る専門委員会の設置及び現地調査、資料収集を実施	市史「民俗」ビジュアル版の原稿作成・編集・刊行	市史「宜野湾関係資料」図説版に係る専門委員会の設置及び関連資料の収集の実施	市史「宜野湾関係資料」図説版に係る関連資料の収集の実施	市史「宜野湾関係資料」図説版の原稿作成・編集・刊行	市史第8巻戦後資料編Ⅲ（資料編）に係る専門委員会の設置及び聞き取り調査、関連資料収集等の実施
市史の内容をテーマとした講座等の開講数	39回	49回				

第5章 計画の推進に向けて

1. 宜野湾市の教育を市民みんなで推進していくために

計画の効率的な推進にあたっては、市（行政）・学校・家庭・地域・社会教育関係団体等、教育に携わる様々な方が、連携・協力しながら市民ぐるみで取り組むことが不可欠です。

そのため、それぞれの役割を踏まえつつ、おおむね以下のことを全員で推進することが重要です。

行政の役割

- ・ 教育施策の実施主体として計画を推進するとともに教育環境の整備および充実に努めます。
- ・ 様々な困難を抱える子どもへの対応や教員の労働環境の改善など学校の様々な課題に向き合い、個性ある学校づくりが展開できるよう学校への支援に努めます。
- ・ 教員の資質向上に努めます。
- ・ 市(行政) 内の連携や、学校・家庭・地域・社会教育関係団体等との連携のための調整を図ります。
- ・ 家庭・地域における子どもの教育と保護者や大人の学習のニーズを把握し、支援していくよう努めます。
- ・ 多岐にわたる教育課題に対応するため、こども部などの教育分野以外の関係部局との連携・協力を努めます。

学校の役割

- ・ 子どもたちの心身の発達に応じて、社会で生きていくための基礎となる知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成に努めます。
- ・ 教員は、教育者としての誇りと使命を自覚し、自らを磨いて資質・能力の向上に努めます。
- ・ 教員は、子どもたちと向き合い、一人一人に応じたきめ細かな学習指導に努めます。
- ・ 幼児期からの一貫性のある教育を進めるため、校種間の連携を深めます。
- ・ 地域との連携を図り、地域に開かれた信頼される学校づくりに努めます。

家庭の役割

- ・ 家庭は全ての教育の出発点であることから、子どもの心の拠り所となるよう愛情豊かな子育てに努め、家族との絆を深めていきましょう。
- ・ 子どもに基本的な生活習慣や食習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを伝えていきましょう。
- ・ 子どもの将来の生き方について一緒に考え、サポートできるよう努めましょう。

地域の役割

- ・ 地域と学校、社会教育関係団体等が連携し、子どもの学校生活、家庭の子育て、安全・安心な教育環境づくりを支え、地域全体で子どもたちを見守り育てていくよう努めましょう。
- ・ 地域の大人との関わりをとおして社会のルールやコミュニケーション力を身につけるなど、子どもの成長に地域の大人が積極的に関わっていくよう努めましょう。
- ・ 公民館や社会教育関係団体、NPOなど、大人と子どもが一緒に参加できるような行事や活動機会を多く提供できるよう努めましょう。
- ・ 一人一人の大人の生き方が子どもたちの成長に影響を与えることを自覚し、大人も子どもと一緒に学び、行動していくよう努めましょう。

2. 計画の実効性

教育施策を効果的に実施していくためには、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のPDCAサイクルによるマネジメントシステムにより計画の実効性を確保していきます。

本計画の推進にあたっては、施策の成果や課題等について「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づき、各事業の実施状況について点検・評価を行い、議会に報告、市民に公表するとともに、その結果を施策の展開に反映させながら、効果的かつ継続的な推進を図ります。

学校においては、学校評価に関する学校教育法・学校教育法施行規則に基づき、教育活動や学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善に努めます。

3. 計画の周知

教育施策の推進にあたって宜野湾市の教育の基本理念や施策の内容などを共有できるようホームページや、様々な機会を捉えて、可能な限り分かりやすく対外的に情報発信を行います。